

官報

号外 昭和四十四年五月三十日

第六十一回 衆議院會議録 第四十一号

昭和四十四年五月三十日(金曜日)

議事日程 第三十三号

昭和四十四年五月三十日

午後二時開議

- 第一 都市再開発法案(内閣提出、参議院送付)
- 第二 太平洋諸島信託統治地域に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件

一 国務大臣の演説(観光基本法に基づく昭和四十三年年度年次報告及び昭和四十四年度観光政策について)

○本日の会議に付した案件

- 本日の議事における発言時間は趣旨弁明については十五分質疑答弁討論その他については十分とするの動議(園田直君外二十六名提出)
- 建設委員長始関伊平君解任決議案(柳田秀一君外六名提出)
- 質疑終局の動議(園田直君外二十六名提出)
- 討論終局の動議(園田直君外二十六名提出)
- 日程第一 都市再開発法案(内閣提出、参議院送付)
- 質疑終局の動議(園田直君外二十六名提出)
- 討論終局の動議(園田直君外二十六名提出)

昭和四十四年五月三十日 衆議院會議録第四十一号

本日の議事における発言時間は趣旨弁明については十五分質疑答弁討論その他については十分とするの動議

午後二時六分開議
○副議長(小平久雄君) これより会議を開きます。

本日の議事における発言時間は趣旨弁明については十五分質疑答弁討論その他については十分とするの動議(園田直君外二十六名提出)

○副議長(小平久雄君) 園田直君外二十六名から、本日の議事における発言時間は趣旨弁明については十五分質疑答弁討論その他については十分とするの動議が提出されました。

本動議は記名投票をもって採決いたします。

本動議に賛成の諸君は白票、反対の諸君は青票を持参せられんことを望みます。――閉鎖。

○副議長(小平久雄君) 氏名点呼を命じます。
〔参事氏名を点呼〕
〔各員投票〕

○副議長(小平久雄君) 投票漏れはありませんか。――投票漏れなしと認めます。投票箱閉鎖。開匣。――開鎖。

○副議長(小平久雄君) 投票を計算いたさせます。
〔参事投票を計算〕

○副議長(小平久雄君) 投票の結果を事務総長より報告いたさせます。
〔事務総長報告〕

投票総数 三百五
可とする者(白票) 百七十八
否とする者(青票) 百二十七

○副議長(小平久雄君) 右の結果、本日の議事における発言時間は、趣旨弁明については十五分、質疑、答弁、討論その他については十分とするに決しました。

園田直君外二十六名提出発言時間制限の動議を可とする議員の氏名

安倍晋太郎君	足立 篤郎君
阿部 喜元君	相川 勝六君
青木 正久君	赤城 宗徳君
赤澤 正道君	天野 光晴君
荒松清十郎君	有田 喜一君
井原 岸高君	池田 清志君
上村千一郎君	白井 莊一君
内田 常雄君	浦野 幸男君
江崎 真澄君	遠藤 三郎君
小川 半次君	小澤 太郎君
小沢 辰男君	小淵 恵三君
大石 八治君	大久保武雄君
大竹 太郎君	大坪 保雄君
大野 明君	大橋 武夫君
大平 正芳君	大村 襄治君
岡崎 英城君	岡本 茂君
加藤常太郎君	加藤 六月君
海部 俊樹君	桂木 鉄夫君
金丸 信君	金子 一平君
金子 岩三君	上林山榮吉君
亀岡 高夫君	亀山 孝一君
鴨田 宗一君	川崎 秀二君
川島正次郎君	川野 芳満君
木野 晴夫君	木部 佳昭君
木村 武雄君	北澤 直吉君
吉川 久衛君	久野 忠治君
久保田四次君	草野 一郎平君
鯨岡 兵輔君	熊谷 義雄君
倉石 忠雄君	倉成 正君
藏内 修治君	小坂善太郎君
小峯 柳多君	小山 長規君
小山 省二君	河野 洋平君
河本 敏夫君	佐々木秀世君

昭和四十四年五月三十日 衆議院會議録第四十一号

本日の議事における発言時間は趣旨弁明については十五分質疑答弁討論その他については十分とするの動議 建設 10011

佐々木義武君	佐藤 榮作君
佐藤 文生君	斎藤 壽夫君
坂田 道太君	坂村 吉正君
櫻内 義雄君	志賀健次郎君
始関 伊平君	椎名悦三郎君
塩谷 一夫君	重政 誠之君
塩谷 直藏君	島村 一郎君
正示啓次郎君	白濱 仁吉君
進藤 一馬君	周東 英雄君
菅波 茂君	鈴木 善幸君
砂田 重民君	砂原 格君
瀬戸山三男君	國田 直君
田川 誠一君	田澤 吉郎君
田中伊三次君	田中 榮一君
田中 角榮君	田中 正巳君
田村 良平君	竹内 黎一君
竹下 登君	谷垣 專一君
千葉 三郎君	塚田 徹君
塚原 俊郎君	坪川 信三君
渡海元三郎君	登坂重次郎君
床次 徳二君	内藤 隆君
中尾 栄一君	中垣 國男君
中川 一郎君	中野 四郎君
中山 榮一君	中山 マサ君
永田 亮一君	永山 忠則君
灘尾 弘吉君	南條 徳男君
二階堂 進君	丹羽 久章君
丹羽喬四郎君	西岡 武夫君
西村 直己君	根本龍太郎君
羽田武嗣郎君	橋本登美三郎君
橋本龍太郎君	長谷川 峻君
八田 貞義君	濱野 清吾君
早川 崇君	原田 憲君
広川シズエ君	廣瀬 正雄君
福家 俊一君	福田 赳夫君
福田 篤泰君	福永 健司君
藤枝 泉介君	藤尾 正行君
藤田 義光君	藤波 孝生君

藤山愛一郎君	船田 中君
古内 広雄君	古川 丈吉君
古屋 亨君	保利 茂君
坊 秀男君	細田 吉藏君
堀川 恭平君	増岡 博之君
松浦周太郎君	松澤 雄藏君
松田竹千代君	松野 幸泰君
三ッ林弥太郎君	三原 朝雄君
笑輪 登君	水野 清君
湊 徹郎君	村上信二郎君
村山 達雄君	毛利 松平君
栗山 秀君	森下 國雄君
森田重次郎君	八木 徹雄君
山口シヅエ君	山下 元利君
山田 久就君	山村新治郎君
吉田 重延君	早稲田柳右衛門君
渡辺 栄一君	渡辺 肇君
渡辺美智雄君	關谷 勝利君
安宅 常彦君	阿部 昭吾君
阿部 助哉君	赤路 友藏君
淡谷 悠藏君	井岡 大治君
井手 以誠君	井上 泉君
井上 普方君	伊賀 定盛君
猪俣 浩三君	石川 次夫君
石野 久男君	石橋 政嗣君
板川 正吾君	枝村 要作君
小川 三男君	大出 俊君
大柴 滋夫君	大原 亨君
太田 一夫君	岡田 利春君
岡田 春夫君	岡本 隆一君
加藤 清二君	加藤 万吉君
勝澤 芳雄君	角屋堅次郎君
金丸 徳重君	神近 市子君
唐橋 東君	川崎 寛治君
河村 継義君	河上 民雄君
河野 正君	木原 実君
北山 愛郎君	久保 三郎君

久保田鶴松君	黒田 寿男君
小林 信一君	後藤 俊男君
河野 密君	神門至馬夫君
佐々栄三郎君	佐藤觀次郎君
佐野 憲治君	佐野 進君
齊藤 正男君	實川 清之君
島本 虎三君	田中 武夫君
田邊 誠君	田原 春次君
多賀谷貞稔君	武部 文君
橋 兼次郎君	千葉 佳男君
戸叶 里子君	中井徳次郎君
中澤 茂一君	中嶋 英夫君
中谷 鉄也君	中村 重光君
永井勝次郎君	檜崎弥之助君
西風 勲君	野口 忠夫君
野間千代三君	長谷川正三君
畑 和君	浜田 光人君
平岡忠次郎君	平林 剛君
広沢 賢一君	広瀬 秀吉君
福岡 義登君	古川 喜一君
穂積 七郎君	細谷 治嘉君
堀 昌雄君	松本 七郎君
三木 喜夫君	武藤 山治君
村山 喜一君	森 義視君
森本 靖君	八木 一男君
八木 昇君	矢尾喜三郎君
安井 古典君	柳田 秀一君
山内 広君	山口 鶴男君
山田 耻目君	山中 吾郎君
山本 幸一君	山本 政弘君
山本弥之助君	米内山義一郎君
米田 東吾君	依田 圭五君
渡辺 芳男君	浅井 美幸君
有島 重武君	伊藤惣助丸君
小川新一郎君	大野 潔君
大橋 敏雄君	近江巳記夫君
岡本 富夫君	沖本 泰幸君
北側 義一君	小濱 新次君

建設委員長始関伊平君解任決議案(柳田秀一君外六名提出)(委員会審査省略要求案件)

○副議長(小平久雄君) 柳田秀一君外六名から、建設委員長始関伊平君解任決議案が提出されました。

本決議案は、提出者の要求のとおり委員会の審査を省略して議事日程に追加するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○副議長(小平久雄君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

建設委員長始関伊平君解任決議案を議題といたします。

建設委員長始関伊平君解任決議案

右の議案を提出する。

昭和四十四年五月二十九日

提出者

柳田 秀一	八木 昇
平林 剛	三木 喜夫
井上 普方	大野 潔
伏木 和雄	

賛成者

安宅 常彦 外百四十八名

建設委員長始関伊平君解任決議

本院は、建設委員長始関伊平君を解任する。
右決議する。

理由

建設委員長始関伊平君は、公平であるべき委員長の職責に違反し、政府与党の意のままにしたがい、突如として内閣提出の「都市再開発法案」の質疑打ち切り、強行採決を行なった。

かかる暴挙は当然無効であり、国会正常化に背を向け、議会制民主主義を踏みにじつた多数横暴の行為といわねばならない。
したがって、国会の権威を傷つけた委員長としての責任はきわめて重大であり、委員長として不適格である。

これが、本決議案を提出する理由である。

○副議長(小平久雄君) 提出者の趣旨弁明を許します。井上普方君。

〔井上普方君登壇〕

○井上普方君 私は、日本社会党並びに公明党を代表して、建設委員長始関伊平君解任決議案の提案理由説明を行います。(拍手)
まず、主文を朗読いたします。

本院は、建設委員長始関伊平君を解任する。
右決議する。

〔拍手〕

理由

建設委員長始関伊平君は、公平であるべき委員長の職責に違反し、政府与党の意のままにしたがい、突如として内閣提出の「都市再開発法案」の質疑打ち切り、強行採決を行なった。

かかる暴挙は当然無効であり、国会正常化に背を向け、議会制民主主義を踏みにじつた多数横暴の行為といわねばならない。
したがって、国会の権威を傷つけた委員長としての責任はきわめて重大であり、委員長として不適格である。

て不適格である。

これが、本決議案を提出する理由である。

〔拍手〕

一昨日、建設委員会において、建設委員会には初めての強行採決が行なわれました。まことに遺憾にたえないところであります。強行採決は、国鉄運賃値上げ法、総定員法、地方公務員定年制法案、それに会期延長と、すでに四回も、国民の声を無視して行なわれましたが、一昨日は、外務、通信、建設委員会と、一日に三回も強行採決したと称しているのではありません。通常国会でこのように立て続けに強行採決とは、国会始まって以来のこととございまして、前例にもないことであります。

通常国会の会期は百五十日と定められており、その定められた会期中で慎重審議を行なうことが、国民の厳粛な負託にこたえる唯一の道であり、議会民主主義を守り育てる道であります。しかるに、政府・自民党は、多数を背景に、会期を七十二日も延長したにもかかわりませず、建設委員会理事会の話し合いも一方的に打ち切り、一方、委員会において都市再開発法の強行採決を行なったと称しておるのであります。会期を七十二日も前例のない大幅延長を行なっておきながら、他方では、強行採決と党利党略的な議会運営を行ない、議会民主主義をみずから破壊しているのではありません。まさに、自民党あつて民主主義なし、自民党あつて国会なしの感を深くするのでございます。(拍手)多数党であれば何でも押しまくっていくという国会、しかも、こうした国会運営について、政府・与党が何ら疑問を持たず、反省もしない国会、このような国会のあり方について国民が大きな不信感を抱くのは当然であり、大学紛争も、議会民主制のこのような空洞化に対する反発と抗議が大きな原因になっていることを政府・自民党は知らなければなりません。(拍手)そればかりではありません。始関伊平君は、率先して委員会運営のルールを破り、国民生活に深く影響する

都市再開発法案の強行採決を行なったのでありまして、断じて許すことができないのであります。

〔拍手〕

始関君は、大学卒業後、通産省の役人をやったようでありましたが、小心にして我執強く、官僚の特色たる上からの命令にはこれ従い、国民生活そのものを圧迫し、てん然として恥じざる官僚性、独善性を小役人時代に身につけたのでございませう。(拍手)一たん事起るや、その性格をまる出しにしたのが一昨日の委員会審議であり、委員会運営であつたと思われるのであります。始関君が委員長になるまでの建設委員会の運営は、ただそのころはただし、聞くべきところは聞き、各党の対立を鋭く見せながらも、委員会の運営は、一定のルールを守りながら民主的に行なわれてまいりました。この点は、自民党諸君もお認めになるところであらうと存するのであります。しかるに、一昨日の強行採決は一体何ぞ。このたびの強行採決は、いままでのよき慣習を踏みにじつたものでありまして、これひとえに始関君の小役人的根性のあらわれでございませう。

当選五回にして待望の常任委員長に就き、つぎまたが、それまでは二年生議員の多い政務次官をすること三回、はしかのようなもので、一度はやらねばならぬが、二度とやるものでないと自民党議員がはしかにたとえております政務次官を低減すること前後三回、当選五回にして、組閣のたびに新聞辞令の大臣候補にもはらなかつた始関君、立身出世を身上とする始関君は、佐藤派に始関ありと認めていたのだと、せめて次の組閣の際には新聞の片すみにも大臣候補の新聞辞令でも出してもらいたいといういじらしい気持ちで、小心翼々の始関君が清水寺の舞台より飛びおりた気持ちで強行したのであります。御心情まことにお察し申し上げると同時に、れんびんの情禁じ得ざるものであります。(拍手)しかしながら、かかる暴挙を行なった始関委員長は、議会制民主主義の立場より許されないのであります。

て、断じて糾弾するべきであります。(拍手)

そもそも委員長は、各党の意見を公平に取り入れ、委員会の審議を円滑に処理する義務があります。この都市再開発法案の審議にあたり、始関委員長は、理事会、委員会において常に独善性を発揮し、与党の理事すらもしばしばたしなめる場面があつたのであります。始関君はよい六十歳を過ぎ、当選五回の閱歴を持つておりますが、政治家として大成するには、いまだのような官僚独善的な性格を直すことが必要であることを御忠告申し上げたいのであります。今回の強行採決なるものは、自民党国会対策方面の圧力によって行なつたと申していますが、それであれば、国会の委員長としての立場はありませぬ。また、議会民主主義の確立もあり得ないのであります。

都市再開発法案は、過密化した都市の土地の合理的な高度利用と都市機能の更新をはかり、公共の福祉に寄与することを目的としたものとされておるのであります。今日まで都市問題をなおざりにし、国民を都市公害のまっただ中にほうり出したのは一体どなたでございませう。戦後二十数年にわたる保守政権以外の何ものでもありません。特に油田内閣以来、高度成長政策の名のもとに推し進められてまいりました政府・自民党の、生産あつて国民生活なしの政策の結果、全国に過密過疎現象が急激に顕在化をいたしておるのであります。都市住民には、公害、交通難、住宅難等々の都市問題を惹起いたしておるのであります。

都市再開発法案には、以上の観点より幾多の問題点があります。政府の責任において今日の過密を来たしたのでありますから、まず、再開発法案のうらう目的遂行のためには、国の、政府の責任を明確にする必要があるものであります。この法案にはそれが示されておらないのであります。第二に、都市全体の機能整備をはかる総合的再開発計画や、構想の基本的規定は不問に付せられておるのであります。

第三に、どの地点からどのように再開発を行なうかという実施計画、実施方法も不明であります。

第四に、現行再開発制度との関係において、本法案の位置づけが不明確なであります。

以上のように、都市再開発法案には多くの問題を含んでおるのであります。都市住民の利害に重大な関係を持つ法案でありますから、第五十五回国会以来参議院先議にしてまいりましたけれども、三回にわたり継続審査となつたいわくつきの法案であります。今国会においても、参議院より衆議院に送付せられまして、建設委員会に付託せられて以来、審議が慎重に行なわれましたが、いまだ五名しか質問がなされておらず、まだ六名の質問通告者が残つておるのであります。

すで行なわれまし質問の中で、国有地、公有地の面開発を行なつて民間に転示する必要があるというような観点から質問が行なわれましたが、国有地が大企業に不当に安く貸し付けられておる実態が指摘せられたのであります。一例をあげますならば、帝国ホテルのごときは一坪当たり評価額が二十五万円ありますにもかかわら

ず、これの貸し付け料は年に一坪一万円であります。しかも、昭和七十二年まで、すなわち、三十年間有効というような実例を示されたのであります。このように、大企業に対しましては不当に安く貸し付けられておる実態が指摘いたされました。与野党委員全員が強い不満を示しまして、大蔵省当局並びに建設省当局に対しまして、強い姿勢で臨むよう要求いたしましたのであります。

また、特に、公権と私権との関係において重大な問題を含んでおります。民間の三分の二の同意があれば、他の三分の一の人々に土地収用法の収用権を適用できる規定があります。これは宅建業者が、三分の二の諸権利を買収した形で、他の三分の一の人々に収用権を適用するという危険があります、これをチェックする方法を講じなければなりません。

また、本法案は、権利処理が非常に複雑化しております。ために法廷に持ち込まれる可能性がき

わめて大きいのでありまして、運用いかんによりましては、違憲訴訟が発生する可能性すら持つておるのであります。まして、法解釈の上におきまして、法制定時の国会審議が非常に重要なこととしては、申し上げるまでもございません。

このように未解決の問題がありますので、建設委員会では、すでに参考人を招聘することにきまつておりまして、その人選も終わり、すでに参考人の方々には通知済みのことであります。

また、法案修正につきましても、各党間で検討中のことでございまして、社会、公明両党より修正案が出されまして、自民党を含めた全理事事が集まって、修正箇所をいかにするかということを各条検討中であったのであります。近日中にそろそろ審議が済み……

○副議長(小平久雄君) 井上君、時間ですから、結論を急いでください。

○井上晋方君(続) 委員会採決の運びになっておったのであります。

始関君は、こうした話し合いや、議会のルールを全く無視いたしまして、参考人の方々にも無礼をおかし、一方的に強行採決を行なったのであります。われわれは、国民の名において絶対に許すことはできないのであります。(拍手)本日も、理事会を開くことなく、始関君は独断で委員会を開

こうといたしました。本日でございます。昨日には、御本人の解任決議案が本会議に提出されておるのは、御承知のとおりであります。厚顔、恥知らずというか、上からの命、これ従う小役人根性のあらわれというか、私は判断に苦しむものであ

ります。(拍手)私の職業からお察し申し上げますならば、老人性脳動脈硬化症、高じて脳細胞硬化症を来たしておる疑いが持たれるのであります。(拍手)

○副議長（小平久雄君） 井上君、制限時間が過ぎましたから、発言を終わってください。

○井上普方君(続) 一刻も早く脳神経科に入院して治療される要があると考えます。放置すれば老人性痴呆症を来たすおそれがありますので、委員長をおやめになつて、千葉海岸でゆつくりと御静養なさることを、心よりおすすめるものであります。

「発言する者多し」
○副議長(小平久雄君) 井上君、制限時間が過ぎましたから、発言を終わってください。
○井上晋方君(統) さて、最後に、国権の最高機

関としての權威と機能を回復し、國民の信頼を取り戻すためにはどうすればよいか。それには、國民の重要な役員である常任委員長には、眞に民主主義を理解し、議会のルールを守る人を得る必要があります。遺憾ながら、始岡伊平君は常任委員長資格に欠けております。国会の場で國民の

意思を反映し、議会民主主義の機能を発揮するためには、本院の解任決議によって始関君にやめてもらふ以外にありません。よつて、ここに建設委員長始関平君の解任決議案を提出した次第であります。

全会一致の御賛成をお願いいたしまして、提案理由の説明を終わります。（拍手）

順次これを許します。阿部昭吾君。

〔阿部昭吾君登壇〕

○阿部昭吾君　ただいま、わが日本社会党並びに公明党を代表し、井上君から提案をせられました建設常任委員長始関伊平君を解任せんとする決議

案に対し、私は、日本社会党を代表し、齒にきぬを着せずに、さらに若干の質問を行ない、建設委員長始関伊平君が一昨日とつた行爲がいかに惡逆非道なものであるかということを明らかにし、始

関伊平君をして、あのような、毒を食らわば皿穿
でといった、天をもおそれぬ所業に走らせた自民

党執行部、なかんづく、その中のフッパシヨ的なグループの罪状を国民の前に告発せんとするものがあります。(拍手)

今日まで建設委員会においては、わが社会党はじめ野党が耐えがたきを耐えて、よく議会政治擁護のために心を砕いてまいつたのであります。委員会には円滑に、かつ順調に運営をされてまいつたのであります。与党の諸君は、内容の審議の場合には欠席をなさるか、あるいは退席をなさる、採決のときだけ出席をされる方が多いのであります。

す。また、採決の瞬間だけ、にわかな臨時委員も出てくるのであります。これは、世上聞くところによりますと、与党の国会対策においては、一人の委員が幾つかの委員会にいわば採決要員として、定足数要員として出席をされるというのであります。

——他党のことは一々申し上げたくないの
ありますが、これでは、もはや実のある審議など
ということは、およそ期待し得べくもないと思っ
たのであります。（拍手）われわれは、建設委員会に

おきましては、あまりにひど過ぎるときには、と
きたま注意を喚起してまいりましたが、じつと耐
えて、それこそ忍耐と寛容をもつて今日まで委員
会運営のために努力をしてまいつたのであります
す。われわれのこの真の忍耐と寛容、これにより
まして、ついで建設委員会は日派あい、のうろこ

爆発寸前の今日の日本の大都会、特に歴代内閣の中でも最も反動的な、最もファッショ的な、そして国民から最も不人気な佐藤内閣になりましたから、わが国の都市は、もはや人間の住む最低の

条件をさえも欠くようになってまいったのであります。パンク寸前のところに落ち込んでいるのが今日のわが日本の都市の現状であります。かかる情勢のもとにおいて、都市の再開発、人間的な都

市の再建といふことは現代の大きな課題であります。そのために、都市再開発法の審議につきましましては、建設委員会の理事会において、私を含めて多くの質問者が予定をされておつたのであります。また、参考人の意見聴取を行なつて、広く国民の御意見を反映させるということ、そしてわが社会党並びに公明党の修正提案についても、前向きに、それこそ建設的に話し合いが進められておつたのであります。

われわれと自民党との都市再開発についての意見の違いは、自民党側は、政府の責任をいまいにして、都市住民と国民の負担、国民の責任で無理に押しつけようというものであります。われわれは、この国家百年の大事業ともいふべき都市の再建は、少なくとも政府の責任を明白に定めて、住民に選択を求めるといふ民主的な進め方をしなければならぬと主張してまいつたのであります。特に、国の財政負担を、都市再開発事業の場合に積極的に行なうべきであるという主張を行なつてまいつたのであります。われわれと自民党との意見の相違については、前向き、建設的に一致をさせる努力が話し合いで着々実を結びつつあつた段階であります。そのやさきに、突如として質疑打ち切り、強行採決があつて行なわれたのであります。円満な話し合いの進行中に、このような暴挙は、まさにファッショか、気のふれた者でもなければ私にはやらないところだ、こう思うのであります。提案者、わが僚友井上君は、理事として建設委員会の円滑なる運営のために、すぐれた見識と人間性豊かな良識をもつてつとめてくれたのであります。暴逆なる自民党側といえども、これを評価しておつたところでありました。

始関伊平君のつた今回の所業、議会政治を破壊するやうな行為を始関伊平君をしてとらしめた背景は一体何なのか。都市再開発法の野党修正をおそれたのか、自民党のファッショ派グループからの圧力によるものなのかどうか、あるいは委員長始関伊平君の人間それ自体に基

するものなのかどうか、提案者井上君の明敏なる答弁を求めたいと思つたのであります。

さらにお尋ねをしたいと思います。始関伊平君は、紳士録などの人物紹介によりますと、戦争犯罪人首魁として注目され、歴代内閣のうち最も反動的、ファッショ的な官僚だといふ岸信介氏の直系的、商工官僚上がり、こう言われているのであります。(発言する者あり)また、始関君は、その官僚臭が抜け切らず、選挙ではめっぽう弱いといふふうに出てゐるのではありません。始関君が直屬をする岸氏が全盛時代でもあまり登用されなかつた、こう書いてあるのではありません。私には、一昨日、始関氏は、質疑だけだ、つい直前まで言明しておきながら、一氣に、まるでだまし討ちのやうなやり方で強行したといふことは、彼、始関君の人間を端的に説明してゐるやうに思われるのであります。井上君は、医者としても、若くして学位号を持つといふ達識の士であります。それから、彼、始関君のこのあたりの心の問題、魂のさまよひの状況等についても説明を与えていただきたいと思います。こう思うのであります。

最後に、私は、国会は審議をやるどころだ、こう自民党の諸君は口癖のやうに、ばかの一つ覚えのやうにおっしゃるのであります。(発言する者あり)ところが、私は、各委員会において自民党の諸君が発言しておるといふ姿をあまり見たことがないのであります。(拍手)速記録をよく読んでみましても、自民党の諸君は全く発言をしておらないのであります。

○副議長(小平久雄君) 阿部君、時間ですから、結論を急いでください。

○阿部昭吾君(続) 私は、審議をなさるということとは、発言し、論議をすることだと思つたのであります。自民党諸君は、ものを言わないで、どうして審議をやるというのでありましょか。(拍手)議会政治とは何か、議会制民主主義とは何か、この根本問題について、与党諸君にもよく理解できまするやうに、明敏なる答弁を要求いたします。

で、私の質問を終わりたいと思つた。(拍手)

○副議長(小平久雄君) ただいまの阿部昭吾君の発言中、不穏当の言辭があるとの申し出がありま

す。議長は、速記録を取り調べの上、適當の処置をとることといたします。

〔井上善方君登壇〕

○井上善方君 ただいま阿部君から御質問がございましたが、阿部君の選挙区には池田正之輔さんといふ、自民党でございませうか、古い政治家があられたまして、そこでは「悪徳事務局長を弾劾せよ」という張り紙をべたべたと各電信柱に張つておる中から出てこられた阿部君でございませうので、いかに阿部昭吾君の舌鋒鋭いことを私は痛感いたしましたのであります。(拍手)

ただいまの御質問の第一点は、野党修正をおそれたのか、こゝういふ御質問もございませうが、私も社会党並びに公明党の両党から修正要綱が出されまして、そして、実は理事全員におきまして、一々これをチェックしながら、どういふ方法にするかといふことで、法案の中にかにこれを盛り込むかといふ作業を進めておつたのであります。

わが党の修正の基本的な立場といふものをひとつ申し上げてみたいと思つた。

この再開発法は、先ほども申しましたやうに、三回にわたりました継続審査になつたのでございませうが、このたびは、自民党の諸君はどうしても通さしていただきたいといふので、住宅を都市再開発によつてつくられた建物の上に上乗せすることと、さらには、高度利用地区をひとつも少し考えようじやないかといふことを、本案提出以前に直したのでございませう。しかし、これとてもまだ十分じやない。そこで、都市全体の機能を改善して整備をはかる総合的な再開発計画が、構想の基本的な規定を不問に付しておるのをどうするか。また、市街地のどの地区からどのように再開発を進めていくかといふやうな、全体計画に基づく段階的計画と実施方法も不明になつておるの

で、これを修正案の中においてどういふやうにしていくかといふことを、まず審議いたしておつたのであります。

具体的問題といたしましては、いまの都市状況を見ますと、昼間人口と夜間人口とに大きいアンバランスがある。都市のどまん中におきましては、いわゆるドーナツ現象を来たしておる。このドーナツ現象を少なくして、職住近接を一体とするか。それにはやはり、この再開発事業法によるところの夜間人口と昼間の人口との比率を法律的に、あるいは政令で明確にすべきじやなからうか、こゝういふことが問題になりまして、建設省の役人は、この点につきましては、ひとつそれは政令におきまして明確にいたしませう。それを法律では直せぬかといふことを申し上げます。これはひとつ政令におかせ願ひたいといふやうなことを実は審議いたしましたのであります。

第二点といたしましては、この再開発法は、いままでは防災街区、こゝういふやうな法律でやられておりましたけれども、実際には貧困な環境、施設のもので、大火とか風水害の防止であるとか、あるいは公害を規制するとか、あるいは衛生改善をする、道路をつくる、遊び場拡大といふやうな、緊急にして必要な、不良居住地区、機能麻痺の中小企業地区の最優先的な再開発をひとつこの際法律の中に織り込んだらどうか、こゝういふことを申し上げたのであります。これは行政指導でやりた、こゝういふのが自民党さんの意見でございませう。私も、そうじやない、こゝういふやうな地区こそ、まず第一番にやるべきだといふことを明確に法律の中に入れるべきではなからうかといふことで、この点においては話が対立いたしておつたのであります。

さらには、重点的な施設計画といたしまして……(要領よく言つてくれと呼ぶ者あり)わからぬ者が悪い。住民の日常生活を直接的に守つて向上するのには、やはり公園とか道路であるとか、あるいは広場にとどまらず、集会所であると

昭和四十四年五月三十日 衆議院會議録第四十一号 建設委員長始岡伊平君解任決議案

か、あるいはまた、このごろは夫婦共かせぎというものが多のでございますから、保育所をつくる、あるいは気軽に利用できる運動場というより、あるいは共同利用の施設を、やはり再開発地帯におきまして重点的に総合的に配置すべきじゃないか、これを法律の中に入れないかという話をいたしておったのであります。これは、都市計画法との相関関係の中において入れたい、それじゃ、これを法律的にやったらどうかというような話も、まだまだ進められておったのであります。

さらにはまた、計画決定の権限は、都市計画法に基づきまして都道府県知事にあるとされておりますが、町づくりのこの責任者は、何を申しましたも市町村である。そういう市町村というより、住民に身近にあるこの市町村を責任体制にする必要があるのではないかと。私もはこのように考えまして、自民党の諸君あるいは各党の諸君と話をいたしておったのであります。この点につきましては、これはまた自民党の検討事項として残っておるのであります。しかし、この再開発というものは、市民の参加と協力によって初めてなし得る問題でございますので、これで住みよい都市づくりをするというためには、計画の決定に先立ちまして、住民の意思が反映できるよう、積極的な住民参加の方法を民主的な手続、運営等で確立する必要があるということも、私も強く要求いたしましたのであります。

保利官房長官が建設大臣時代に都市計画法を策定いたしました、私も、このときに、この審議に参加いたしましたのであります。この審議は、当時、この私の言う住民参加ということにつきましては非常に理解がございまして、住民参加の道を開きまして、公聴会を開くとか、あるいはまた、地図をつくったならばこれを公示するという方法を、保利大臣のときには法律の中に入れたのであります。したがって、このたびの都市再開発法も、同じように、住民参加の方法を講ずるようにならなければならぬと私も申ししたのであります。

ありますが、与党の諸君は、この点はひとつ考えてみようというお話でございました。これはあるいは、強行採決が行なわれなかったならば、民主的な建設委員会理事各位でございましたがゆえに、おそれるは、やれたものではなからうか、このように考えられるのであります。

さらにはまた、先ほど申しました組合施行の場合に、三分の一の不同意者にも——不同意する者が三分の一ありまして、これを積極的に賛意と協力をするように、行政手段あるいは法的に、あるいは政令において、どういうふうに不同意者の三分の一を、これを組み込んでいくかという方策をここで真剣に考えなければ、せっかくの組合施行の方法をとる都市再開発もできないじゃないか、この意見をどういうふうにして反映さすかというところも、これはまた真剣に理事会において討議せられておったところであります。

○副議長(小平久雄君) 井上君、時間ですから、結論を急いで下さい。

○井上普方君(続) それでは、借家人に対しては、実は権限はございせん。借家人に対しては権限はありますけれども、借家人に対しては権限がない。ここあたり非常に問題がありますので、これもひとつ法律の中に何とか明確化しようじゃないかということが話し合いの中心でございました。

わが党並びに公明党の修正案をあらまし申し上げます。御答弁にかえる次第でございます。

(拍手)
○副議長(小平久雄君) 福岡義登君。

○福岡義登君登壇

○福岡義登君 私は、先ほど井上普方君から、その趣旨説明が行なわれました建設常任委員長始岡伊平君の解任決議案について、提案者に対してまして、日本社会党を代表し、若干の質問を行なわんとするものであります。

質問に先立ちまして、私の心境を申し述べさせていただきます。私は、始岡委員長と同じ委員会

に身を置き、しかも、会館も同じ第二議員会館の七階で、朝夕顔を合わせておる私といたしましては、始岡委員長の解任決議案に賛成する立場から質問を行なうことは、私情に於いてまことに忍びがたいものであるとあります。しかし、始岡君のおかしなあやまちにはあまりにも大きく、議会制民主主義を守り、もって国民の負託にこたえなければならぬという大義の前にはいかんともいたしがたく、泣いて馬鹿を切るといふのが私のただいまの心境であります。(拍手)この段階におきまして、始岡君に対する私の友情を示すといいたすすならば、始岡君が解任決議案が採決に付される前に、みずからの不明をわび、勇ましく辞任することを忠告することだけでございます。始岡君がこの私の忠告に従い、友情にこたえてくれることを切に祈ってやまないものであります。もし始岡君がこの私の忠告に基づき身を処してくれるならば、このずから将来の道は開けるものと思えます。しかしながら、この私の忠告を無視するならば、厚顔無恥というか、無知もろまいといひましようか、多くの社会からの批判を受けて、その政治生命にも大きな危機が訪れるのではないかと心配するものであります。(拍手)

さて、具体的な質問に入るわけであります。その第一は、議会制民主主義の歴史に大きな問題を残しました今次延長国会の冒頭の五月二十六日、始岡委員長は、従来の慣行を無視し、しかも、定例日でない五月二十七日に一方的に理事会を開催するべく公報に掲載したことについてであります。従来は、理事会を開こうとするときには、あらかじめ各党の理事に連絡を行ない、その上によつて行なわれたものであります。五月二十六日の場合は、この連絡が全くなく、突如として公報に掲載されたという聞いておるのであります。もしこれが事実だとするならば、許すことのできない不法にして不信行為だと思ふのであります。どのような経緯であつたのか、提案者から具体的な説明をお願いいたします。

第二の質問は、五月二十八日の理事会における始岡委員長の行った行為についてであります。当日の理事会は、延長国会における議案の審査日程などについて各党理事の意見調整が行なわれていたところ、始岡委員長は、理事会を一方的に打ち切り、委員会の会議を開こうとしたと聞いております。このことも、もし事実だとすればゆゆしき問題であります。どのような理事会の経過であつたのか、提案者の井上普方君も理事でありますから、その間の事情を詳しく御説明願いたいのであります。

第三の質問は、同じく五月二十八日の委員会における始岡委員長の行動についてであります。さきに述べたごとく、始岡委員長は、理事会を一方的に打ち切った直後、野党各党理事から、理事会を再開して延長国会の日程などについて協議すべきであるという強い意見が出されていたにもかかわらず、これを退け、委員会の会議を強引に開いたと聞くのであります。これまた委員長としてとるべき態度ではなく、事実だとすれば許しがたいことだと思ふのであります。どのような経緯であつたのか、提案者から具体的に御説明をいたしたいのであります。

第四の質問は、一方的に委員会の会議を開いた始岡委員長は、都市再開発法案を議題とし、あらかじめしめし合せていたと思われる与党議員からの質疑打ち切りの動議が出されるや、他の委員の意見を求めることもなく、特に、そのときの委員室は、騒然として会議を続行するような状態ではなかったにもかかわらず、動議は賛成多数として質疑打ち切りを可決したと述べているのであります。言語道断といわなければなりません。速記録もそれなような状態の中で、委員長が当然休憩を宣し、事態の集約をはかるべきだったと思ふのであります。一体どのような経過であつたのか、その詳細を御説明願いたいと思ひます。

第五の質問は、同じ日の委員会では始岡委員長は、先議案件であるべき委員長の不信任決議案が

出されていたのにもかかわらず、これを取り上げなかつた事実があるのであります。このことも公平を欠く始開委員長の行動であつたと思つたのであります。提案者はその間の事情をどのように考へておられるのか、お伺いをしたいのであります。

質問の第六は、さきに述べました委員会における質疑打ち切りに続いて、始開委員長は、都市再開発法案を採決に付したとしてゐるのであります。が、当時の会議の中では、先ほども申し上げましたように、速記録もとりにくい状態でありましたので、その中の採決ができるような事情ではなかつたと思つたのであります。これをあえて採決をしたとするがごときは、全く暴挙といわなければなりません。提案者の御見解を承りたいのであります。

第七の質問は、強行採決をされたという都市再開発法案の審議経過についてであります。

都市再開発法案に対しては、私たち日本社会党は多くの意見を持ち、その一部を今日までの会議で述べてまいりました。今後また引き続き法案審査の中で、これらの残された意見を述べようとしたのであります。しかるに、質疑打ち切り、強行採決というのでは、意見を述べることもできないのであります。委員会における審査を続行されることを強く望みたいのであります。

特に、社会党といつたしましては、先ほど阿部昭吾君からの御質問にもありましたように、理事会におきまして、同法案に対する修正案を提示してゐたのであります。この修正案に対しては、自民党を含め各党とも検討するとの約束がなされておつたのであります。この理事会における約束ごとを履行されないままに強行採決を行なわれたのであります。これではほんとうに国民のための都市再開発法であるかどうか、はなはだもつて疑いたくなるのであります。提案者井上善方君は、先ほども御説明がなされておりますが、もう少し、この都市再開発法案の修正に対する理事会に

おける経過、約束ごとというものを明らかにしてもらいたいと思つたのであります。

○副議長(小平久雄君) 福岡君、時間ですから、結論をお急ぎください。

○福岡義登君(統) 質問の第八は、都市計画法案の内容についてであります。

今日、緊急を要する政治課題として、過疎、過密の問題があることは皆さん御案内のとおりであります。都市においては深刻な住宅難、交通地獄、産業公害等々により国民生活が大きく破壊されようといつたしております。また一方では、過疎現象も最近極度に達したはなしで、地域住民の生活は重大な危機に直面してゐるのであります。これらは、歴代自民党内閣が大企業中心の政策をとられ、国民生活を顧みなかつたためであります。

○副議長(小平久雄君) 福岡君、制限時間が過ぎましたから、発言を終わってください。

○福岡義登君(統) しかるに、今回の都市再開発法案も、過疎、過密対策としては乏しく、特に都市機能の改善、整備に関する基本構想、具体的実施計画などの基本的な問題点が明らかにされてないものであります。また、具体的諸問題につきましても、残されてゐる問題が多々あるのであります。このような問題がある法案を十分審議、解決することもなく採決を強行した委員長始開伊平君の責任は、きわめて大きいといわなければなりません。(拍手)

重ねて、始開君みずからの退陣を強く忠告を申し上げまして、私の質問にするわけであります。(拍手)

○井上善方君 福岡君にお答え申し上げます。

まず第一点は、二十七日に理事会を開くことを一方的に委員長が公報に載せました件であります。が、いままでも建設委員会の理事会におきましては、次の理事会は一体いつにするか、そして、質問者はだれを当てるか、何人にするかということ、実は民主的にきめておつたのであります。と

ところが、この日は何を血迷いましたか、二十七日と申しますと火曜日でありまして、定例日ではございません。二十六日に私のところに委員部の方が多いので、建設委員長始開伊平君が二十七日に理事会を開きたいといふので、ひとつ御了承願へぬか、こういうお話があつたのであります。しかし、そのときには、御承知のように、二十六日には天皇陛下が富山県に参りまして植樹祭を行なつておりました。わが党の理事である佐野憲治さんは、この植樹祭に参加されておりました。御連絡はとれませんでした。したがうして、私は、その際に、これは定例日でもないし、また国会正常化が十分でない段階において、一方的に火曜日、定例日以外にやるのはどうもおかしいから、その旨ひとつ委員長のもとに言つてくれといふことを申し上げたのであります。ところが、それにつきましては御返事がなくて、一方的に公報に掲載したもので、全くこの公報掲載は、いままでの理事会の慣習といふべきか、よき民主的運営を破壊したものであると私は考えるものであります。(拍手)

続きまして、私も、そのような非民主的な二十七日の理事会には、私のみならず全野党の諸君が、日程の都合上、出席できなかったやうであります。しかるにもかかわらず、続いて二十八日、すなわち、この日は定例日でございますので、理事会に私も出ていまして、野党の理事も全部出席して、理事会を開催いたしましたのであります。そして理事会におきましては、これまでに、日程を委員長みずからがつくつておりました、われわれ野党の、こうしようじゃないかといふことを全然聞こうとはいたしませんでした。中におきまして、いろいろと自民党の理事諸君とも相談いたしたのでございます。本日は、国会正常化を得るために、もう少し待とうじゃないかといふような話をいたしておりました。いろいろその間のいきさつはございましたが、要は、いままでも建設委員会は、過半数を欠けました場合には一時休憩す

るところ、この日は何を血迷いましたか、二十七日と申しますと火曜日でありまして、定例日ではございません。二十六日に私のところに委員部の方が多いので、建設委員長始開伊平君が二十七日に理事会を開きたいといふので、ひとつ御了承願へぬか、こういうお話があつたのであります。しかし、そのときには、御承知のように、二十六日には天皇陛下が富山県に参りまして植樹祭を行なつておりました。わが党の理事である佐野憲治さんは、この植樹祭に参加されておりました。御連絡はとれませんでした。したがうして、私は、その際に、これは定例日でもないし、また国会正常化が十分でない段階において、一方的に火曜日、定例日以外にやるのはどうもおかしいから、その旨ひとつ委員長のもとに言つてくれといふことを申し上げたのであります。ところが、それにつきましては御返事がなくて、一方的に公報に掲載したもので、全くこの公報掲載は、いままでの理事会の慣習といふべきか、よき民主的運営を破壊したものであると私は考えるものであります。(拍手)

といふべき慣習があると同時に、規則を守り続けた委員会であつたのであります。この点については、自民党の建設委員で欠席される方が多い中で、自民党の理事の二、三の方が一生懸命電話をかけて、そしてレギュラーメンバーを集めつつある努力に對しましては、私も、常日ごろ、よくやつておるなといふて感心いたしておつたのであります。(拍手)ところが、こういうふうに過半数を確保しろという要求には、これはいままでも自民党理事の諸君の努力は認める。統いては、強行採決はやらないかと言いますと、これも私もやりませんといふようなことを申しました。ところが、ひとつ定例日以外はやらぬようにしようじゃないかと言いますと、この点につきましては、これはお約束できぬといふことを申されました。まことに困つた事柄であつたわけでありました。

いままでも、先ほど来福岡君の申されましたように、建設委員会は、言うべきところは言ひ、ただすべきところはただして、実に民主的な運営ルールを守つてきたところでありましたから、定例日といふものを守らなければならぬじゃないかと言いましたら、委員長いわく、それは、定例日に開くというの慣習であつて、法規にはない、こう申すのであります。しかしながら、この定例日を定めたのは戦後の国会以来のことでありまして、(部屋が足りなかつたからだと呼ぶ者あり)部屋がなかつたといふことは詭弁でございます。私が昭和二十二年以来の国会の議事録を調べてみても、定例日はいつても定まつておつたやうであります。そういうようなことを要求いたしましたならば、ある程度自民党の理事諸君はお認めになつたのであります。

ところが、その上にさらに話を再開発法の問題について一体どうするかといふことで佐野理事が発言中に、突如といつたしまして、始開委員長が理事会の打ち切りを行なつたのであります。まことに委員長は——委員長といふのは、各理事の意

見を集約して円満に委員会を行なう義務がありま
す。それを、佐野理事の質問中に突如として理事
会の打ち切りを行なったのでありまして、ここに
始開委員長の非民主的な性格が浮き出されておる
と存するのであります。

第三に、二十八日に強行採決したが、その際委
員長の行動はどうであったかというお話でありま
すが、これは、先ほど申しましたように、理事会を
一方的に委員長が打ち切りいたしましたのでありま
す。しかし、その間におきまして、自民党の理事
と野党の理事との間に接触が持たれて、いろいろ
と相談をいたしましたのであります。あるいは、この
ような委員長の一方向的な行動をどう規制し、どう
いうように直していくか、また、委員会をいかに
円満に進めるかというのを、自民党の心ある理
事諸君とともに、これ相談につとめておったので
あります。ところが、これまた委員会を強行開会
をし、大野明君に質問をされたのであります。私
どもは、だれがきょうは質問するというのは、こ
れは理事会が話し合ひできぬし、また、その前
の理事会におきまして、わが党及び公明党、民社
党から質問通告者は六名あったのであります。そ
の六名の中には、大野明君の質問通告は入って
おりませんでした。にわかに、突如として、この
大野明君に對しまして質問を委員長は許可いたし
たのであります。そこで、私どももいたしまして
は、ルール違反であるということで委員長に對し
まして抗議を申し上げました。最後に、大野明君
が、このままでは質問ができぬので質問を打ち切
る、こういうことを申します。直ちに委員長
始開伊平君は質疑打ち切りの動議をはかったの
であります。直ちに、私といたしましては、このよ
うな非民主的な行動を行なう委員長に對し、委員
長不信任案を八名の連名をもって委員長の席に差
し出したのであります。委員長はこれが、あと
で聞きますと見えなかつたやうであります。私は
委員長機の机の上に置き、また顔の前まで差し出

して見せたのでございますから、見えなかつたとい
うのでございまして、これは目の病氣にか
かつておるのだらうと思ひます。また……
○副議長(小平久雄君) 井上君、時間ですから、
結論を急いでください。

○井上善方君(統) また私は、不信任案でござい
ますからして、人事案件であるから、まずこれを先
議すべきであるということをお願いしたのでありま
すが、これまた聞かぬやうなことをおっしゃるの
であります。これはまた耳の病氣にかかつておると思ひ
ます。(拍手) また、耳も聞かぬやうな見え
ぬというやうな委員長のものでは、ちよつと委員
会の審議はなかなかむずかしいと思ひるのでありま
す。(拍手)

こういふやうなことをやりまして、質疑を打ち
切つたといふのでございますが、その後強行採
決したと稱するのであります。私は、はたにおり
ましたのであります。その際の委員長の発言
は、はたにおつた私にも何も聞かぬやうなもので
ありますから、速記録にもこれは載つておらない
のであります。

こういふやうに、先ほどと通しますと、先議案
件である不信任案すらも握りつぶさうといふがこ
とと委員長の態度は、まさに非民主的であり、議
会政治を破壊するものであるといふことを皆さん
に申し上げまして、御答弁とする次第でございま
す。(拍手)

質疑終局の動議(國田直君外二十六名提出)
○副議長(小平久雄君) 國田直君外二十六名か
ら、質疑終局の動議が提出されました。
本動議を採決いたします。

この採決は記名投票をもつて行ないます。本動
議に賛成の諸君は白票、反対の諸君は青票を持参
せられんことを望みます。——閉鎖。
〔議場閉鎖〕
○副議長(小平久雄君) 氏名点呼を命じます。

〔参事氏名を点呼〕

〔各員投票〕

○副議長(小平久雄君) 投票漏れはありません
か。——投票漏れなしと認めます。投票箱閉鎖。
開閉。——開鎖。

〔議場閉鎖〕

○副議長(小平久雄君) 投票を計算いたさせま
す。

〔参事投票を計算〕

○副議長(小平久雄君) 投票の結果を事務総長よ
り報告いたさせます。

〔事務総長報告〕

投票総数 三百四十六

可とする者(白票) 二百八

否とする者(青票) 百三十八

○副議長(小平久雄君) 右の結果、質疑は終局す
るに決しました。(拍手)

國田直君外二十六名提出質疑終局の動議を可と
する議員の氏名

安倍晋太郎君	足立 篤郎君
阿部 喜元君	相川 勝六君
青木 正久君	赤城 宗徳君
天野 公義君	天野 光晴君
荒木萬壽夫君	荒松清十郎君
有田 喜一君	井原 岸高君
伊藤宗一郎君	伊能繁次郎君
池田 清志君	石田 博英君
稲葉 修君	上村千一郎君
白井 莊一君	内田 常雄君
内海 英男君	浦野 幸男君
江崎 眞澄君	小川 半次君
小澤 太郎君	小沢 辰男君
小淵 恵三君	大石 八治君
大久保武雄君	大竹 太郎君
大坪 保雄君	大野 明君
大野 市郎君	大橋 武夫君

大平 正芳君	大村 襄治君
岡崎 英城君	岡本 茂君
加藤常太郎君	加藤 六月君
賀屋 興宣君	鍛冶 良作君
海部 俊樹君	桂木 鉄夫君
金丸 信君	金子 一平君
金子 岩三君	亀岡 高夫君
亀山 孝一君	鴨田 宗一君
飯谷 忠男君	川崎 秀二君
川島正次郎君	川野 芳満君
菅 太郎君	菅野和太郎君
木野 晴夫君	木部 佳昭君
菊池 義郎君	北澤 直吉君
吉川 久衛君	久野 忠治君
久保田次君	久保田藤磨君
草野 一郎君	鯨岡 兵輔君
熊谷 義雄君	倉石 忠雄君
倉成 正君	藏内 修治君
黒金 泰美君	小坂善太郎君
小峯 柳多君	小宮山重四郎君
小山 長規君	小山 省二君
河野 洋平君	佐々木秀世君
佐々木義武君	佐藤 榮作君
佐藤 文生君	齋藤 邦吉君
斎藤 寿夫君	坂田 道太君
坂村 吉正君	坂本三十次君
櫻内 義雄君	笹山茂太郎君
四宮 久吉君	志賀健次郎君
始岡 伊平君	権名悦三郎君
塩川正十郎君	塩谷 一夫君
重政 誠之君	澁谷 直藏君
島村 一郎君	正示啓次郎君
白濱 仁吉君	進藤 一馬君
周東 英雄君	菅波 茂君
鈴木 善幸君	砂田 重民君
砂原 格君	世耕 政隆君
瀬戸山三男君	國田 直君
田川 誠一君	田澤 吉郎君

昭和四十四年五月三十日 衆議院(会議録第四十一号) 建設委員長始開伊平君解任決議案

田中伊三次君	田中 榮一君	水田三喜男君	湊 徹郎君	田中 武夫君	田邊 誠君	田中 昭二君	中野 明君
田中 角榮君	田中 龍夫君	村上 勇君	村上信二郎君	田原 春次君	多賀谷真穂君	田中 新一君	中野 直樹君
田中 正巳君	田村 元君	村山 達雄君	毛利 松平君	高田 富之君	武部 文君	伏木 和雄君	広沢 直樹君
田村 良平君	高見 三郎君	栗山 秀君	森下 國雄君	橋本 兼次郎君	千葉 佳男君	山田 太郎君	正木 良明君
竹内 黎一君	竹下 登君	森田重次郎君	森山 欽司君	戸叶 里子君	堂森 芳夫君	林 百郎君	田代 文久君
谷垣 專一君	谷川 和雄君	八木 徹雄君	山口シヅエ君	内藤 良平君	中井徳次郎君	林 百郎君	福永 一臣君
中馬 辰猪君	塚原 俊郎君	山口 敏夫君	山下 元利君	中澤 茂一君	中嶋 英夫君		
坪川 信三君	渡海元三郎君	山田 久就君	山中 貞則君	中谷 鉄也君	中村 重光君		
登坂重次郎君	徳安 實藏君	山村新治郎君	吉田 重延君	永井勝次郎君	榑崎弥之助君		
床次 徳二君	内藤 隆君	早稲田柳右衛門君	渡辺 栄一君	成田 知巳君	西風 勲君		
中垣 國男君	中川 一郎君	渡辺 肇君	渡辺美智雄君	野口 忠夫君	野間千代三君		
中野 四郎君	中村 梅吉君	安宅 常彦君	阿部 昭吾君	長谷川正三君	畑田 和人君		
中村 寅太君	中村 庸一郎君	阿部 助哉君	赤路 友藏君	華山 親義君	平林 剛君		
中山 マサ君	永山 忠則君	阿部 悠蔵君	井岡 大治君	平岡忠次郎君	広沢 賢一君		
灘尾 弘吉君	南條 徳男君	淡谷 悠蔵君	井上 普方君	平等 文成君	福岡 義登君		
二階堂 進君	丹羽 久章君	井上 泉君	石川 次夫君	廣瀬 秀吉君	帆足 計君		
丹羽喬四郎君	西岡 武夫君	伊賀 定盛君	石野 久男君	古川 喜一君	細谷 治嘉君		
西村 英一君	根本龍太郎君	石田 有全君	板川 正吾君	穂積 七郎君	三木 喜夫君		
野田 卯一君	葉梨 信行君	石橋 政嗣君	枝村 要作君	堀 昌雄君	村山 喜一君		
橋本龍太郎君	長谷川 峻君	江田 三郎君	大出 俊君	武藤 山治君	森本 靖君		
八田 貞義君	濱野 清吾君	小川 三男君	大原 亨君	森 義視君	八木 一男君		
早川 崇君	原田 憲君	大柴 滋夫君	岡田 利春君	八百板 正君	矢尾喜三郎君		
廣川シズエ君	廣瀬 正雄君	太田 一夫君	岡本 隆一君	八木 昇君	柳田 秀一君		
福井 勇君	福田 赴夫君	岡田 春夫君	加藤 万吉君	安井 吉典君	山口 鶴男君		
福永 健司君	藤枝 泉介君	加藤 清二君	角屋堅次郎君	山内 広君	山田 耻目君		
藤尾 正行君	藤波 孝生君	金丸 徳重君	神近 市子君	山中 始男君	山花 秀雄君		
藤本 孝雄君	藤山愛一郎君	唐橋 東君	川崎 寛治君	山本 幸一君	山本 政弘君		
船田 中君	古内 広雄君	川村 継義君	河野 正君	山本弥之助君	米内山義一郎君		
古川 文吉君	古屋 亨君	木原 実君	北山 愛郎君	米田 東吾君	依田 圭五君		
坊 秀男君	細田 吉藏君	久保 三郎君	久保田鶴松君	渡辺 惣蔵君	渡辺 芳男君		
堀川 恭平君	本名 武君	黒田 寿男君	小林 信一君	浅井 美幸君	有島 重武君		
前尾繁三郎君	益谷 秀次君	兒玉 末男君	後藤 俊男君	伊藤惣助丸君	石田幸四郎君		
増岡 博之君	増田甲子七君	河野 密君	神門至馬夫君	小川新一郎君	大野 潔君		
松浦周太郎君	松澤 雄蔵君	佐野 憲治君	佐野 進君	大橋 敏雄君	近江巳記夫君		
松田竹千代君	松野 幸泰君	齊藤 正男君	阪上安太郎君	岡本 富夫君	沖本 泰幸君		
松野 頼三君	三池 信君	實川 清之君	島上善五郎君	北側 義一君	小濱 新次君		
三原 朝雄君	箕輪 登君	島本 虎三君	下平 正一君	斎藤 実君	鈴切 康雄君		

否とする議員の氏名

○副議長(小平久雄君) 討論の通告があります。順次これを許します。大野明君。

〔大野明君登壇〕

○大野明君 私は、ただいま議題となりました建設委員長始開伊平君解任決議案に対し、自由民主党を代表して、反対討論を行なわんとするものであります。(拍手)

本決議案提出の理由は、今国会に内閣から提出された重要法案の一つである都市再開発法案を審議する建設委員会において、始開委員長は、委員会の運営が適切でなかったといふことにあるようであり、私は、本決議案の提案者とは全く見解を異にするものであり、始開委員長に対しましては、その職務執行に最大級の賛辞を呈するものであります。(拍手)始開委員長は、常に理事会の席において述べられておりますとおり、委員会付託法案に対しましては慎重審議を尽くす態度をとられてまいりましたのであります。

都市再開発法案の審議におきましても、特にこの点を配慮せられ、質疑時間も十分とり、野党各委員に対し、できる限り発言時間を保証してきていたものであります。委員会における質疑時間は約九時間でありまして、その間、社会党三名、民社党一名、公明党一名に発言を許可し、これに自民党三名を加え、計八名の委員が質疑を行なっておりますとともに、審査に資するため、野党委員の要求にも応じ、現場視察を行なう等、本案に対し意欲的な審議をいたしてまいりましたのであります。(拍手)

また、この法案審議の過程においては、必要に応じ理事懇談会を開き、各党理事との間に忌憚の

ない意見の交換を行ない、委員会の円滑な運営につとめてこられたのであります。さらに、野党に對しましては、再三再四審査に應ずるよう、誠意と忍耐をもつて尽くしてこられたのであります。御承知のとおり、本案は、近年における都市の諸問題に對処する重要な法案でありまして、各界におきましても、都市三法の一つとして、これを強力に支持しておるのであります。この法案は、第五十五回国会に参議院先議として提出され、第五十八回国会において、参議院議員選挙のため審査了となり、今国会にあらためて参議院先議として内閣より提出されたものであります。

今回提出の法案は、野党議員からの要望を取り入れ、さきの法案に比し、大幅に改めておるのであります。しかも、今国会におきましては、前年成立いたしました新しい都市計画法との関連もあり、その早期成立が強く望まれていたのであります。建設委員長としては、本法案審議の進捗状況について憂慮せられ、審議の促進に日夜苦心を重ねておられたのであります。

始関委員長は、一昨日の理事会におきましても、野党側理事諸君に、審議に應ずるよう強く要請をいたしました。野党の一部の理事は、ある問題に對しては順法、また、ある問題に對しては慣例を主張し、全く首尾一貫しない議論をあえて持ち出し、開会を阻止せんとする態度で臨んだのであります。(拍手)

国家国民のために審議すべき委員会を、ただ単に党利党略のかけ引きの場と考へておる一部野党と、眞の議會制民主主義を基調とするわが党との考え方の上において、あまりにも大きな断層を見出された始関委員長は、ただいたずらに過ぎ去る時間の空費を避けるとともに、旧來の陋習を断ち、き然とした態度をもつて開会を宣したその勇氣こそ、国会正常化への第一歩であり、心より敬意を表する次第であります。

審議の結果、五月二十八日、質疑終局の動議を適当と判断され、委員会審議に終止符を打たれたのであります。このように措置こそは、委員長として當然とるべき態度であつたと確信するものであります。また一方、野党委員各位の質疑もまたことによりつばなものであり、その意とするところも十二分に言い尽くされたものと判断されますので、大方の委員の了とされる委員長採決であつたと確信するものであります。

始関委員長の委員会運営については、以上申し上げましたとおり、非難すべき何ものも見出すことはできないのであります。どうか心ならずも提案しておられる提案者各位におかれましては、所属する党の名譽のため、すみやかに解任決議案を撤回されるよう強く要望いたしまして、私の反對討論を終わります。(拍手)

○副議長(小平久雄君) 山崎始男君。
山崎始男君登壇
山崎始男君 私は、日本社会党を代表いたしまして、建設委員長解任決議案に賛成の意思を申し述べたいと存じます。(拍手)

もうすでに提案者あるいは賛同者からいろいろとその理由は申し上げておられますので、あえて私はこの言葉を重ねません。ただ一言皆さん方に申し上げたいのは、ちょうど二十八日の建設委員会に見のがすことのできない点が二つござります。まず第一点は、先ほど提案者から申し、不信任案を委員長の前へ持つていって、ちょうど子供にだれ掛けをかけるごとくかけておつたのを無視して、そして、こそこそと退場をされたあの姿、これが第一点。

第二点は、先ほど反對討論をされました大野代議士、私はおとうさんの伴陸先生は偉大なる政治家として尊敬しておりました。その御曹子が、散会をしたあとで、たしか公明党の同僚議員の方にだと言つたことば、皆さん、公明党の皆さんも第一党にならなさい、こういうことができるんですよ」と言つたことば。皆さん、このことばは一体何を意味しますか。もう私はこれより以上、限

られた時間でございますから申し上げません。ところが、こういうふうな慣例や法規を無視した一党独裁の議會運営は、過去にもたくさんござります。いまに始まつたことではございせん。思い出してもぞつとするのが、昭和二十九年の自治警察を國家警察に変える会期三日間の延長のときでござりました。会期末十二時の一分前に、衆議院議長は、このうしろの廊下へ立つておつて、議場内に入らず、指を三本あげて会期の延長を成立させたのでござります。(発言する者多し) 皆さん——ちよつと議長に私はお願いを申し上げ

願ひます。
○副議長(小平久雄君) 静肅に願ひます。静肅に願ひます。
山崎始男君(続) お願いを申し上げます。議場内は騒音防止法の適用外でござりますが、このようないびつな発言があつた時間は、私は十分以上にちようだいをいたしますことを、前もつてお断わりをいたしておきます。(拍手)

皆さん、こういうことがまかり通るといふことは、議長席へ着いて開会を宣言する必要も要りません。もとより速記録も要りません。廊下へ立つて指三本あげて延長が成立するならば、便所の中で三本あげても延長は成立する、この道理を國民の目の前に示したのでござります。(拍手)

また、思い出しても——たしか昭和三十五年、安保国会の延長の記憶でござりますが、権熊副議長が、振鈴の前にあの辺の席の下に隠れておつて、振鈴が終わると同時に、突如立ち上がり、たつた一言叫んで会期を延長させた。与党の皆さん、たつた五秒でござります。こういふ、いわゆる規則も慣例も無視した、多数を頼む暴挙、これはいまに始まつたことではございせん。

皆さん、私は考えますのに——皆さん方、新橋の駅の近くに行つてごらんになるとわかりますが、握りずし屋が、ベルトコンベヤーでもつて一血百円、五個ついております。こういう光景が目に入ります。私は、今回の自民党さんのいわゆる

大幅会期延長されたあの議員總會が何かのとき、たしか田中幹事長だと存じますが、これからは一日に一つの法律案を上げなければいけない、各員一そう奮勵努力せよというハッパをかけた。一日に一つ。なるほど、きのうの佐藤総理のお話を聞きました。一応法律を通過させることは与党の責任である、なるほどそのとおりでござります。ただ、その法律の通過のさせ方が問題になる。言いかえまして、二十八日の国会の混乱というものは、いわゆる幹部が命令をした、法律を一日に一つ上げるというベルトコンベヤーをつくつて、それでもつてその日にスイッチを入れただけにああいうふうな混乱が起きたんだと、私はこう解釈をしておるのでござります。(拍手)

皆さん、考えてみますと、戦後二十有余年たつております。ところが、日本の民主政治というものは、二十四年たつた今日、ほとんど進歩いたしておりません。まことに嘆かわしい状態だと存じます。(発言する者多し) 皆さん——皆さん方は、そういう不規則な発言をされる前に、皆さん方は、大先輩にどういふ人がいらしたか、考えてみてください。すなわち明治の初めには、板垣退助先生が、自由は死すとも……(発言する者あり)板垣死すとも自由は死せず、自分の身を殺して人間の自由の尊嚴を守つた板垣退助大先輩、あるいはまた、昭和の初めには、あの總理大臣官邸において大義殺先生は、軍人の一発のピストルでもつて、話せばわかる、話せばわかると叫びながら死んでいった。いわゆる話せばわかる。この大先輩、皆さん、話せばわかる、話せばわかる、この精神こそ、これは私は民主政治の基本でなければならぬと思つております。(拍手) たとい敵であれ、味方であれ、人種を超越して、皮膚の色も、目の色も——話せばわかる、話せばわかるというこの気持ちこそ、私は民主政治の大前提だと思つております。(拍手) 民主政治の確立なくして何の世界平和がございましょう。

私は、今回の多数を頼む暴挙、今日の不正常な

る国会のあり方、これはベルトコンベヤー式のやり方をやられるところに故障が起つて、今日の不正常が起つておる。おそろくこの姿を国民が見たならば、一体何と云うでありましょう。どうぞ自民党の皆さま方の深い反省を求めると同時に、委員長は解任決議案に賛成の意を表するものでございます。(拍手)

○副議長(小平久雄君) 大橋敏雄君。

〔大橋敏雄君登壇〕

○大橋敏雄君 私は、公明党を代表いたしましたし、ただいま提案されました建設委員長始末閣伊平君の解任決議案に対し、賛成の討論を行なわんとするものであります。

言うまでもなく、議会制民主主義とは、そのルールに基づき、最終的には多数決によることとして、その前に少数意見を尊重することによって国民大衆の声を十分に反映させるのが基本原則であるということには、いまさら言うまでもございませう。

したがって、私たちは、国会法、衆議院規則に基づき、定足数の常時確保や開会時に通告した委員は途中で交代してはならないとか、あるいは質疑通告者の発言を認め、強行採決は絶対にしていないなど、しごく当然の要求をしてきたのであります。しかし、去る二十八日の建設委員会では、午前中の理事会で与野党の話し合いがつかないまま開会が強行され、自民党議員が都市再開発法案の質疑を約五分間行なったところで、しかも、発言者がみずから質疑打ち切り動議を提出したのであります。同案を入れず、野党委員が委員長不信任の動議を突きつけたのでございますが、始末委員長はこれを全く無視して、同法案の採決を強行してしまつたのであります。私は、見るからに温厚篤実な始末委員長に対し、今日まで内心深く尊敬の念を抱いておりましただけに、その驚きは全く大きかつたのであります。(拍手)嘆かわしくも、連日のごとく非民主的な強行採決が行なわれ、いま国会が大混乱しておるその中で、自民党

の鵜群の一鵜と称される始末閣君に限つては、民主主義のルールを守り、さぞや模範的な委員会を開会されるであらうと私は信じ、大きな期待を寄せたところが、何たることでありましょう。期待と夢は一瞬にして破れたのであります。九俣の功を一質に欠くというか、この人柄にしてあの横暴、私の気持ちには暗黒の谷底に引きずり込まれていくやうでありました。(拍手)

始末閣君、あなたは一体どうしたのでしょうか。私は、本日あなたの解任決議案に対する討論を行なうにあたり、何とか教うすべはないものかと幾たびか自問自答したものであります。民主主義を踏みにじつて平然としている始末閣君の姿を見て、私は、ついに今日までの尊敬と友情のきずなを、ここで切らざるを得ないことの重大さを深く悲しむものでございます。(拍手)典型的な国民不在の国会審議の責任追及は、もはやどうすることもできません。事ここに至つては、すなおに委員長を辞任なさることが最善の道ではないでありませんか。

さらに、当日の大混乱の委員会の部屋で、自民党の諸兄は、万歳万歳と声高らかに叫んでおりました。あなたも聞かれたはずであります。あの万歳の声は、民主政治の滅亡を祝う悪鬼の声であり、墮落を喜ぶ悪魔の声なのであります。(拍手)私の全身に義憤の血が逆流していったのは、そのときからでありました。この暴挙こそ、数の実力による対決を辞さずとの自民党の横柄がまわりなき実態であり、議会制民主主義の存亡の危機を象徴するものであります。

目的のためには手段を選ばずとの非民主的な国会運営は、素朴な国民大衆にぬぐいがたき不信感をますます深め、不満は爆発寸前の状態にあるのであります。すでに、既成権威の破壊を目ざしてゆれ動く一部学生のゲバ棒騒動に拍手をかけていくことは明白であり、私はこれを憂えずにはいられないのであります。

私は、ここに、今日の国会で多数派であるというものが、必ずしも国民大多數の意思を代表しているものではないということを明確にしておきます。(拍手)国民の過半数の投票は、自民党政府を支持してはおりません。この大多數の意向をじゅうりんして、議会少数の野党意見を嘲笑するとき、自民党政府の前途には、みずから選ぶ葬送の喜鐘が鳴り渡ることを自覚すべきでありましょう。あたかも平家の末期にも似た横暴と狂乱を、私はあわれまざるを得ないのであります。

佐藤総理が強行採決の非民主的な姿勢をたな上げして、暴挙は少数党のゲバ棒といわざるを得ないなどと白々しく述べるくだりは、自民党議員の多くが、議会制民主主義の何たるか、あるいは多数派の意味するものが何か、全くおわかりでないということを示明瞭に物語るものであります。佐藤総理に直結する始末閣君にして、初めて行ない得た暴挙なのであります。曲学阿世のそしりを免れないのであります。

さらに重大なことは、一方的に七十二日間という国会史上空前の大幅会期延長を決定したことでありました。しかも、その理由たるや、重要法案が残っているからという。その重要法案とは、防衛二法案、健保特例延長法案、あるいは大学管理法などのこととしておるわけでありましたが、これらはいずれも重要法案どころか、国民のために廃案とすべき法案なのであります。さらに強行した国鉄運賃値上げ法案や総定員法及び地方公務員法案のごとく、国民生活を極度に圧迫する改悪法案ばかりなのであります。自民党が世論と野党の非難の中で会期を大幅に延長したことは、いかに彼らの行動と主張が道理と国民の福祉に離反しているかを証明しているようなものであります。冷静かつ正常な国民大衆の怒りは大きく燃え広がっております。だからこそ私たちは、忍耐強く自民党諸兄の猛省を促してきたのであります。しかし、私たちの誠意は一向にくみ取られないのみか、ますます強行強行の連続であり、もうこれ以上許すわけにはまいりません。

始末閣君、朱に交われれば赤くなるこのことわざがございしますが、高潔有能の士始末閣君も、長年、議員生活に浸ってきたために、骨の髄まで毒されてしまつたのでありましょうか。始末閣君、あなたは再び委員長の席につこうなどの野心は決して起こさないほうがよいでしょう。建設委員長の重任を全うするに足る資格など、どこにも認められないことを自覚し、いさぎよく委員長の任を辞退すべきであります。いつぞや、わが党の建設委員が理事懇談会の席上で公明党の修正案を提示したとき、これはすばらしい案だと感心なさつたというではありませんか。なぜ、それを取り上げようとされないのか。国民の声を曇りなく反映させていくことが、政権担当者の責務ではありませんか。

○副議長(小平久雄君) 大橋君、時間ですから、結論を急いでください。

○大橋敏雄君(続) 声なき声に耳を傾けるのでもなく、悲痛な叫びさえ完全に黙殺し、圧殺するいまの自民党の政治論議は、横暴多数派の論議であり、民主政治の名をかりたゲバ棒であるといつても過言ではありません。即座に辞任されることは、国民に対する責任の一部でも果たすこととなると思ふのであります。自民党がおこり高ぶり、庶民を踏みつけにした暴挙をやめない限り、日本の議会制民主主義は崩壊の道をたどり、断末魔の声をあげるのは必至であります。

最後に、こうした不毛の対決主義の是正の道は何か。結論から先にいえば、自民党のいびつな体質と横暴を根底から改革する以外にはない。その直道は、直ちに国会を解散して、国民に信を問うことでもあります。(拍手)賢明な国民大衆は、真の大衆のための政党、庶民の党はいずれか、きわめて公平に選択するであらうと信ずるものであります。要は、自民党が私物化した議院に大衆の血を通わせ、強行採決の汚濁に満ちた政治に終止符を打

藤波	孝生君	藤本	孝雄君
船田	中君	古内	広雄君
古川	丈吉君	古屋	亨君
坊	秀男君	細田	吉藏君
堀川	恭平君	本名	武君
益谷	秀次君	増岡	博之君
増田	甲子七君	松浦	周太郎君
松澤	雄藏君	松田	竹千代君
松野	幸泰君	松野	頼三君
三池	信君	三原	朝雄君
箕輪	登君	湊	徹郎君
村上	勇君	村山	達雄君
毛利	松平君	栗山	秀君
森下	國雄君	森田	重次郎君
森山	欽司君	八木	徹雄君
山口	シヅエ君	山口	敏夫君
山下	元利君	山田	久就君
山中	貞則君	吉田	重延君
早稲田	神右衛門君	渡辺	栄一君
渡辺	肇君		
議員の氏名			
安宅	常彦君	阿部	昭吾君
阿部	助哉君	赤路	友藏君
淡谷	悠藏君	井岡	大治君
井手	以誠君	井上	泉君
井上	普方君	伊賀	定盛君
猪俣	浩三君	石川	次夫君
石田	有全君	石野	久男君
板川	正吾君	枝村	要作君
小川	三男君	大柴	滋夫君
大原	亨君	太田	一夫君
岡田	利春君	岡本	隆一君
加藤	清二君	加藤	万吉君
勝澤	芳雄君	勝岡	田清一君
角屋	堅次郎君	金丸	徳重君
唐橋	東君	川崎	寛治君
川村	継義君	河上	民雄君
川野	正君	木原	実君

北山 愛郎君	久保 三郎君	依田 圭五君	渡辺 惣蔵君
久保田鶴松君	黒田 寿男君	渡辺 芳男君	浅井 美幸君
小林 信一君	兒玉 末男君	有島 重武君	伊藤惣助丸君
後藤 俊男君	河野 密君	石田幸四郎君	小川新一郎君
神門至馬夫君	佐野 憲治君	大野 潔君	小橋 敏雄君
佐野 進君	齊藤 正男君	近江巳記夫君	阿本 富夫君
阪上安太郎君	實川 清之君	沖本 泰幸君	北側 義一君
島上善五郎君	島本 虎三君	小濱 新次君	斎藤 実君
下平 正一君	田中 武夫君	鈴切 康雄君	田中 昭二君
田邊 誠君	田原 春次君	竹入 義勝君	中野 明君
多賀谷眞稔君	高田 富之君	樋上 新一君	広沢 直樹君
武部 文君	橋 兼次郎君	伏木 和雄君	正木 良明君
千葉 佳男君	戸叶 里子君	矢野 絢也君	山田 太郎君
堂森 芳夫君	内藤 良平君	田代 文久君	谷口善太郎君
中井徳次郎君	中澤 茂一君	林 百郎君	松本 善明君
中嶋 英夫君	中谷 鉄也君		
中村 重光君	永井勝次郎君		
橋崎弥之助君	成田 知巳君		
西風 勲君	野口 忠夫君		
野間千代三君	長谷川正三君		
畑 和君	華山 親義君		
浜田 光人君	平岡忠次郎君		
平林 剛君	平等 文成君		
広沢 賢一君	広瀬 秀吉君		
福岡 義登君	古川 喜一君		
帆足 計君	穂積 七郎君		
細谷 治嘉君	堀 昌雄君		
三木 喜夫君	武藤 山治君		
村山 喜一君	森 義視君		
森本 靖君	八百板 正君		
八木 一男君	八木 昇君		
矢尾喜三郎君	安井 吉典君		
柳田 秀一君	山内 広君		
山口 鶴男君	山崎 始男君		
山田 耻目君	山中 吾郎君		
山花 秀雄君	山本 幸一君		
山本 政弘君	山本弥之助君		
米内山一郎君	米田 東吾君		

○副議長(小平久雄君) 建設委員長始関伊平君解任決議案につき採決いたします。

この採決は記名投票をもつて行ないます。本決議案に賛成の諸君は白票、反対の諸君は青票を持参せられんことを望みます。——閉鎖。

〔議場閉鎖〕

○副議長(小平久雄君) 氏名点呼を命じます。

〔参事氏名を点呼〕

〔聞こえないぞと呼び、その他発言する者あり〕

○副議長(小平久雄君) 静粛にお聞き取りください。

〔参事氏名の点呼を継続〕

〔投票継続〕

○副議長(小平久雄君) 投票漏れはありませんか。——投票漏れの方は急いでください。

〔投票継続〕

○副議長(小平久雄君) 投票漏れなしと認めます。投票箱閉鎖。開票。——開鎖。

〔議場閉鎖〕

○副議長(小平久雄君) 投票を計算いたさせます。

〔参事投票を計算〕

○副議長(小平久雄君) 投票の結果を事務総長より報告いたさせます。

〔事務総長報告〕

投票総数 三百三十八

可とする者(白票) 百四十

否とする者(青票) 百九十八

〔拍手〕

○副議長(小平久雄君) 右の結果、建設委員長始関伊平君解任決議案は否決されました。(拍手)

柳田秀一君外六名提出建設委員長始関伊平君解任決議案を可とする議員の氏名

安宅 常彦君	阿部 昭吾君	河上 民雄君	河野 正君
阿部 助哉君	赤路 友蔵君	木原 実君	北山 愛郎君
淡谷 悠蔵君	井岡 大治君	久保 三郎君	久保田鶴松君
井手 以誠君	井上 泉君	黒田 寿男君	小林 信一君
井上 哲方君	伊賀 定盛君	兒玉 末男君	後藤 俊男君
猪俣 浩三君	石川 次夫君	河野 密君	神門至馬夫君
石田 有全君	石野 久男君	佐野 憲治君	阪上安太郎君
板川 正吾君	江田 三郎君	齊藤 正男君	島上善五郎君
枝村 要作君	小川 三男君	實川 清之君	下平 正一君
大柴 滋夫君	大原 亨君	島本 虎三君	田邊 誠君
太田 一夫君	岡田 利春君	田中 武夫君	多賀谷眞稔君
岡本 隆一君	加藤 清二君	田原 春次君	武部 文君
加藤 万吉君	勝澤 芳雄君	高田 富之君	千葉 佳男君
勝岡田清一君	角屋堅次郎君	橋 兼次郎君	千葉 芳夫君
金丸 徳重君	唐橋 東君	戸叶 里子君	中井徳次郎君
川崎 寛治君	川村 継義君	内藤 良平君	中嶋 英夫君

川崎 寛治君	川村 継義君	永井勝次郎君	橋崎弥之助君
石田 有全君	石野 久男君	成田 知巳君	西風 勲君
板川 正吾君	江田 三郎君	野口 忠夫君	野間千代三君
枝村 要作君	小川 三男君	畑 和君	畑 和君
大柴 滋夫君	大原 亨君	浜田 光人君	平林 剛君
太田 一夫君	岡田 利春君	廣田 賢一君	福岡 義登君
岡本 隆一君	加藤 清二君	帆足 計君	細谷 治嘉君
加藤 万吉君	勝澤 芳雄君	古川 喜一君	
勝岡田清一君	角屋堅次郎君	穂積 七郎君	
金丸 徳重君	唐橋 東君		
川崎 寛治君	川村 継義君		

堀 昌雄君	三木 喜夫君	阿部 喜元君	相川 勝六君	北澤 直吉君	吉川 久衛君	竹下 登君	谷川 和穂君
武藤 山治君	村山 喜一君	青木 正久君	赤城 宗徳君	久野 忠治君	久保田円次君	千葉 三郎君	塚田 徹君
森 義視君	森本 靖君	天野 公義君	天野 光晴君	久保田藤麿君	草野一郎平君	塚原 俊郎君	坪川 信三君
八木 一男君	八木 昇君	荒木萬壽夫君	荒松清十郎君	鯨岡 兵輔君	熊谷 義雄君	渡海元三郎君	登坂重次郎君
矢尾喜三郎君	安井 吉典君	有田 喜一君	井原 岸高君	倉石 忠雄君	倉成 正君	徳安 實藏君	床次 徳二君
柳田 秀一君	山内 広君	伊能繁次郎君	伊能繁次郎君	蔵内 修治君	黒金 泰美君	内藤 隆君	中尾 栄一君
山口 鶴男君	山崎 始男君	池田 清志君	石田 博英君	小坂善太郎君	小峯 柳多君	中垣 國男君	中川 一郎君
山田 耻目君	山中 吾郎君	稻村左近四郎君	上村千一郎君	小宮山重四郎君	小山 省二君	中村 梅吉君	中村 寅太君
山花 秀雄君	山本 幸一君	白井 莊一君	内田 常雄君	河野 洋平君	佐々木秀世君	中村庸一郎君	中山 榮二君
山本 政弘君	山本弥之助君	内海 英男君	浦野 幸男君	佐々木義武君	佐藤 榮作君	中山 マサ君	灘尾 弘吉君
米内山義一郎君	米田 東吾君	江崎 真澄君	小川 半次君	佐藤 文生君	斎藤 寿夫君	南條 徳男君	二階堂 進君
依田 圭五君	渡辺 惣蔵君	小澤 太郎君	小沢 辰男君	坂田 道太君	坂村 吉正君	丹羽 久章君	丹羽喬四郎君
渡辺 芳男君	浅井 美幸君	小渕 恵三君	大石 八治君	坂本三十次君	櫻内 義雄君	西岡 武夫君	西村 英一君
有島 重武君	伊藤惣助丸君	大久保武雄君	大竹 太郎君	笹山茂太郎君	四宮 久吉君	西村 直己君	根本龍太郎君
石田幸四郎君	小川新一郎君	大坪 保雄君	大野 明君	始関 伊平君	椎名悦三郎君	野田 卯一君	葉梨 信行君
大野 潔君	大橋 敏雄君	大橋 武夫君	大平 正芳君	堀川正十郎君	塩谷 一夫君	橋本龍太郎君	長谷川 峻君
近江巳記夫君	岡本 富夫君	大村 襄治君	岡崎 英城君	重政 誠之君	正示啓次郎君	濱野 清吾君	早川 崇君
沖本 泰幸君	北側 義一君	岡本 茂君	加藤常太郎君	白濱 仁吉君	進藤 一馬君	原田 憲君	広川シズエ君
小濱 新次君	斎藤 実君	加藤 六月君	鹿野 彦吉君	周東 英雄君	菅波 茂君	廣瀬 正雄君	福家 俊一君
鈴切 康雄君	田中 昭二君	賀屋 興宣君	鍛冶 良作君	鈴木 善幸君	砂田 重民君	福井 勇君	福田 赴夫君
竹入 義勝君	中野 明君	海部 俊樹君	金子 一平君	砂原 格君	世耕 政隆君	福田 篤泰君	福田 一君
樋上 新一君	広沢 直樹君	金子 岩三君	上林山榮吉君	瀬戸山三男君	園田 直君	福永 健司君	藤枝 泉介君
伏木 和雄君	正木 良明君	神田 博君	亀岡 高夫君	田川 誠一君	田澤 吉郎君	藤尾 正行君	藤田 義光君
矢野 絢也君	山田 太郎君	龜山 孝一君	鴨田 宗一君	田中伊三次君	田中 榮一君	藤波 孝生君	藤本 孝雄君
田代 文久君	谷口善太郎君	飯谷 忠男君	川野 芳満君	田中 角榮君	田中 龍夫君	船田 中君	古内 広雄君
林 百郎君	松本 善明君	菅 太郎君	菅野和太郎君	田中 正巳君	田村 元君	古川 丈吉君	古屋 亨君
否とする議員の氏名		菅 太郎君	菅野和太郎君	田中 正巳君	田村 元君	古川 丈吉君	古屋 亨君
安倍晋太郎君	足立 篤郎君	木村 武雄君	岸 信介君	高見 三郎君	竹内 黎一君	堀川 恭平君	本名 武君

益谷 秀次君 増岡 博之君
増田甲子七君 松浦周太郎君
松澤 雄蔵君 松田竹千代君
松野 幸泰君 松野 頼三君
三池 信君 三原 朝雄君
湊 徹郎君 村上 勇君
村山 達雄君 毛利 松平君
栗山 秀君 森下 國雄君
森田重次郎君 森山 欽司君
八木 徹雄君 山口シヅエ君
山口 敏夫君 山下 元利君
山田 久就君 山中 貞則君
山村新治郎君 吉田 重延君
早稲田柳右衛門君 渡辺 栄一君

日程第一 都市再開発法案（内閣提出、参議院送付）

○副議長（小平久雄君） 日程第一、都市再開発法案を議題といたします。

都市再開発法案

右の内閣提出案は本院において可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十四年四月十八日

参議院議長 重宗 雄三
衆議院議長 石井光次郎殿

都市再開発法

目次

- 第一章 総則（第一条—第七条）
第二章 施行者
第一節 市街地再開発組合
第一款 通則（第八条—第十条）
第二款 設立（第十一条—第十九条）
第三款 管理（第二十条—第四十四条）
第四款 解散（第四十五条—第五十条）
第二節 地方公共団体（第五十一条—第五十七条）
第三節 日本住宅公団（第五十八条—第五十九条）
第三章 市街地再開発事業
第一節 測量、調査等（第六十条—第六十九条）
第二節 権利交換手続
第一款 手続の開始（第七十条—第七十一条）
第二款 権利交換計画（第七十二条—第八十五条）
第三款 権利の交換（第八十六条—第九十四条）
第四款 土地の明渡し（第九十五条—第九十九条）
第五款 工事完了等に伴う措置（第一百条—第一百九条）
第六款 権利交換手続の特則（第一百十條—第一百十一條）
第四章 組合の事業の代行（第一百十二條—第一百十八條）
第五章 費用の負担等（第一百十九條—第一百二十三条）
第六章 監督等（第二百二十四條—第二百二十九條）
第七章 雑則（第二百三十條—第二百三十九條）
第八章 罰則（第二百四十條—第二百四十八條）
附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、市街地の計画的な再開発に關し必要な事項を定めることにより、都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新とを圖り、もつて公共の福祉に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 市街地再開発事業 市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新とを圖るため、都市計画法（昭和四十四年法律第百号）及びこの法律で定めるところに従つて行なわれる建築物及び建築敷地の整備並びに公共施設の整備に關する事業並びにこれに附帯する事業をいう。
- 二 施行者 市街地再開発事業を施行する者をいう。
- 三 施行地区 市街地再開発事業を施行する土地の区域をいう。
- 四 公共施設 道路、公園、広場その他政令で定める公共の用に供する施設をいう。
- 五 宅地 公共施設の用に供されている国又は地方公共団体の所有する土地以外の土地をいう。
- 六 施設建築物 市街地再開発事業によつて建築される建築物をいう。
- 七 施設建築敷地 市街地再開発事業によつて造成される建築敷地をいう。
- 八 施設建築物の一部 建築物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号）第二条第一項に規定する区分所有権の目的たる施設建築物の部分（同条第四項に規定する共用部分の共有持分を含む）をいう。
- 九 施設建築物の一部等 施設建築物の一部及び当該施設建築物の所有を目的とする地上権の共有持分をいう。
- 十 施設建築物の部分 施設建築物の一部及び当該施設建築物の存する施設建築敷地の共有持分をいう。
- 十一 借地権 建築物の所有を目的とする地上権及び賃借権をいう。ただし、臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなるものを除く。
- 十二 借地 借地権の目的となつてゐる宅地をいう。
- 十三 借家権 建築物の賃借権をいう。ただし、一時使用のため設定されたことが明らかなるものを除く。

（市街地再開発事業に關する都市計画）

- 第三条 都市計画法第十二条第二項の規定により市街地再開発事業について都市計画に定めるべき施行区域は、次の各号に掲げる条件に該する土地の区域でなければならない。
- 一 当該区域が都市計画法第八條第一項第四号の高度利用地区にあること。
- 二 当該区域内にある耐火建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第二條第九号の二に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。）以外の建築物で地階を除く階数が二以下であるものの建築面積の合計が、当該区域内にあるすべての建築物の建築面積の合計の三分の二をこえてゐること。
- 三 当該区域内に十分な公共施設がないこと、当該区域内の土地の利用が細分されてゐること等により、当該区域内の土地の利用状況が著しく不健全であること。
- 四 当該区域内の土地の高度利用を圖ることが、産業、人口等の過度集中により阻害されてゐる当該都市の機能の回復に著しく貢献すること。

第四条 市街地再開発事業に關する都市計画においては、都市計画法第十二條第二項に定める事項のほか、公共施設の配置及び規模並びに建築

物及び建築敷地の整備に関する計画を定めるものとする。

2 市街地再開発事業に関する都市計画は、次の各号に規定するところに従つて定めなければならない。

一 道路、公園、下水道その他の施設に関する都市計画が定められている場合においては、その都市計画に適合するように定めること。

二 当該区域が、適正な配置及び規模の道路、公園その他の公共施設を備えた良好な都市環境のものとなるように定めること。

三 建築物の整備に関する計画は、市街地の空間の有効な利用、建築物相互間の開放性の確保及び建築物の利用者の利便を考慮して、建築物が都市計画上当該地区にふさわしい容積、建築面積、高さ、配列及び用途構成を備えた健全な高度利用形態となるように定めること。

四 建築敷地の整備に関する計画は、前号の高度利用形態に適合した適正な街区が形成されるように定めること。

(住宅建設の目標の設定義務)

第五条 住宅不足の著しい地域における市街地再開発事業に関する都市計画においては、前条第二項の規定に抵触しない限り、当該市街地再開発事業が住宅不足の解消に寄与するよう、当該市街地再開発事業により確保されるべき住宅の戸数その他住宅建設の目標を定めなければならない。

(市街地再開発事業の施行)

第六条 市街地再開発事業は、都市計画事業として施行する。

2 都市計画法第六十条から第七十四条までの規定は、市街地再開発事業には適用しない。

3 市街地再開発事業の施行区域内における建築物の建築の制限に関しては、都市計画法第五十三條第三項中「第六十五條第一項に規定する告示」とあるのは、「都市再開発法第六十条第二項各

号に掲げる告示」と、「当該告示」とあるのは「当該告示」とする。

(施行者)

第七条 市街地再開発事業は、市街地再開発組合又は地方公共団体が施行する。

2 日本住宅公団は、建設大臣が日本住宅公団の行なう住宅の建設とあわせてこれと関連する市街地の再開発を行なうための市街地再開発事業を施行する必要があると認めるときは、当該市街地再開発事業を施行することができる。

第二章 施行者

第一節 市街地再開発組合

第一款 通則

(法人格)

第八条 市街地再開発組合(以下「組合」という)は、法人とする。

2 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条第一項、第五十条、第五十四条及び第五十五条の規定は、組合について準用する。

(定款)

第九条 組合は、定款をもつて次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

一 組合の名称

二 施行地区(施行地区を工区に分けるとときは、施行地区及び工区)に含まれる地域の名称

三 市街地再開発事業の範囲

四 事務所所在地

五 参加組合員に関する事項

六 費用の分担に関する事項

七 役員の数、任期、職務の分担並びに選挙及び選任の方法に関する事項

八 総会に関する事項

九 総代会を設けるときは、総代及び総代会に關する事項

十 事業年度

十一 公告の方法

十二 その他建設省令で定める事項

(名称の使用制限)

第十条 組合は、その名称中に市街地再開発組合という文字を用いなければならない。

2 組合でない者は、その名称中に市街地再開発組合という文字を用いてはならない。

第二款 設立

(認可)

第十一条 市街地再開発事業の施行区域内の宅地について所有権又は借地権を有する者は、五人以上共同して、定款及び事業計画を定め、建設省令で定めるところにより、都道府県知事の認可を受けて組合を設立することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、施行地区となるべき区域を管轄する市町村長の意見をきかなければならない。

3 組合が施行する市街地再開発事業については、第一項の規定による認可をもつて都市計画法第五十九条第五項の規定による認可とみなす。ただし、同法第七十九条、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十九条第一項の規定の適用については、この限りでない。

(事業計画)

第十二条 事業計画においては、建設省令で定めるところにより、施行地区(施行地区を工区に分けるとときは、施行地区及び工区)、設計の概要、事業施行期間及び資金計画を定めなければならない。

2 事業計画の設定について必要な技術的基準は、建設省令で定める。

(公共施設の管理者の同意等)

第十三条 第十一条第一項の規定による認可を申請しようとする者は、あらかじめ、事業計画につき、施行地区内にある公共施設の管理者、当該市街地再開発事業の施行により整備される公共施設の管理者又は管理者となるべき者その他政令で定める施設の管理者又は管理者となるべき者の同意を得なければならない。

2 第五条の規定により住宅建設の目標が定められた市街地再開発事業に關し第十一条第一項の規定による認可を申請しようとする者は、あらかじめ、施行地区となるべき区域において住宅建設計画法(昭和四十一年法律第百号)第三条に規定する公的資金による住宅を建設することが適当と認められる者に対して、これらの者が参加組合員として参加する機会を与えなければならない。

(宅地の所有者及び借地権者の同意)

第十四条 第十一条第一項の規定による認可を申請しようとする者は、組合の設立について、施行地区となるべき区域内の宅地について所有権を有するすべての者及びその区域内の宅地について借地権を有するすべての者のそれぞれの三分の二以上の同意を得なければならない。この場合においては、同意した者が所有するその区域内の宅地の地積と同意した者のその区域内の借地の地積との合計が、その区域内の宅地の総地積と借地の総地積との合計の三分の二以上でなければならない。

(借地権の申告)

第十五条 前条に規定する同意を得ようとする者は、あらかじめ、施行地区となるべき区域の公告を当該区域を管轄する市町村長に申請しなければならない。

2 市町村長は、前項の申請があつたときは、建設省令で定めるところにより、遅滞なく、施行地区となるべき区域を公告しなければならない。

3 前項の規定により公告された施行地区となるべき区域内の宅地について未登記の借地権を有する者は、同項の公告があつた日から起算して三十日以内に当該市町村長に対し、建設省令で定めるところにより、その借地の所有者(借地権を有する者からさらに借地権の設定を受けた場合にあつては、その設定者及びその借地の所有者)と連署し、又は借地権を証する書面を添

えて、書面をもつてその借地権の種類及び内容を申告しなければならない。

4 未登記の借地権で前項の規定による申告のないものは、同項の申告の期間を経過した後は、前条の規定の適用については、存しないものとみなす。

(事業計画の縦覧及び意見書の処理)

第十六条 都道府県知事は、第十一条第一項の規定による認可の申請があつたときは、施行地区となるべき区域を管轄する市町村長に、当該事業計画を二週間公衆の縦覧に供させなければならない。ただし、当該申請に関し明らかに次条各号の一に該当する事実があり、認可すべきでないときと認めるときは、この限りでない。

2 当該市街地再開発事業に係る土地又はその土地に定着する物件について権利を有する者は、前項の規定により縦覧に供された事業計画について意見があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日まで、都道府県知事に意見書を提出することができる。ただし、都市計画において定められた事項については、この限りでない。

3 都道府県知事は、前項の規定により意見書の提出があつたときは、その内容を審査し、その意見書に係る意見を採用すべきであると認めるときは事業計画に必要な修正を加えるべきことを命じ、その意見書に係る意見を採用すべきでないときと認めるときはその旨を意見書を提出した者に通知しなければならない。

4 前項の規定による意見書の内容の審査については、行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)中処分についての異議申立ての審理に関する規定を準用する。

(認可の基準)

第十七条 都道府県知事は、第十一条第一項の規定による認可の申請があつた場合において、次の各号のいずれにも該当しないと認めるときに限り、その認可をすることができない。

一 申請手続が法令に違反していること。
二 定款又は事業計画の決定手続又は内容が法令に違反していること。

三 事業計画の内容が当該市街地再開発事業に関する都市計画に適合せず、又は事業施行期間が適切でないこと。

四 当該市街地再開発事業を遂行するために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分でないこと。

(組合の成立)

第十八条 組合は、第十一条第一項の規定による認可により成立する。

(認可の公告等)

第十九条 都道府県知事は、第十一条第一項の規定による認可をしたときは、遅滞なく、建設省令で定めるところにより、組合の名称、事業施行期間、施行地区(施行地区を工区に分けるときは、施行地区及び工区。以下この項において同じ。)その他建設省令で定める事項を公告し、かつ、建設大臣及び関係市町村長に施行地区及び設計の概要を表示する図書を交付しなければならない。

2 組合は、前項の公告があるまでは、組合の成立又は定款若しくは事業計画をもつて、組合員その他の第三者に対抗することができない。

3 市町村長は、第百条の公告の日まで、建設省令で定めるところにより、第一項の図書を当該市町村の事務所において公衆の縦覧に供しなければならない。

第三款 管理

(組合員)

第二十条 組合が施行する市街地再開発事業に係る施行地区内の宅地について所有権又は借地権を有する者は、すべてその組合の組合員とす。

2 宅地又は借地権が数人の共有に属するとき、その数人を一人の組合員とみなす。

(参加組合員)

第二十一条 前条に規定する者のほか、住宅建設計画法第三条に規定する公的資金による住宅を建設する者、不動産賃貸業者、商店街振興組合その他政令で定める者であつて、組合が施行する市街地再開発事業に参加することを希望し、定款で定められたものは、参加組合員として、組合の組合員となる。

(組合員の権利義務の移転)

第二十二条 施行地区内の宅地について組合員の所有する所有権又は借地権の全部又は一部を承継した者があるときは、その組合員がその所有権又は借地権の全部又は一部について組合に対して有する権利義務は、その承継した者に移転する。

2 施行地区内の宅地について、組合員の所有する借地権の全部又は一部が消滅したときは、その組合員がその借地権の全部又は一部について組合に対して有する権利義務は、その消滅した借地権の設定者に移転する。

(役員)

第二十三条 組合に、役員として、理事三人以上及び監事二人以上を置く。

2 組合に、役員として、理事長一人を置き、理事の互選によりこれを定める。

(役員の資格、選挙及び選任)

第二十四条 理事及び監事は、組合員(法人にあつては、その役員)のうちから総会で選挙する。ただし、特別の事情があるときは、組合員以外の者のうちから総会で選任することができる。

2 前項本文の規定により選挙された理事若しくは監事が組合員でなくなつたとき、又はその理事若しくは監事が組合員である法人の役員である場合において、その法人が組合員でなくなつたとき、若しくはその理事若しくは監事がその法人の役員でなくなつたときは、その理事又は監事は、その地位を失う。

(役員の任期)

第二十五条 理事及び監事の任期は、五年以内とし、補欠の理事及び監事の任期は、前任者の残任期間とする。

2 理事又は監事は、その任期が満了しても、後任の理事又は監事が就任するまでの間は、なおその職務を行なう。

(役員の解任請求)

第二十六条 組合員は、総組合員の三分の一以上の連署をもつて、その代表者から、組合に対し、理事又は監事の解任の請求をすることができ。

2 前項の規定による請求があつたときは、組合は、ただちに、その請求の要旨を公表し、これを組合員の投票に付さなければならない。

3 理事又は監事は、前項の規定による投票において過半数の同意があつたときは、その地位を失う。

4 前三項に定めるもののほか、理事及び監事の解任の請求及び第二項の規定による投票に関し必要な事項は、政令で定める。

(役員職務)

第二十七条 理事長は、組合を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、定款の定めるところにより、理事長を補佐して組合の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行なう。

3 定款に特別の定めがある場合を除くほか、組合の業務は、理事の過半数で決する。

4 組合と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合においては、監事が組合を代表する。

5 理事長は、事業年度ごとに事業報告書、収支決算書及び財産目録を作成し、監事の意見書を添えて、これを通常総会に提出し、その承認を求めなければならない。

6 監事は、理事又は組合の職員と兼ねてはなら

ない。

7 民法第五十九条の規定は、組合の監事の職務について準用する。

(理事長の氏名等の届出及び公告)

第二十八条 組合は、建設省令で定めるところにより、理事長の氏名及び住所を都道府県知事に届け出なければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による届出があつたときは、遅滞なく、理事長の氏名及び住所を公告しなければならない。

3 組合は、前項の公告があるまでは、理事長の代表権をもつて組合員以外の第三者に対抗することができない。

(総会の組織)

第二十九条 組合の総会は、総組合員で組織する。

(総会の決議事項)

第三十条 次の各号に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。

一 定款の変更

二 事業計画の変更

三 借入金の借入れ及びその方法並びに借入金の利率及び償還方法

四 経費の収支予算

五 予算をもつて定めるものを除くほか、組合の負担となるべき契約

六 賦課金の額及び賦課徴収の方法

七 権利交換計画

八 事業代行開始の申請

九 第三十三条第一項の管理規約

十 その他定款で定める事項

(総会の招集)

第三十一条 理事長は、毎事業年度一回通常総会を招集しなければならない。

2 理事長は、必要があると認めるときは、何時でも、臨時総会を招集することができる。

3 組合員が総組合員の五分の一以上の同意を得て、会議の目的である事項及び招集の理由を記

載した書面を組合に提出して総会の招集を請求したときは、理事長は、その請求のあつた日から起算して二十日以内に臨時総会を招集しなければならない。

4 前項の規定による請求があつた場合において、理事長が正当な理由がないのに総会を招集しないときは、監事は、同項の期間経過後十日以内に臨時総会を招集しなければならない。

5 第十一条第一項の規定による認可を受けた者は、その認可の公告があつた日から起算して三十日以内に、最初の理事及び監事を選挙し、又は選任するための総会を招集しなければならない。

6 総会を招集するには、少なくとも会議を開く日の五日前までに、会議の日時、場所及び目的である事項を組合員に通知しなければならない。ただし、緊急を要するときは、二日前までにこれらの事項を組合員に通知して、総会を招集することができる。

(総会の議事等)

第三十二条 総会は、総組合員の半数以上の出席がなければ議事を開くことができない。その議事は、この法律に特別の定めがある場合を除くほか、出席者の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

議長は、総会において選任する。

議長は、組合員として総会の議決に加わることはできない。ただし、次条の規定による議決については、この限りでない。

4 総会においては、前条第六項の規定によりあらかじめ通知した会議の目的である事項についてのみ議決することができる。

(特別の議決)

第三十三条 第三十条第一号及び第二号に掲げる事項のうち政令で定める重要な事項並びに同条第八号及び第九号に掲げる事項は、総組合員の三分の二以上が出席し、出席者の議決権の三分の二以上で、かつ、施行地区内の宅地について

所有権を有する出席者の議決権及び施行地区内の宅地について借地権を有する出席者の議決権のそれぞれの三分の二以上で決する。第十四条後段の規定は、この場合について準用する。

(総会の部会)

第三十四条 組合は、施行地区が工区に分かれておるときは、総会の議決を経て、工区ごとに総会の部会を設け、工区内の宅地及び建築物に関し、第三十条第七号及び第九号に掲げる事項についての総会の権限をその部会に行なわせることができる。

2 総会の部会は、その部会の設けられる工区に關係のある組合員で組織する。

3 第三十一条第二項から第四項まで及び第六項並びに前二条の規定は、総会の部会について準用する。

(総代会)

第三十五条 組合員の数が五十人をこえる組合は、総会に代わつてその権限を行なわせるために総代会を設けることができる。

2 総代会は、総代をもつて組織するものとし、総代の定数は、組合員の総数の十分の一を下らない範囲内において定款で定める。ただし、組合員の総数が二百人をこえる組合にあつては、二十人以上であることをもつて足りる。

3 総代会が総会に代わつて行なう権限は、次の各号に掲げる事項以外の事項に関する総会の権限とする。

一 理事及び監事の選挙又は選任

二 第三十三条の規定に従つて議決しなければならない事項

4 第三十一条第一項から第四項まで及び第六項並びに第三十二条(第三項ただし書を除く)の規定は、総代会について準用する。

5 総代会が設けられた組合においては、理事長は、第三十一条第一項の規定にかかわらず、通常総会を招集することを要しない。

(総代)

第三十六条 総代は、定款で定めるところにより、組合員が組合員(法人にあつては、その役員)のうちから選挙する。

2 総代の任期は、五年をこえない範囲内において定款で定める。補欠の総代の任期は、前任者の残任期間とする。

3 第二十四条第二項及び第二十六条の規定は、総代について準用する。

(議決権及び選挙権)

第三十七条 組合員及び総代は、定款に特別の定めがある場合を除き、各一個の議決権及び選挙権を有する。

2 施行地区内の宅地について所有権と借地権とをともに有する組合員は、第三十三条の規定による議決については、前項の規定にかかわらず、宅地について所有権を有する組合員として、及び宅地について借地権を有する組合員として、それぞれ議決権を有する。施行地区内の宅地について所有権を有する組合員及び施行地区内の宅地について借地権を有する組合員が各別に総代を選挙するものと定款で定めた場合におけるその選挙に係る選挙権についても、同様とする。

3 組合員は書面又は代理人をもつて、総代は書面をもつて、議決権及び選挙権を行使することができる。

4 前項の規定により議決権及び選挙権を行使する者は、第三十二条第一項(第三十四条第三項及び第三十五条第四項において準用する場合を含む)及び第三十三条(第三十四条第三項において準用する場合を含む)の規定の適用については、出席者とみなす。

5 代理人は、同時に五人以上の組合員を代理することができる。

6 代理人は、代理権を証する書面を組合に提出しなければならない。

7 民法第六十六条の規定は、組合員の議決権について準用する。

(定款及び事業計画の変更)

第三十八條 組合は、定款又は事業計画を変更しようとするときは、建設省令で定めるところにより、都道府県知事の認可を受けなければならない。

2 第十一條第二項、第十四條及び第十五條の規定は組合が事業計画を変更して新たに施行地区に編入しようとする土地がある場合に、第十三條第一項の規定は組合が公共施設又は同項の政令で定める施設に關係のある事業計画の変更をしようとする場合に、第十六條の規定は事業計画の変更(政令で定める軽微な変更を除く)の認可の申請があつた場合に、第十七條及び第十九條の規定は前項の規定による認可について準用する。この場合において、第十六條第一項中「施行地区となるべき区域」とあるのは「施行地区及び新たに施行地区となるべき区域」と、第十九條第二項中「組合の成立又は定款若しくは事業計画をもつて、組合員その他の」とあるのは「定款又は事業計画の変更をもつて、その変更について第三十八條第一項の規定による認可があつた際に従前から組合員であつた者以外」と読み替へるものとする。

3 組合は、施行地区の縮小又は費用の分担に關し、定款又は事業計画を変更しようとする場合において、借入金があるときは、その変更について債権者の同意を得なければならない。
(経費の賦課徴収)

第三十九條 組合は、その事業に要する経費に充てるため、賦課金として参加組合員以外の組合員に対して金銭を賦課徴収することができる。

2 賦課金の額は、組合員が施行地区内に所有する宅地又は借地の位置、地積等を考慮して公平に定めなければならない。

3 組合員は、賦課金の納付について、相殺をもつて組合員に對抗することができない。

4 組合は、組合員が賦課金の納付を怠つたとき

は、定款で定めるところにより、その組合員に對して過怠金を課することができ、

(参加組合員の負担金及び分担金)

第四十條 参加組合員は、政令で定めるところにより、権利変換計画の定めるところに従い取得することとなる施設建築物の一部等の価額に相當する額の負担金及び組合の事業に要する経費に充てるための分担金を組合に納付しなければならない。

2 前条第三項及び第四項の規定は、前項の負担金及び分担金について準用する。

(賦課金等の滞納処分)

第四十一條 組合は、組合員が賦課金、負担金、分担金又は過怠金を滞納したときは、督促状を發して督促し、その者がその督促状において指定した期限までに納付しないときは、市町村長に對し、その徴収を申請することができる。

2 市町村長は、前項の規定による申請があつたときは、組合のために、地方税の滞納処分等の例により滞納処分をするものとする。この場合において、組合は、市町村長の徴収した金額の百分の四に相當する金額を当該市町村に納付しなければならない。

3 市町村長が第一項の規定による申請を受けた日から起算して、三十日以内に滞納処分に着手せず、又は九十日以内にこれを終了しないときは、組合の理事長は、都道府県知事の認可を受けて、地方税の滞納処分等の例により、滞納処分をすることができ、

4 前二項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(賦課金等の時効)

第四十二條 賦課金、負担金、分担金及び過怠金を徴収する権利は、五年間行なわれないときは、時効により消滅する。

2 前条第一項の督促は、民法第五百三十三條の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。

(審査委員)

第四十三條 組合に、この法律及び定款で定める権限を行なわせるため、審査委員三人以上を置く。

2 審査委員は、土地及び建物の権利關係又は評價について特別の知識経験を有し、かつ、公正な判断をすることができ者のうちから總會で選任する。

3 前二項に規定するもののほか、審査委員に關し必要な事項は、政令で定める。

(権利変換期日以後における組合員の特則)

第四十四條 権利変換期日以後においては、組合又は参加組合員が取得するものを除き、施設建築物の各共有持分及び第八十八條第一項の規定による地上権の各共有持分は、それぞれ一個の宅地又は地上権と、その各共有持分の割合は、それぞれ宅地の地積又は地上権の目的となつてゐる宅地の地積と、その各共有持分の割合の合計は、それぞれ施行地区内の宅地の總地積又は地上権の目的となつてゐる宅地の總地積とみなし、組合又は参加組合員が取得したそれらの共有持分は、存しないものとみなして、組合員に關する規定を適用する。

第四款 解散

第四十五條 組合は、次の各号に掲げる理由により解散する。

一 設立についての認可の取消し

二 事業の完成

2 組合は、前項第二号に掲げる理由により解散しようとする場合において、借入金があるときは、解散について債権者の同意を得なければならない。

3 組合は、第一項第二号に掲げる理由により解散しようとするときは、建設省令で定めるところにより、都道府県知事の認可を受けなければならない。この場合において、組合は、その認可により解散する。

4 都道府県知事は、組合の設立についての認可

を取り消したとき、又は前項の規定による認可をしたときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

5 組合は、前項の公告があるまでは、解散をもつて組合員以外の第三者に對抗することができない。

(清算人)

第四十六條 組合が解散したときは、理事がその清算人となる。ただし、總會で他の者を選任したときは、この限りでない。

(清算事務)

第四十七條 清算人は、就職の後遅滞なく、組合の財産の現況を調査し、財産目録を作成し、及び財産処分の方法を定め、財産目録及び財産処分の方法について總會の承認を求めなければならない。

(残余財産の処分制限)

第四十八條 清算人は、組合の債務を弁済した後でなければ、その残余財産を処分することができない。

(決算報告)

第四十九條 清算人は、清算事務が終わつたときは、遅滞なく、建設省令で定めるところにより、決算報告書を作成し、これについて都道府県知事の承認を得た後、これを組合員に報告しなければならない。

(民法及び非訟事件手続法の準用)

第五十條 民法第七十三條、第七十五條、第七十六條、第七十八條から第八十條まで及び第八十二條並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四號)第三十五條第二項、第三十六條、第三十七條ノ二、第三百三十五條ノ二十五第二項及び第三項、第三百三十六條、第三百三十七條前段並びに第三百三十八條の規定は、組合の解散及び清算について準用する。この場合において、民法第七十五條中「前条」とあるのは、「都市再開発法第四十六條」と読み替へるものとする。

昭和四十四年五月三十日 衆議院會議録第四十一号 都市再開発法案

第二節 地方公共団体

(施行規程及び事業計画の決定等)

第五十一条 地方公共団体は、市街地再開発事業を施行しようとするときは、施行規程及び事業計画を定めなければならない。この場合において、事業計画において定められた設計の概要については、建設省令で定めるところにより、都道府県にあつては建設大臣の、市町村にあつては都道府県知事の認可を受けなければならない。

2 地方公共団体が施行する市街地再開発事業について事業計画が定められたときは、前項の規定による認可をもつて都市計画法第五十九条第一項又は第三項の規定による認可とみなす。第十一條第三項ただし書の規定は、この場合について準用する。

(施行規程)
第五十二条 施行規程は、当該地方公共団体の条例で定める。
2 施行規程には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

一 市街地再開発事業の名称
二 施行地区(施行地区を工区に分けるとときは、施行地区及び工区)に含まれる地域の名

三 市街地再開発事業の範囲
四 事務所の所在地
五 費用の分担に関する事項

六 市街地再開発事業の施行により施行者が取得する施設建築物敷地若しくはその共有持分又は施設建築物の一部等の管理処分の方法に関する事項

七 市街地再開発審査会及びその委員に関する事項(委員の報酬及び費用弁償に関する事項を除く。)

八 その他建設省令で定める事項
(事業計画)
第五十三条 地方公共団体は、事業計画を定めようとするときは、当該事業計画を二週間公衆の

縦覧に供しなければならない。

2 第十六條第二項から第四項までの規定は、前項の場合に準用する。この場合において、同条第二項及び第三項中「都道府県知事」とあるのは「地方公共団体」と、同項中「加えるべきことを命じ」とあるのは「加え」と読み替へるものとする。

3 第五十一条第一項の規定による認可を申請する場合においては、施行地区(施行地区を工区に分けるとときは、施行地区及び工区)及び設計の概要を表す図書を提出しなければならない。

4 第十二條及び第十三條第一項の規定は、事業計画について準用する。この場合において、同項中「第十一條第一項の規定による認可を申請しようとする者は」とあるのは「地方公共団体は、事業計画を定めようとするときは」と、「の同意を得」とあるのは「と協議し」と読み替へるものとする。

(事業計画の公告)
第五十四条 地方公共団体は、事業計画を定めるときは、遅滞なく、建設省令で定めるところにより、市街地再開発事業の名称、事業施行期間、施行地区(施行地区を工区に分けるとときは、施行地区及び工区)その他建設省令で定める事項を公告しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の公告があるまでは、事業計画をもつて第三者に対抗することができない。

(施行地区及び設計の概要を表す図書の送付及び縦覧)
第五十五条 建設大臣又は都道府県知事は、第五十一条第一項の規定による認可をしたときは、遅滞なく、建設大臣にあつては関係都道府県知事は建設大臣及び関係市町村長に、都道府県知事は建設大臣及び関係市町村長に第五十三条第三項の図書の写しを送付しなければならない。

2 市町村長は、前条第一項の公告の日から第百

条の公告の日まで、建設省令で定めるところにより、前項の図書を当該市町村の事務所において公衆の縦覧に供しなければならない。

(事業計画の変更)

第五十六条 第五十一条第一項後段及び前三条の規定は、事業計画の変更(第五十三条第一項から第三項までの規定に係る場合は、政令で定める軽微な変更を除く。)について準用する。この場合において、第五十三条第四項後段中「定め」とあるのは、「変更し」と読み替へるものとする。

(市街地再開発審査会)

第五十七条 地方公共団体が施行する市街地再開発事業ごとに、この法律及び施行規程で定める権限を行なわせるため、その地方公共団体に、市街地再開発審査会を置く。

2 施行地区を工区に分けたときは、市街地再開発審査会は、工区ごとに置くことができる。

3 市街地再開発審査会は、五人から二十人までの範囲内において、施行規程で定める数の委員をもつて組織する。

4 市街地再開発審査会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから、地方公共団体の長が任命する。

一 土地及び建物の権利関係又は評価について特別の知識経験を有し、かつ、公正な判断をすることができる者

二 施行地区内の宅地について所有権又は借地権を有する者

5 前項第一号に掲げる者のうちから任命される委員の数は、三人以上でなければならない。

第三節 日本住宅公団

(施行規程及び事業計画の認可等)

第五十八条 日本住宅公団(以下「公団」という。)は、市街地再開発事業を施行しようとするときは、施行規程及び事業計画を定め、建設省令で定めるところにより、建設大臣の認可を受けなければならない。施行規程又は事業計画を変更しようとするときも、同様とする。

2 公団が施行する市街地再開発事業については、前項後段の規定による認可をもつて都市計画法第五十九条第五項の規定による認可とみなす。第十一條第三項ただし書の規定は、この場合について準用する。

3 第五十二条第二項の規定は施行規程について、第十二條及び第十三條第一項の規定は事業計画について、第十六條(第一項ただし書を除く。)及び第十九條の規定は施行規程及び事業計画について準用する。この場合において、第十三條第一項中「の同意を得」とあるのは「と協議し」と、第十六條第一項から第三項までの規定及び第十九條第一項中「都道府県知事」とあるのは「建設大臣」と、同項中「組合の名称」とあるのは「市街地再開発事業の名称」と、「建設大臣」とあるのは「関係都道府県知事」と読み替へるものとする。

4 第十三條第一項、第十六條(第一項ただし書を除く。)並びに第十九條第一項及び第三項の規定は、施行規程又は事業計画の変更(第十三條第一項の規定に係る場合を除き、政令で定める軽微な変更を除く。)について準用する。この場合においては、前項後段の規定を準用する。

5 公団は、前項において準用する第十九條第一項の公告があるまでは、施行規程又は事業計画の変更をもつて第三者に対抗することができない。

(市街地再開発審査会)

第五十九条 公団が施行する市街地再開発事業ごとに、この法律及び施行規程で定める権限を行なわせるため、公団に市街地再開発審査会を置く。

2 第五十七条第二項から第五項までの規定は、前項の規定により置かれる市街地再開発審査会について準用する。この場合において、同条第四項中「地方公共団体の長」とあるのは、「日本住宅公団総裁」と読み替へるものとする。

3 第一項の市街地再開発審査会の委員は、刑法

(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 市街地再開發事業

第一節 測量、調査等

(測量及び調査のための土地の立入り等)

第六十條 施行者とならうとする者若しくは組合を設立しようとする者又は施行者は、市街地再開発事業の施行の準備又は施行のため他人の占有する土地に立ち入つて測量又は調査を行なう必要があるときは、その必要の限度において、他人の占有する土地に、みずから立ち入り、又はその命じた者若しくは委任した者に立ち入らせることができる。ただし、組合を設立しようとする者又は組合にあつては、あらかじめ、都道府県知事の許可を受けた場合に限る。

2 前項の規定は、次の各号に掲げる公生

た日後、施行者が市街地再開発事業の施行の準備又は施行のため他人の占有する建築物その他の工作物に立ち入つて測量又は調査を行なう必要がある場合について準用する。

一 組合が施行する市街地再開発事業にあつては、その設立についての認可の公告又は新たな施行地区の編入に係る事業計画の変更の認可の公告

二 地方公共団体が施行する市街地再開発事業にあつては、事業計画の決定の公告又は新たな施行地区の編入に係る事業計画の変更の公告

三 公団が施行する市街地再開発事業にあつては、施行規程及び事業計画の認可の公告又は新たな施行地区の編入に係る事業計画の変更の認可の公告

前二項の規定により他人の占有する土地又は工作物に立ち入ろうとする者は、立ち入ろうとする日の三日前までに、その旨を当該土地又は工作物の占有者に通知しなければならない。

4 第一項の規定により建築物が存し、若しくは

かき、さく等で囲まれた他人の占有する土地に立ち入ろうとするとき、又は第二項の規定により他人の占有する工作物に立ち入ろうとするときは、その立ち入ろうとする者は、立入りの際、あらかじめ、その旨を当該土地又は工作物の占有者に告げなければならない。

日出前及び日没後においては、土地又は工作物の占有者の承諾があつた場合を除き、前項に規定する土地又は工作物に立ち入つてはならない。

土地又は工作物の占有者は、正当な理由がない限り、第一項又は第二項の規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。
(障害物の伐除及び土地の試掘等)

第六十一条 前条第一項の規定により他人の占有する土地に立ち入つて測量又は調査を行なう者は、その測量又は調査を行なうにあたり、やむを得ない必要があつて、障害となる植物若しくは

はかき、さく等（以下「障害物」という。）を伐除しようとする場合又は当該土地に試掘若しくはボーリング若しくはこれらに伴う障害物の伐除（以下「試掘等」という。）を行なおうとする

場合において、当該障害物又は当該土地の所有者及び占有者の同意を得ることができないときは、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて当該障害物を伐除し、又は当該土

地の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けて当該土地に試掘等を行なうことができる。

この場合において、市町村長が許可を与えようとするときは障害物の所有者及び占有者に、都

道府県知事が許可を与えようとするときは土地又は障害物の所有者及び占有者に、あらかじめ、意見を述べる機会を与えなければならぬ。

前項の規定により障害物を伐除しようとする者又は土地に試掘等を行なおうとする者は、伐除しようとする日又は試掘等を行なおうとする日の三日前までに、その旨を当該障害物又は当

該土地若しくは障害物の所有者及び占有者に通知しなければならない。

第一項の規定により障害物を伐除しようとする場合（土地の試掘又はボーリングに伴う障害物の伐除をしようとする場合を除く。）において、当該障害物の所有者及び占有者がその場所

にいないためその同意を得ることが困難であり、かつ、その現状を著しく損傷しないときは、施行者となろうとする者、組合を設立しようとする者若しくは施行者又はその命じた者若

しくは委任した者は、前二項の規定にかかわらず、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて、ただちに、当該障害物を伐除することができるとしている。この場合においては、当該障

害物を伐除した後、遅滞なく、その旨をその所有者及び占有者に通知しなければならない。
(証明書等の携帯)

第六十二條 第六十條第一項又は第二項の規定に

より他人の占有する土地又は工作物に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書及び、組合を設立しようとする者又は組合にあつては、都道府県知事の許可証を携帯しなければならない

前条の規定により障害物を伐除しようとする者又は土地に試掘等を行なおうとする者は、その身分を示す証明書及び市町村長又は都道府県

知事の許可証を携帯しなければならない。
前二項に規定する証明書又は許可証は、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

六十三條 施行者とならうとする者若しくは組合を設立しようとする者又は施行者は、第六十條第一項若しくは第二項又は第六十一條第一項若しくは第三項の規定による行為により他人に土地の立入り等に伴う損失の補償)

損失を与えたときは、その損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならぬ。

失を与えた者と損失を受けた者とが協議しなければならぬ。

前項の規定による協議が成立しないときは、損失を与えた者又は損失を受けた者は、政令で定めるところにより、収用委員会に土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第九十四条第二

項の規定による裁決を申請することができる。

(測量のための標識の設置)

第六十四条 施行者となろうとする者若しくは組合を設立しようとする者又は施行者は、市街地

再開発事業の施行の準備又は施行に必要な測量を行なうため必要があるときは、建設省令で定める標識を設けることができる。

設置者の承諾を得ないで移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。

(関係簿書の閲覧等)

第六十五条 施行者とならうとする者若しくは組合を設立しようとする者又は施行者は、市街地再開発事業の施行の準備又は施行のため必要があるときは、施行地区となるべき区域若しくは

施行地区を管轄する登記所に対し、又はその他の官公署の長に対し、無償で必要な簿書の閲覧若しくは謄写又はその謄本若しくは抄本の交付を求めることができる。

（建築行為等の制限）
第六十六条 第六十条第二項各号に掲げる公告があつた後は、施行地区内において、市街地再開発事業の施行の障害となるおそれがある土地の

形質の変更若しくは建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築を行ない、又は政令で定める移動の容易でない物件の設置若しくは堆積を行なおうとする者は、都道府県知事の許可を

受けないければならない。

都道府県知事は、前項の許可の申請があつた場合において、その許可をしようとするときは、あらかじめ、施行者の意見をきかなければ

ならない。

3 都道府県知事は、第一項の許可をする場合において、市街地再開発事業の施行のため必要があるとき、許可に期限その他必要な条件を附することができる。この場合において、これらの条件は、当該許可を受けた者に不当な義務を課するものであつてはならない。

4 都道府県知事は、第一項の規定に違反し、又は前項の規定により附した条件に違反した者があるときは、これらの者又はこれらの者から当該土地、建築物その他の工作物若しくは物件についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、市街地再開発事業の施行に対する障害を排除するため必要な限度において、当該土地の原状回復又は当該建築物その他の工作物若しくは物件の移転若しくは除却を命ずることができる。

5 都道府県知事は、前項の規定により土地の原状回復又は建築物その他の工作物若しくは物件の移転若しくは除却を命じようとするときは、あらかじめ、その原状回復又は移転若しくは除却を命ずべき者について聴聞を行なわなければならない。ただし、これらの者が正当な理由がなく聴聞に応じないときは、この限りでない。

6 第四項の規定により土地の原状回復又は建築物その他の工作物若しくは物件の移転若しくは除却を命じようとする場合において、過失がなくその原状回復又は移転若しくは除却を命ずべき者を確定することができないときは、都道府県知事は、それらの者の負担において、その措置をみずから行ない、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行なわせることができる。この場合においては、相当の期限を定め、これを原状回復し、又は移転し、若しくは除却すべき旨及びその期限までに原状回復し、又は移転し、若しくは除却しないときは、都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者

が、原状回復し、又は移転し、若しくは除却する旨を公告しなければならない。

7 前項の規定により土地を原状回復し、又は建築物その他の工作物若しくは物件を移転し、若しくは除却しようとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

8 第六十条第二項各号に掲げる公告があつた後に、施行地区内において土地の形質の変更、建築物その他の工作物の新築、改築、増築若しくは大修繕又は物件の附加増置（以下この条において「土地の形質の変更等」と総称する。）がされたときは、当該土地の形質の変更等について都道府県知事の承認があつた場合を除き、当該土地、工作物又は物件に関する権利を有する者は、当該土地の形質の変更等が行なわれる前の土地、工作物又は物件の状況に基づいてのみ、次節の規定による施行者に対する権利を主張することができる。

9 前項の承認の申請があつたときは、都道府県知事は、あらかじめ、施行者の意見をきいて、当該土地の形質の変更等が災害の防止その他やむを得ない理由に基づき必要があると認められる場合に限り、その承認をするものとする。

10 第一項の許可があつたときは、当該許可に係る土地の形質の変更等について第八項の承認があつたものとみなす。

(市街地再開発事業の施行についての周知措置)
第六十七条 第六十条第二項各号に掲げる公告があつたときは、施行者は、すみやかに、建設省令で定めるところにより、関係権利者に当該市街地再開発事業の概要を周知させるため必要な措置を講ずることにより、市街地再開発事業の施行についてその協力が得られるように努めなければならない。

(土地調査及び物件調査)
第六十八条 第六十条第二項各号に掲げる公告があつた後、施行者は、土地調査及び物件調査を

作成しなければならない。

2 土地収用法第三十六条第二項から第六項まで及び第三十七条から第三十八条までの規定は、前項の土地調査及び物件調査について準用する。この場合において、同法第三十七条第一項及び第二項中「前条第一項」とあるのは、「都市再開発法第六十八条第一項」と、同法第三十七条第二項中「第三十六条第一項」とあるのは、「第三十五条第一項」と、同法第六十条第一項又は第二項と、「同項の」とあるのは、「これらの」と読み替へるものとする。

3 土地調査又は物件調査の記載について関係権利者のすべてに異議がないときは、前項において準用する土地収用法第三十六条の規定による立会いは、省略することができる。

(土地の使用)

第六十九条 地方公共団体又は公団は、施行地区内の土地に存する建築物に居住する者で施設建築物に入居することとなるものを一時収容するため必要な施設その他市街地再開発事業の施行のため欠くことのできない材料置場等の施設を設置するため必要な施行地区外の土地又はこれに隣する所有権以外の権利を使用することができる。

2 前項の規定による使用に関しては、土地収用法の規定を適用する。

第二節 権利交換手続
第一款 手続の開始

(権利交換手続開始の登記)
第七十条 施行者は、第六十条第二項各号に掲げる公告があつたときは、登記所に、施行地区内の宅地及び建築物並びにその宅地に存する既登記の借地権について、権利交換手続開始の登記を申請し、又は嘱託することができる。
2 前項の登記があつた後においては、当該登記に係る宅地若しくは建築物の所有権を有する者

又は当該登記に係る借地権を有する者は、これらの権利を処分するには、建設省令で定めるところにより、施行者の承認を得なければならない。

3 施行者は、事業の遂行に重大な支障が生ずることその他正当な理由がなければ、前項の承認を拒むことができない。

4 第二項の承認を得ないでした処分は、施行者に対抗することができない。

(権利交換を希望しない旨の申出等)

第七十一条 組合の設立についての認可の公告又は事業計画の決定若しくは認可の公告があつたときは、施行地区内の宅地の所有者、その宅地について借地権を有する者又は施行地区内の土地に権原に基づき建築物を所有する者は、その公告があつた日から起算して三十日以内に、施行者に対し、第八十七条の規定による権利の交換を希望せず、自己の所有する宅地、借地権若しくは建築物に代えて金銭の給付を希望し、又は自己の所有する建築物を他に移転すべき旨を申し出ることができる。

2 前項の宅地、借地権若しくは建築物について仮登記上の権利、買戻しの特約その他権利の消滅に関する事項の定め若しくは処分は、制限の登記があるとき、又は同項の未登記の借地権の存否若しくは帰属について争いがあるときは、それらの権利者又は争いの相手方の同意を得なければ、同項の規定による金銭の給付の希望を申し出ることができない。

3 施行地区内の建築物について借家権を有する者（その者がさらに借家権を設定しているときは、その借家権の設定を受けた者）は、第一項の期間内に施行者に対し、第八十八条第五項の規定による借家権の取得を希望しない旨を申し出ることができる。

4 施行者が組合である場合においては、最初の役員が選挙され、又は選任されるまでの間は、第一項又は前項の規定による申出は、第十一条

第一項の規定による認可を受けた者が受理するものとする。

5 第一項の期間経過後六月以内に第八十三条の規定による権利交換計画の縦覧が開始されないときは、当該六月の期間経過後三十日以内に、同項若しくは第三項の規定による申出を撤回し、又は新たに第一項若しくは第三項の規定による申出をすることができ、その三十日の期間経過後さらに六月を経過しても同条の規定による権利交換計画の縦覧が開始されないときも、同様とする。

6 事業計画を変更して従前の施行地区外の土地を新たに施行地区に編入した場合においては、前項前段中「第一項の期間経過後六月以内に第八十三条の規定による権利交換計画の縦覧が開始されないときは、当該六月の期間経過後三十日以内に、同項」とあるのは、「新たな施行地区の編入に係る事業計画の変更の公告又はその変更の認可の公告があつたときは、その公告があつた日から起算して三十日以内に、第一項」とする。

7 第一項、第三項又は前二項の申出又は申出の撤回は、建設省令で定めるところにより、書面で行わなければならない。

第二款 権利交換計画

(権利交換計画の決定及び認可)

第七十二条 施行者は、前条の規定による手続に必要な期間の経過後、遅滞なく、施行地区ごとに権利交換計画を定めなければならない。この場合においては、建設省令で定めるところにより、都道府県又は公団にあつては建設大臣の、組合又は市町村にあつては都道府県知事の認可を受けなければならない。

2 前項後段の規定は、権利交換計画を変更する場合（政令で定める軽微な変更をする場合を除く。）に準用する。

3 施行地区が工区に分かれていたときは、権利交換計画は、工区ごとに定めることができる。

この場合において、権利交換に関する規定中「施行地区」とあるのは、「工区」とする。

第七十三条 権利交換計画の内容

第七十三条 権利交換計画においては、建設省令で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

一 配置設計

二 施行地区内に宅地、借地権又は権原に基づき建築物を有する者で、当該権利に対応して、施設建築物若しくはその共有持分又は施設建築物の一部等を与えられることとなるものの氏名又は名称及び住所

三 前号に掲げる者が施行地区内に有する宅地、借地権又は建築物及びその価額

四 第二号に掲げる者に前号に掲げる宅地、借地権又は建築物に対応して与えられることとなる施設建築物若しくはその共有持分又は施設建築物の一部等の明細及びその価額の概算額

五 第三号に掲げる宅地、借地権又は建築物について先取特権、質権若しくは抵当権の登記、仮登記、買戻しの特約その他権利の消滅に関する事項の定め、登記又は処分制限の登記（以下「担保権等の登記」と総称する。）に係る権利を有する者の氏名又は名称及び住所並びにその権利

六 前号に掲げる者が施設建築物若しくはその共有持分又は施設建築物の一部等に関する権利の上に有することとなる権利

七 施行地区内の建築物について借家権を有する者（その者がさらに借家権を設定しているときは、その借家権の設定を受けた者）で、当該権利に対応して、施設建築物の一部について借家権を与えられることとなるものの氏名又は名称及び住所

八 前号に掲げる者に借家権が与えられることとなる施設建築物の一部

の借地条件の概要

十 施行者が施設建築物の一部を賃貸する場合における標準家賃の概算額及び家賃以外の借家条件の概要

十一 第七十九条第三項の規定が適用されることとなる者の氏名又は名称及び住所並びにこれらの者が施行地区内に有する宅地、借地権又は建築物及びその価額

十二 施行地区内の宅地若しくは建築物又はこれらに関する権利を有する者で、この法律の規定により、権利交換期日において当該権利を失い、かつ、当該権利に対応して、施設建築物若しくはその共有持分、施設建築物の一部等又は施設建築物の一部についての借家権を与えられないものの氏名又は名称及び住所、失われる宅地若しくは建築物又は権利並びにその価額

十三 組合の参加組合員に与えられることとなる施設建築物の一部等の明細並びにその参加組合員の氏名又は名称及び住所

十四 第四号及び前号に掲げるもののほか、施設建築物又はその共有持分及び施設建築物の一部等の明細、その帰属並びにその管理処分の方法

十五 新たな公共施設の用に供する土地の帰属に関する事項

十六 権利交換期日、土地明渡しの予定時期及び工事完了の予定時期

十七 その他建設省令で定める事項

関係権利者のすべての同意があつたとき。

二 宅地と建築物又は借地権と建築物とが同一の担保権等の登記に係る権利の目的となつており、かつ、それらのすべての権利の順位が、宅地と建築物又は借地権と建築物とにおいてそれぞれ同一であるとき。

3 借地権の設定に係る仮登記上の権利があるときは、仮登記権利者が当該借地権を有する場合を除き、宅地の所有者が当該借地権を別個の権利者として有するものとみなして、権利交換計画を定めなければならない。

4 宅地又は建築物に関する権利に争いがある場合において、その権利の存否又は帰属が確定しないときは、当該権利が存するものとして、又は当該権利が現在の名義人に属するものとして権利交換計画を定めなければならない。ただし、借地権以外の宅地を使用し、又は収益する権利の存否が確定しない場合にあつては、その宅地の所有者に対しては、当該権利が存しないものとして、その者に与える施設建築物の一部等を定めなければならない。

(権利交換計画の決定の基準)

第七十四条 権利交換計画は、災害を防止し、衛生を向上し、その他居住条件を改善するとともに、施設建築物及び施設建築物敷地の合理的利用を図るよう定めなければならない。

2 権利交換計画は、関係権利者間の利害の衡平に十分の考慮を払つて定めなければならない。

(施設建築物敷地)

第七十五条 権利交換計画は、一個の施設建築物の敷地は一筆の土地となるものとして定めなければならない。

2 権利交換計画は、施設建築物敷地には施設建築物の所有を目的とする地上権が設定されるものとして定めなければならない。

3 第七十三条第一項第二号に掲げる者が取得することとなる施設建築物の所有を目的とする地上権の共有持分及び当該施設建築物の共用部分

の共有持分の割合は、政令で定めるところにより、その者が取得することとなる施設建築物の一部の位置及び床面積を勘案して定めなければならない。

第七十六条 権利交換計画においては、施行地区内に宅地を有する者に対しては、施設建築物地の所有権が与えられるように定めなければならない。

2 二以上の施設建築物地がある場合において、各宅地の所有者に与えられる施設建築物地は、当該市街地再開発事業のうち建築物地及び公共施設の整備に関する事業を土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）による土地区画整理事業として施行したならば、当該宅地につき換地と定められるべき土地の属すべき施設建築物地とする。

3 一の施設建築物地について二人以上の宅地の所有者が所有権を与えられるときは、当該施設建築物地は、各宅地の価額に應ずる割合によりこれらの者の共有に属するものとする。

4 第七十一条第一項の申出をした宅地の所有者の所有する宅地については、施行者をその宅地の所有者とみなして前三項の規定を適用する。

（施設建築物の一部等）
第七十七条 権利交換計画においては、第七十一条第一項の申出をした者を除き、施行地区内に借地権を有する者及び施行地区内の土地に権原に基づき建築物を所有する者に対しては、施設建築物の一部等が与えられるように定めなければならない。組合の定款により施設建築物の一部等が与えられるように定められた参加組合員に対しても、同様とする。

2 前項前段に規定する者に対して与えられる施設建築物の一部等は、それらの者が権利を有する施行地区内の土地又は建築物の位置、地積又は床面積、環境及び利用状況とそれらの者に与えられる施設建築物の一部の位置、床面積及び環境とを総合的に勘案して、それらの者の相互

間に不均衡が生じないように、かつ、その価額と従前の価額との間に著しい差額が生じないように定めなければならない。この場合において、二以上の施設建築物地があるときは、その施設建築物の一部は、特別の事情がない限り、それらの者の権利に係る土地の所有者に前条第一項及び第二項の規定により与えられることと定められる施設建築物地に建築される施設建築物の一部とならなければならない。

3 宅地の所有者である者に対しては、その者に与えられる施設建築物地に第八十八条第一項の規定により地上権が設定されることによる損失の補償として施設建築物の一部等が与えられるように定めなければならない。

4 権利交換計画においては、第一項又は前項の規定により与えられるように定められる施設建築物の一部等以外の部分は、施行者に帰属するように定めなければならない。

5 権利交換計画においては、第七十一条第三項の申出をした者を除き、施行地区内の土地に権原に基づき建築物を所有する者から当該建築物について借家権の設定を受けている者（その者がさらに借家権を設定しているときは、その借家権の設定を受けた者）に対しては、第一項の規定により当該建築物の所有者に与えられることとなる施設建築物の一部について、借家権が与えられるように定めなければならない。ただし、当該建築物の所有者が第七十一条第一項の申出をしたときは、前項の規定により施行者に帰属することとなる施設建築物の一部について、借家権が与えられるように定めなければならない。

（担保権等の登記に係る権利）
第七十八条 施行地区内の宅地若しくはその宅地に存する借地権又は施行地区内の土地に権原に基づき所有される建築物について担保権等の登記に係る権利が存するときは、権利交換計画においては、当該担保権等の登記に係る権利は、

その権利の目的たる宅地、借地権又は建築物に対応して与えられるものとして定められた施設建築物地若しくはその共有持分又は施設建築物の一部等に関する権利の上に存するものとして定めなければならない。この場合において、借地権の設定に係る仮登記上の権利は、当該借地権に対応して与えられる権利につき、当該仮登記に基づく本登記がされるための条件が成就することを停止条件とする当該対応して与えられる権利の移転請求権として定めなければならない。

2 前項の場合において、関係権利者間の利害の衡平を図るため必要があるときは、施行者は、当該存するものとして定められる権利につき、これらの者の意見をきいて、必要な定めをすることができ。

（床面積が過小となる施設建築物の一部の処理）
第七十九条 権利交換計画を第七十四条第一項の基準に適合させるため特別な必要があるときは、第七十七条第二項又は第三項の規定によれば床面積が過小となる施設建築物の一部の床面積を増して適正なものとすることができる。この場合においては、必要な限度において、これらの規定によれば床面積が大で余裕がある施設建築物の一部の床面積を減することができ。

2 前項の過小な床面積の基準は、政令で定める基準に従い、施行者が審査委員の過半数の同意を得、又は市街地再開発審査会の議決を経て定める。この場合において、市街地再開発審査会の議決は、第五十七条第四項第一号（第五十九条第二項において準用する場合を含む。）に掲げる委員の過半数を含む委員の過半数の賛成によって決する。

3 権利交換計画においては、前項の規定により定められた床面積の基準に照らし、床面積が著しく小である施設建築物の一部又はその施設建築物の一部についての借家権が与えられることとなる者に対しては、前二条の規定にかかわらず、施設建築物の一部等又は借家権が与えられるように定めることができる。

（宅地等の価額の算定基準）
第八十条 第七十三条第一項第三号、第十一号又は第十二号の価額は、第七十一条第一項又は第五項（同条第六項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定による三十日の期間を経過した日における近傍類似の土地、近傍同種の建築物又は近傍類似の土地若しくは近傍同種の建築物に属する同種の権利の取引価格等を考慮して定める相当の価額とする。

2 第七十六条第三項の割合の基準となる宅地の価額は、当該宅地に関する所有権以外の権利が存しないものとして、前項の規定を適用して算定した相当の価額とする。

（施設建築物地の価額等の概算額の算定基準）
第八十一条 権利交換計画においては、第七十三条第一項第四号、第九号又は第十号の概算額は、政令で定めるところにより、市街地再開発事業に要する費用及び前条第一項に規定する三十日の期間を経過した日における近傍類似の土地、近傍同種の建築物又は近傍類似の土地若しくは近傍同種の建築物に属する同種の権利の取引価格等を考慮して定める相当の価額を基準として定めなければならない。

（公共施設の用に供する土地の帰属に関する定め）
第八十二条 権利交換計画においては、市街地再開発事業により従前の公共施設に代えて設置される新たな公共施設の用に供する土地は、従前の公共施設の用に供される土地の所有者が国であるときは国に、地方公共団体であるときは当該地方公共団体に帰属し、その他の新たな公共施設の用に供する土地は、当該公共施設を管理すべき者（その者が、国の機関であるときは国、地方公共団体の機関であるときは当該地方公共団体）に帰属するように定めなければならない。

（公共施設の用に供する土地の帰属に関する定め）
第八十二条 権利交換計画においては、市街地再開発事業により従前の公共施設に代えて設置される新たな公共施設の用に供する土地は、従前の公共施設の用に供される土地の所有者が国であるときは国に、地方公共団体であるときは当該地方公共団体に帰属し、その他の新たな公共施設の用に供する土地は、当該公共施設を管理すべき者（その者が、国の機関であるときは国、地方公共団体の機関であるときは当該地方公共団体）に帰属するように定めなければならない。

(権利交換計画の縦覧等)

第八十三条 施行者は、権利交換計画を定めようとするときは、権利交換計画を二週間公衆の縦覧に供しなければならぬ。この場合においては、あらかじめ、縦覧の開始の日、縦覧の場所及び縦覧の時間を公告するとともに、施行地区内の土地又は土地に定着する物件に關し権利を有する者にこれらの事項を通知しなければならない。

2 施行地区内の土地又は土地に定着する物件に關し権利を有する者は、縦覧期間内に、権利交換計画について施行者の意見書を提出することができる。

3 施行者は、前項の規定により意見書の提出があつたときは、その内容を審査し、その意見書に係る意見を採択すべきであると認めるときは、権利交換計画に必要な修正を加え、その意見書に係る意見を採択すべきでないとき認めるときはその旨を意見書を提出した者に通知しなければならない。

4 施行者が権利交換計画に必要な修正を加えたときは、その修正に係る部分についてさらに第一項からこの項までに規定する手続を行なうべきものとする。ただし、その修正が政令で定める軽微なものであるときは、その修正部分に係る者にその内容を通知することをもつて足りる。

5 第一項から前項までの規定は、権利交換計画を変更する場合（政令で定める軽微な変更をする場合を除く。）に準用する。

（審査委員及び市街地再開発審査会の関与）

第八十四条 施行者は、権利交換計画を定め、又は変更しようとするとき（政令で定める軽微な変更をしようとする場合を除く。）は、審査委員の過半数の同意を得、又は市街地再開発審査会の議決を経なければならない。この場合においては、第七十九条第二項後段の規定を準用する。

2 前項の規定は、前条第二項の意見書の提出があつた場合において、その採否を決定するときに準用する。

（価額についての裁決申請等）

第八十五条 第七十三条第一項第三号、第十一号又は第十二号の価額について第八十三条第三項の規定により同条第二項の意見書を採択しない旨の通知を受けた者は、その通知を受けた日から起算して三十日以内に、収用委員会にその価額の裁決を申請することができる。

2 前項の規定による裁決の申請は、事業の進行を停止しない。

3 土地収用法第九十四条第三項から第八項まで、第三百三十三条及び第三百三十四条の規定は、第一項の規定による収用委員会の裁決及びその裁決に不服がある場合の訴えについて準用する。この場合において必要な技術的説替等は、政令で定める。

4 第一項の規定による収用委員会の裁決及び前項の規定による訴えに対する裁決は、権利交換計画において与えられることと定められた施設建築敷地の共有持分又は施設建築物の一部等には影響を及ぼさないものとする。

第三款 権利の交換

(権利交換の処分)

第八十六条 施行者は、権利交換計画若しくはその変更の認可を受けたとき、又は権利交換計画について第七十二条第二項の政令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、建設省令で定めるところにより、その旨を公告し、及び関係権利者に関係事項を書面で通知しなければならない。

2 権利交換に關する処分は、前項の通知をすることによつて行なう。

（権利交換期日における権利の交換）

第八十七条 施行地区内の土地は、権利交換期日において、権利交換計画の定めるところに従い、新たに所有者となるべき者に帰属する。こ

の場合において、従前の土地を目的とする所有権以外の権利は、この法律に別段の定めがあるものを除き、消滅する。

2 権利交換期日において、施行地区内の土地に権原に基づき建築物を所有する者の当該建築物は、施行者に帰属し、当該建築物を目的とする所有権以外の権利は、この法律に別段の定めがあるものを除き、消滅する。ただし、第六十六条第八項の承認を受けずに新築された建築物及び他に移転すべき旨の第七十一条第一項の申出があつた建築物については、この限りでない。

第八十八条 施設建築物の敷地となるべき土地には、権利交換期日において、権利交換計画の定めるところに従い、施設建築物の所有を目的とする地上権が設定されたものとみなす。ただし、権利交換期日以後第百条の公告の日までの間は、権利交換計画の定めるところに従い、施行者がその地代の概算額を支払うものとする。

2 施設建築物の一部は、権利交換計画において、これとあわせて与えられることと定められていた地上権の共有持分を有する者が取得する。

3 第七十三条第四項の規定により借地権が存するものとして権利交換計画が定められたときは、当該借地権を有するものとされた者が取得した施設建築物の一部等は、その取得の際、その者から当該借地権の設定者とされた者に対して、当該借地権の存しないことの確定を停止条件として移転したものとみなす。

4 建物の区分所有等に関する法律第一条に規定する建物の部分若しくは附属の建物で権利交換計画において施設建築物の共用部分と定められたものがあるとき、又は権利交換計画において定められた施設建築物の共用部分の共有持分が同法第四条第一項若しくは第十条の規定に適合しないときは、権利交換計画その定めをした部分は、それぞれ同法第三条第二項又は第四条

第二項若しくは第八条ただし書の規定による規約とみなす。

5 施行地区内の建築物について借家権を有していた者（その者がさらに借家権を設定していたときは、その借家権の設定を受けた者）は、権利交換計画の定めるところに従い、施設建築物の一部について借家権を取得する。

6 第一項の規定による地上権の設定については、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十八条の四第一項及び国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第十八条第一項の規定は、適用しない。

(担保権等の移行)

第八十九条 施行地区内の宅地、借地権又は建築物について存する担保権等の登記に係る権利は、権利交換期日以後は、権利交換計画の定めるところに従い、施設建築物敷地若しくはその共有持分又は施設建築物の一部等に関する権利の上に存するものとする。

(権利交換の登記)

第九十条 施行者は、権利交換期日後遅滞なく、施行地区内の土地につき、従前の土地の表示の登記の抹消及び新たな土地の表示の登記並びに権利交換後の土地に關する権利について必要な登記を申請し、又は嘱託しなければならない。

2 施行者は、権利交換期日後遅滞なく、第八十七条第二項の規定により施行者に帰属した建築物については所有権の移転の登記及び所有権以外の権利の登記の抹消を、施行地区内のその他の建築物については権利交換手続開始の登記の抹消を申請し、又は嘱託しなければならない。

3 権利交換期日以後においては、施行地区内の土地及び第八十七条第二項の規定により施行者に帰属した建築物に關しては、前二項の登記がされるまでの間は、他の登記をすることができない。（補償金等）

第九十一条 施行者は、施行地区内の宅地若しくは建築物又はこれらに関する権利を有する者で、この法律の規定により、権利変換期日において当該権利を失い、かつ、当該権利に対応して、施設建築物若しくはその共有持分、施設建築物の一部等又は施設建築物の一部についての借家権を与えられないものに対し、その補償として、権利変換期日までに、第八十条第一項の規定により算定した相当の価額に同項に規定する三十日の期間を経過した日から権利変換期日までの期間につき年六分の割合により算定した利息相当額を附してこれを支払わなければならない。

2 取用委員会は、前項の規定による補償を受けるべき者に対し第八十五条第一項の規定による裁決をする場合において、その裁決で定められた価額が前項に規定する相当の価額として施行者が支払った額をこえるときは、その差額につき同項に規定する利息相当額並びにその差額及び利息相当額につき権利変換期日後その支払を完了するまで百円につき一日四銭の割合による過怠金を支払うべき旨の裁決をあわせてしなければならない。

3 土地収用法第九十四条第十項から第十二項までの規定は、前項の裁決に関し、第八十五条第三項の規定による訴えの提起がなかつた場合に準用する。

(補償金等の供託)

第九十二条 施行者は、次の各号の一に該当する場合においては、前条に規定する補償金(利息相当額を含む。)及び過怠金(以下「補償金等」という。)の支払に代えてこれを供託することができ

一 補償金等を受けるべき者がその受領を拒んだとき、又は補償金等を受領することができないとき。

二 施行者が過失がなく補償金等を受けるべき者を確知することができないとき。

三 施行者が取用委員会の裁決した補償金等の額に対して不服があるとき。

四 施行者が差押え又は仮差押えにより補償金等の払渡しを禁じられたとき。

2 前項第三号の場合において、補償金等を受けるべき者の請求があるときは、施行者は、自己の見積り金額を払い渡し、裁決による補償金等の額との差額を供託しなければならない。

3 施行者は、第七十三条第四項の場合においては、権利変換計画において存するものとされた権利に係る補償金等(併存し得ない二以上の権利が存するものとされた場合においては、それらの権利に対する補償金等のうち最高額のもの)の支払に代えてこれを供託しなければならない。

4 前三項の規定による供託は、施行地区内の土地の所在地の供託所にしなければならない。

5 施行者は、第一項から第三項までの規定による供託をしたときは、遅滞なく、その旨を補償金等取得すべき者(その供託が第三項の規定によるものであるときは、争いの当事者)に通知しなければならない。

(物上代位)

第九十三条 先取特権、質権又は抵当権の目的物について補償金等が支払われる場合には、これらの権利は、その補償金等に対しても行なうことができ。ただし、その払渡し前に差押えをしなければならない。

(差押え又は仮差押えがある場合の措置)

第九十四条 差押えに係る権利については、第九十一条第一項の規定にかかわらず、施行者は、権利変換期日までに、同項の規定により支払うべき金額を当該差押えによる配当手続を実施すべき機関に払い渡さなければならない。ただし、強制競売に係る競落許可決定が確定した後又は競売法(明治三十一年法律第十五号)による競売による競落代価の支払若しくは滞納処分による売却代金の支払があつた後においては、こ

の限りでない。

2 前項の規定により配当手続を実施すべき機関が払渡しを受けた金銭は、配当に関しては、強制執行による売却代金、競売法による競落代価又は滞納処分による売却代金とみなし、その払渡しを受けた日は、強制執行又は競売法による競売に關しては、競落期日とみなす。

3 強制競売に係る競落許可決定後その確定前、競売法による競売に係る競落許可決定後競落代金の支払前又は滞納処分による売却決定後売却代金の支払前に第一項本文の規定による払渡しがあつたときは、競落許可決定又は売却決定は、その効力を失う。

4 差押えに係る権利について第九十一条第二項の裁決があつたときは、施行者は、その補償金等を当該差押えによる配当手続を実施すべき機関に払い渡さなければならない。

5 施行者は、前項の場合において、取用委員会の裁決した補償金等の額に対して不服があるときは、同項の規定による払渡しをする際、自己の見積り金額を同項に規定する配当手続を実施すべき機関に通知しなければならない。

6 第一項及び前二項の規定は、仮差押えの執行に係る権利に対する補償金等の払渡しに準用する。

7 施行者に補償金等の支払を命ずる判決が確定したときは、その補償金等の支払に関しては、第一項の規定による補償金等の例による。この場合において、施行者が補償金等を配当手続を実施すべき機関に払い渡したときは、補償金等の支払を命ずる判決に基づく給付をしたものとみなす。

8 第二項、第四項又は前二項の規定による補償金等の裁判所への払渡し及びその払渡しがあつた場合における強制執行又は競売法による競売に關しては、最高裁判所規則で民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九号)及び競売法の特例その他必要な事項を、その補償金等の裁判所以

外の配当手続を実施すべき機関への払渡し及びその払渡しがあつた場合における滞納処分に関しては、政令で国稅徴収法(昭和三十四年法律第四百七十七号)の特例その他必要な事項を定めることができる。

第四款 土地の明渡し

(占有の継続)

第九十五条 権利変換期日において、第八十七条の規定により失つた権利に基づき施行地区内の土地又は建築物を占有していた者及びその承継人は、次条第一項の規定により施行者が通知した明渡しの期限までは、従前の用法に従い、その占有を継続することができる。ただし、第六十六条の規定の適用を妨げない。

(土地の明渡し)

第九十六条 施行者は、権利変換期日後市街地再開発事業に係る工事のため必要があるときは、施行地区内の土地又は当該土地にある物件を占有している者に対し、期限を定めて、土地の明渡しを求めることができる。

2 前項の規定による明渡しの期限は、同項の請求をした日の翌日から起算して三十日を経過した後の日でなければならない。

3 第一項の規定による明渡しの請求があつた土地又は当該土地にある物件を占有している者は、明渡しの期限までに、施行者に土地若しくは物件を引き渡し、又は物件を移転しなければならない。ただし、第九十一条第一項又は次条第三項の規定による支払がないときは、この限りでない。

4 前条の規定により建築物を占有する者が施行者に当該建築物を引き渡す場合において、当該建築物に、第六十六条第八項の承認を受けないで改築、増築若しくは大修繕が行なわれ、又は物件が附加増置された部分があるときは、第八十七条第二項の規定により当該建築物の所有権を失つた者は、当該部分又は物件を除却して、これを取得することができる。

(土地の明渡しに伴う損失補償)

第九十七条 施行者は、前条の規定による土地若しくは物件の引渡し又は物件の移転により同条第一項の土地の占有者及び物件に關し權利を有する者が通常受ける損失を補償しなければならぬ。

2 前項の規定による損失の補償額については、施行者と前条第一項の土地の占有者又は物件に關し權利を有する者とが協議しなければならぬ。

3 施行者は、前条第二項の明渡しの際限までに第一項の規定による補償額を支払わなければならない。この場合において、その期限までに前項の協議が成立していないときは、審査委員の過半数の同意を得、又は市街地再開発審査会の議決を経て定められた金額を支払わなければならないものとし、その議決については、第七十九条第二項後段の規定を準用する。

4 第二項の規定による協議が成立しないときは、施行者又は損失を受けた者は、取用委員会に土地取用法第九十四条第二項の規定による補償額の裁決を申請することができる。

5 第八十五条第二項及び第三項、第九十一条第二項及び第三項並びに第九十二条の規定は、第二項の規定による損失の補償について準用する。

(土地若しくは物件の引渡し又は物件の移転の代行及び代執行)

第九十八条 第九十六条第三項の場合において次の各号の一に該当するときは、市町村長は、施行者の請求により、土地若しくは物件を引き渡し、又は物件を移転すべき者に代わつて、土地若しくは物件を引き渡し、又は物件を移転しなければならぬ。

一 土地若しくは物件を引き渡し、又は物件を移転すべき者がその責めに帰することができない理由によりその義務を履行することができないとき。

二 施行者が過失がなくて土地若しくは物件を引き渡し、又は物件を移転すべき者を確知することができないとき。

2 第九十六条第三項の場合において土地若しくは物件を引き渡し、又は物件を移転すべき者がその義務を履行しないとき、履行しても十分でないとき、又は履行しても明渡しの際限までに完了する見込みがないときは、都道府県知事は、施行者の請求により、行政代執行法(昭和二十三年法律第四十三号)の定めるところに従い、みずから義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。

3 前項の場合において、都道府県知事は、義務者及び施行者にあらかじめ通知したうえで、当該代執行に要した費用に充てるため、その費用の額の範囲内で、義務者が施行者から受けるべき前条第一項の補償金を義務者に代わつて受けることができる。

4 施行者が前項の規定に基づき補償金の全部又は一部を都道府県知事に支払つた場合においては、この法律の適用については、施行者が都道府県知事に支払つた金額の限度において、前条第一項の補償金を支払つたものとみなす。(費用の徴収)

第九十九条 市町村長は、前条第一項の規定により土地若しくは物件を引き渡し、又は物件を移転するに要した費用を第九十六条第三項の規定により土地若しくは物件を引き渡し、又は物件を移転すべき者から徴収するものとする。

2 前条第三項及び第四項の規定は、市町村長が前項の規定によつて費用を徴収する場合に準用する。

3 市町村長は、第一項に規定する費用を前項において準用する前条第三項の規定によつて徴収することができないとき、又は徴収することが適当でないとき認めるときは、第一項に規定する者に対し、あらかじめ、納付すべき金額、納付の期限及び場所を通知して、これを納付させるものとする。

ものとする。

4 市町村長は、前項の規定によつて通知を受けた者が同項の規定によつて通知された期限を経過しても同項の規定により納付すべき金額を完納しないときは、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促しなければならない。

5 前項の規定による督促を受けた者がその指定の期限までに第三項の規定により納付すべき金額を納付しないときは、市町村長は、国税滞納処分の例によつて、これを徴収することができる。この場合における徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

第五款 工事完了等に伴う措置

(建築工事の完了の公告等)

第一百条 施行者は、施設建築物の建築工事を完了したときは、すみやかに、その旨を、公告するとともに、第八十八条第二項又は第五項の規定により施設建築物に關し權利を取得する者に通知しなければならない。

(施設建築物に關する登記)

第一百一条 施行者は、施設建築物の建築工事が完了したときは、遅滞なく、施設建築物及び施設建築物に關する權利について必要な登記を申請し、又は嘱托しなければならない。

2 施設建築物に關する權利に關しては、前項の登記がされるまでの間は、他の登記をすることができない。

(借家条件の協議及び裁定)

第一百二条 権利交換計画において施設建築物の一部等が与えられるように定められた者(施行者を除く)と当該施設建築物の一部について借家権が与えられるように定められた者は、家賃その他の借家条件について協議しなければならない。

2 第一百条の公告の日までに前項の規定による協議が成立しないときは、施行者は、当事者の一方又は双方の申立てにより、審査委員の過半数の同意を得、又は市街地再開発審査会の議決を

経て、次の各号に掲げる事項について裁定することができる。この場合においては、第七十九条第二項後段の規定を準用する。

一 賃借りの目的

二 家賃の額、支払期日及び支払方法

三 敷金又は借家権の設定の対価を支払うべきときは、その額

3 施行者は、前項の規定による裁定をするときは、賃借りの目的については賃借部分の構造及び賃借人の職業を、家賃の額については賃借人の受けるべき適正な利潤を、その他の事項についてはその地方における一般の慣行を考慮して定めなければならない。

4 第二項の規定による裁定があつたときは、裁定の定めるところにより、当事者間に協議が成立したものとみなす。

5 第二項の裁定に關し必要な手続に關する事項は、建設省令で定める。

6 第二項の裁定に不服がある者は、その裁定があつた日から起算して六十日以内に、訴えをもつてその変更を請求することができる。

7 前項の訴えにおいては、当事者の他の一方を被告としなければならない。

(施設建築物の一部等の価額の確定)

第一百三條 施行者は、市街地再開発事業の工事が完了したときは、すみやかに、当該事業に要した費用の額を確定するとともに、政令で定めるところにより、その確定した額及び第八十条第一項に規定する三十日の期間を経過した日における近傍類似の土地、近傍同種の建築物又は近傍類似の土地若しくは近傍同種の建築物に關する同種の權利の取引価格等を考慮して定める相当の価額を基準として、施設建築物敷地、その共有持分若しくは施設建築物の一部等を取得した者又は施行者の所有する施設建築物の一部について第八十八条第五項の規定により借家権を取得した者ごとに、施設建築物敷地、その共有持分若しくは施設建築物の一部等の価額、施設建築

昭和四十四年五月三十日 衆議院會議録第四十一号 都市再開発法案

敷地の地代の額又は施行者が貸貸しする施設建築物の一部の家賃の額を確定し、これらの者にその確定した額を通知しなければならない。

2 前項の規定により確定した地代の額は、当事者間に別段の合意がない限り、施設建築物敷地について当事者の合意により定められた地代の額とみなす。ただし、その額に不服がある者は、前項の通知を受けた日から起算して六十日以内に、訴えをもつてその増減を請求することができる。

3 前項ただし書の訴えにおいては、当事者の他の一方を被告としなければならない。

(清算)
第百四条 前条第一項の規定により確定した施設建築物敷地若しくはその共有持分又は施設建築物の一部等の価額とこれを与えられた者がこれに対応する権利として有していた施行地区内の宅地、借地権又は建築物の価額とに差額があるときは、施行者は、その差額に相当する金額を徴収し、又は交付しなければならない。同項の規定により確定した施設建築物敷地の地代の額と第八十八条第一項ただし書の規定により支払った地代の概算額とに差額があるときも、同様とする。

(物上代位)

第百五条 前条に規定する宅地、借地権又は建築物に先取特権、質権又は抵当権を有していた者は、同条の規定により交付される清算金に対して権利を行なうことができる。ただし、その払渡し前に差押えをしなければならぬ。

(清算金の徴収)

第百六条 第百四条の規定により徴収すべき清算金は、政令で定めるところにより、利子を附して分割して徴収することができる。

2 施行者は、第百四条の規定により徴収すべき清算金(前項の規定により利子を附したときは、その利子を含む。以下同じ)を滞納する者があるときは、督促状によつて納付すべき期限

を指定して督促することができる。

3 前項の督促をするときは、組合にあつては定款で定めるところにより、地方公共団体又は公団にあつては政令で定めるところにより、百円につき一日四銭の割合を乗じて計算した額の範囲内の延滞金を徴収することができる。

4 第二項の督促を受けた者がその督促状において指定した期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、地方公共団体又は公団は、国税滞納処分の例により、同項の清算金及び前項の延滞金を徴収することができる。この場合における清算金及び延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

5 延滞金は、清算金に先だつものとする。
6 第四十一条の規定は、組合の徴収に係る第二項の清算金及び第三項の延滞金を督促状において指定した期限までに納付しない者がある場合について準用する。

7 第四十二条の規定は、施行者が第二項の清算金及び第三項の延滞金を徴収する権利について準用する。この場合において、同条第二項中「前条第一項」とあるのは、「第百六条第二項」と読み替へるものとする。

(先取特権)

第百七条 第百四条の清算金を徴収する権利を有する施行者は、その納付義務者に与えられる施設建築物の一部の上に先取特権を有する。

2 前項の先取特権は、第百一条第一項の規定による登記の際に清算金の予算額を登記することによつてその効力を保存する。ただし、清算金の額がその予算額を超過するときは、その超過額については存在しない。

3 第一項の先取特権は、不動産工事の先取特権とみなし、前項本文の規定に従つてした登記は、民法第三百三十八条第一項本文の規定に従つてした登記とみなす。
(施行者が取得した施設建築物の一部等の管理処分)

第百八条 市街地再開発事業により施行者が取得した施設建築物の一部等は、巡査派出所、電気事業者の電気工作物その他公益上欠くことができない施設の用に供するため賃貸し、又は譲渡するもののほかは、原則として、公募により賃貸し、又は譲渡しなければならない。この場合において、施行者は、賃貸又は譲渡後の施設建築物の一部等が当該市街地再開発事業の目的に適合して利用されるよう十分に配慮しなければならない。

2 施行者が地方公共団体であるときは、施行者が市街地再開発事業により取得した施設建築物敷地若しくはその共有持分又は施設建築物の一部等の管理処分については、当該地方公共団体の財産の管理処分に關する法令の規定は、適用しない。

(市街地再開発事業の施行により設置された公共施設の管理)
第百九条 市街地再開発事業の施行により設置された公共施設は、当該公共施設の整備に關する工事が完了したときは、その存する市町村(都の特別区の存する区域においては、都)の管理に属する。ただし、法律又は定款若しくは施行規程に管理すべき者の定めがあるときは、それ

らの者の管理に属するものとする。

第六款 権利交換手続の特則

第百十條 組合は、権利交換期日に生ずべき権利の変動その他権利交換の内容につき、施行地区内の土地又は物件に關し権利を有する者のすべての同意を得たときは、第七十三条第二項から第四項まで、第七十五条から第七十八条まで、第八十条及び第八十一条の規定によらないで、権利交換計画を定めることができる。この場合においては、第八十三条、第百二條、第百三條及び第百八條の規定は、適用しない。

2 前項の規定により権利交換計画を定めた場合においては、第八十七条から第八十九条までの規定にかかわらず、権利交換計画の定めるところにより、権利交換期日において土地及び土地に存する物件に關する権利の得喪及び変更を生じ、当該市街地再開発事業により建築される施設建築物に關する権利は、権利交換計画の定めるところにより、これを取得すべき者が取得する。

3 第一項の場合においては、次の表の上欄に掲げる規定の同表下欄に掲げる字句は、同表下欄に掲げる字句に読み替へて、これらの規定を適用する。

第四十四条		第八十八条第一項の規定による地上権	
第四十四条	地上権の目的	借地権	借地権の目的
第七十三条第一項第二号、第四号及び第六号	施設建築物敷地若しくはその共有持分又は施設建築物の一部等	施設建築物敷地又は施設建築物に關する権利	施設建築物敷地又は施設建築物に關する権利
第七十三条第一項第十二号	施設建築物敷地若しくはその共有持分、施設建築物の一部等	施設建築物敷地若しくは施設建築物に關する権利	施設建築物敷地若しくは施設建築物に關する権利
第七十三条第一項第十三号	施設建築物の一部等	施設建築物敷地又は施設建築物に關する権利	施設建築物敷地又は施設建築物に關する権利

第七十三条第一項第十四号	施設建築敷地又はその共有持分及び施設建築物の一部等	施設建築敷地又は施設建築物に關する權利
第七十三条第一項第十七号	その他	前各号に掲げるもののほか、權利交換の内容その他
第九十条第一項	従前の土地の表示の登記の抹消及び新たな土地の表示の登記	従前の土地の表示の登記の抹消及び新たな土地の表示の登記又は權利交換手続開始の登記の抹消
第九十条第二項及び第三項、第九十六条第四項	第八十七条第二項	第一百十条第二項
第九十条第二項	及び所有権以外の權利の登記の抹消	並びに權利交換に伴い消滅した權利の登記及び權利交換手続開始の登記の抹消
第九十五条	第八十七条	第一百十条第二項
第一百条	第八十八条第二項又は第五項	第一百十条第二項

第百一十一条 施行者が地方公共団体又は公団である場合において、第七十五条第二項の規定により權利交換計画を定めることが適当でないと認められる特別の事情があるときは、施行者は、同項の規定にかかわらず、施設建築敷地に地上権が設定されないものとして權利交換計画を定めることができる。この場合においては、第七十六条、第七十七条第二項後段及び第三項並びに第八十八条第一項の規定は適用せず、次の表の上欄に掲げる規定の同表中欄に掲げる字句は、同表下欄に掲げる字句に読み替へて、これらの規定を適用する。

第五十二条第二項第六号、第七十三条第一項第二号、第四号及び第六号、第七十八條第一項、第八十九条、第一百四条、第一百八条第二項	施設建築敷地若しくはその共有持分又は施設建築物の一部等	建築施設の部分
第七十三条第一項第十二号、第九十一条第一項	施設建築敷地若しくはその共有持分、施設建築物の一部等	建築施設の部分
第七十三条第一項第十四号	施設建築敷地又はその共有持分及び施設建築物の一部等	建築施設の部分

昭和四十四年五月三十日 衆議院會議録第四十一号 都市再開発法案

第四章 組合の事業の代行

(事業代行開始の決定)

第百一十二条 都道府県知事は、組合の事業の現況その他の事情により組合の事業の継続が困難となるおそれがある場合において、第百二十四条第二項又は第百二十五条の規定による監督処分によつては組合の事業の遂行の確保を図ることができないと認めるときは、組合若しくは組合員の申請により、又は職権で、事業代行の開始を決定することができる。

(事業代行開始の公告)

第百一十三条 都道府県知事は、前条の規定により事業代行の開始を決定したときは、組合の名称、組合の事業が事業代行者により代行される

第七十三条第四項ただし書、第七十七条の見出し、同条第一項、第二項前段及び第四項、第七十九条第三項、第八十八条第三項、第一百一条第一項、第百三条の見出し、第百八条の見出し、同条第一項	施設建築物の一部等	建築施設の部分
第七十五条第三項	施設建築物の所有を目的とする地上権	施設建築敷地
第七十七条第一項	借地権	宅地又は借地権
第七十九条第一項	第二項又は第三項	第二項前段
第八十一条	、第九号又は第十号	又は第十号
第八十五条第四項	施設建築敷地の共有持分又は施設建築物の一部等	建築施設の部分
第八十八条第二項	地上権	施設建築敷地
第百三条第二項	施設建築敷地、その共有持分若しくは施設建築物の一部等	建築施設の部分
第百三条第二項	価額、施設建築敷地の地代の額	価額

旨、当該事業代行者の名称、事業代行開始の決定の年月日その他建設省令で定める事項を公告しなければならない。

(事業代行者)

第百一十四条 事業代行者は、都道府県知事とする。ただし、都道府県知事は、組合の施行地区を管轄する市町村長と協議して、当該市町村長を事業代行者と定めることができる。

(事業代行開始の効果)

第百一十五条 事業代行開始の公告があつたときは、組合の代表、業務の執行並びに財産の管理及び処分をする権限は、事業代行終了の公告があるまでの間、事業代行者に専属する。(法人に対する政府の財政援助の制限に關する)

昭和四十四年五月三十日 衆議院會議録第四十一号 都市再開発法案

法律の特例

第百十六條 事業代行者である都道府県知事又は市町村長が統轄する地方公共団体は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、事業代行者開始の公告の日後における組合の債務について保証契約をすることができ。

(事業代行者終了の公告等)

第百十七條 事業代行者は、組合の事業の継続が困難となるおそれがあったとき、又は第百一条第一項の規定による登記が完了したときは、都道府県知事にあつては事業代行者終了の旨を公告し、市町村長にあつてはその旨を都道府県知事に通知しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の通知を受けたときは、事業代行者終了の旨を公告しなければならない。

3 組合は、事業代行者終了の公告後遅滞なく、その財産の処分及び債務の弁済に関する計画を作成して事業代行者であつた者の承認を求めなければならない。

(先取特権)

第百十八條 事業代行者である都道府県知事又は市町村長が統轄する地方公共団体は、組合の債務について保証契約をした場合において、その保証に係る債務を弁済したときは、その求償権に關し、組合の取得すべき施設建築物の一部の上に先取特権を有する。

2 前項の先取特権は、第百一条第一項の規定による登記の際に求償債権の額を登記することによつてその効力を保存する。

3 第一項の先取特権は、不動産工事の先取特権とみなし、前項の規定に従つてした登記は、民法第三百三十八條第一項本文の規定に従つてした登記とみなす。

第五章 費用の負担等

第百十九條 市街地再開発事業に要する費用は、施行者の負担とする。

(地方公共団体の分担金)

第百二十條 公団は、公団が施行する市街地再開発事業の施行により利益を受ける地方公共団体に対し、その利益を受ける限度において、その市街地再開発事業に要する費用の一部を負担することを求めることができる。

2 前項の場合において、地方公共団体が負担する費用の額及び負担の方法は、公団と地方公共団体とが協議して定める。

3 前項の規定による協議が成立しないときは、当事者の申請に基づき、建設大臣が裁定する。この場合において、建設大臣は、当事者の意見をきくとともに、自治大臣と協議しなければならない。

(公共施設管理者の負担金)

第百二十一條 施行者は、市街地再開発事業の施行により整備されることとなる重要な公共施設で政令で定めるものの管理者又は管理者となるべき者に対し、当該公共施設の整備に要する費用の全部又は一部を負担することを求めることができる。

2 前項の規定による費用の負担については、あらかじめ、組合が施行する市街地再開発事業にあつては当該公共施設の管理者又は管理者となるべき者の承認を得、その他の市街地再開発事業にあつては当該公共施設の管理者又は管理者となるべき者と協議し、その者が負担すべき費用の額を事業計画において定めておかなければならない。

(費用の補助)

第百二十二條 地方公共団体は、組合に対して、市街地再開発事業に要する費用の一部を補助することができる。

2 国は、地方公共団体が、前項の規定により補助金を交付し、又はみずから市街地再開発事業を施行する場合には、予算の範囲内において、

政令で定めるところにより、その費用の一部を補助することができる。

(資金の融通等)

第百二十三條 国及び地方公共団体は、施行者に対し、市街地再開発事業に必要な資金の融通又はあつせんその他の援助に努めるものとする。

第六章 監督等

(報告、勧告等)

第百二十四條 建設大臣は都道府県又は市町村に対し、都道府県知事は市町村又は組合に対し、市町村長は組合に対し、それぞれその施行する市街地再開発事業に關し、この法律の施行のため必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又はその施行する市街地再開発事業の施行の促進を図るため必要な勧告、助言若しくは援助をすることができる。

2 都道府県知事は、組合に対し、市街地再開発事業の施行の促進を図るため必要な措置を命ずることができる。

(組合に対する監督)

第百二十五條 都道府県知事は、組合の施行する市街地再開発事業につき、その事業又は会計がこの法律若しくはこれに基づく行政庁の処分又は定款、事業計画若しくは権利変換計画に違反すると認めるときその他監督上必要があるときは、その組合の事業又は会計の状況を検査することができる。

2 都道府県知事は、組合の組合員が総組合員の十分の一以上の同意を得て、その組合の事業又は会計がこの法律若しくはこれに基づく行政庁の処分又は定款、事業計画若しくは権利変換計画に違反する疑いがあることを理由として組合の事業又は会計の状況の検査を請求したときは、その組合の事業又は会計の状況を検査しなければならない。

3 都道府県知事は、前二項の規定により検査を行なつた場合において、組合の事業又は会計がこの法律若しくはこれに基づく行政庁の処分又は定款、事業計画若しくは権利変換計画に違反する疑いがあるときは、組合に対して、その組合の事業又は会計の状況を検査しなければならない。

は定款、事業計画若しくは権利変換計画に違反していると認めるときは、組合に対し、その違反を是正するため必要な限度において、組合のした処分の取消し、変更若しくは停止又は組合のした工事の中止若しくは変更その他必要な措置を命ずることができる。

4 都道府県知事は、組合が前項の規定による命令に従わないとき、又は組合の設立についての認可を受けた者がその認可の公告があつた日から起算して三十日を経過してもなお総会を招集しないときは、権利変換期日前に限り、その組合についての設立の認可を取り消すことができる。

5 都道府県知事は、前項の規定により認可を取り消すとするとときは、あらかじめ、その組合の役員又は組合の設立についての認可を受けた者について聴聞を行なわなければならない。ただし、それらの者が正当な理由がなく聴聞に応じないときは、この限りでない。

6 都道府県知事は、第三十一条第三項の規定により組合員から総会の招集の請求があつた場合において、理事長及び監事が総会を招集しないときは、これらの組合員の申出に基づき、総会を招集しなければならない。第三十四条第三項又は第三十五条第四項において準用する第三十一条第三項の規定により組合員又は総代から総会の部会又は総代会の招集の請求があつた場合において、理事長及び監事が総会の部会又は総代会を招集しないときも、同様とする。

7 都道府県知事は、第二十六条第一項の規定により組合員から理事又は監事の解任の請求があつた場合において、組合がこれを組合員の投票に付さないときは、これらの組合員の申出に基づき、これを組合員の投票に付さなければならない。第三十六条第三項において準用する第二十六条第一項の規定により組合員から総代の解任の請求があつた場合において、組合がこれを組合員の投票に付さないときも、同様とする。

8 都道府県知事は、前項の規定により認可を取り消すとするとときは、あらかじめ、その組合の役員又は組合の設立についての認可を受けた者について聴聞を行なわなければならない。ただし、それらの者が正当な理由がなく聴聞に応じないときは、この限りでない。

昭和四十四年五月三十日 衆議院會議録第四十一号 都市再開発法案

(政令への委任)

第三百三十九条 この法律に特に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第八章 罰則

第四百四十条 組合の役員、総代若しくは職員又は審査委員が職務に關して賄賂を受つたときは、三年以下の懲役に処する。よつて不正の行為をし、又は相当の行為をしないときは、七年以下の懲役に処する。

2 組合の役員、総代若しくは職員又は審査委員であつた者がその在職中に請託を受けて職務上不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたことにつき賄賂を受つたときは、三年以下の懲役に処する。若しくは約束したときは、三年以下の懲役に処する。

3 組合の役員、総代若しくは職員又は審査委員がその職務に關し請託を受けて第三者に賄賂を供与させ、又はその供与を約束したときは、三年以下の懲役に処する。

4 犯人又は情を知つた第三者の收受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第四百四十一条 前条第一項から第三項までに規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は二十五万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減軽し、又は免除することができる。

第四百四十二条 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

一 第六十条第一項又は第二項に規定する場合において、都道府県知事の許可を受けず、土地又は工作物に立ち入り、又は立ち入らせた者

二 第六十条第一項又は第二項の規定による土地又は工作物への立ち入りを拒み、又は妨げた者

三 第六十一条第一項に規定する場合において、市町村長の許可を受けないで障害物を伐除した者又は都道府県知事の許可を受けないで土地に試掘等を行つた者

四 第六十六条第四項の規定による命令に違反して、土地の原状回復をせず、又は建築物その他の工作物若しくは物件を移転せず、若しくは除却しなかつた者

第四百四十三条 第六十四条第二項の規定に違反して、同条第一項の規定による標識を移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊した者は、三万円以下の罰金に処する。

第四百四十四条 組合が次の各号の一に該当する場合においては、その行為をした役員又は職員を一万円以下の罰金に処する。

一 第四百二十四条第一項の規定による報告又は資料の提出を求められて、報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき

二 第四百二十四条第二項又は第四百二十五条第三項の規定による都道府県知事の命令に違反したとき

三 第四百二十五条第一項又は第二項の規定による都道府県知事の検査を拒み、又は妨げたとき

第四百四十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に關して第四百四十二条又は前条に規定する違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第四百四十六条 次の各号に掲げる場合において、その行為をした組合の理事、監事又は清算人は、三万円以下の過料に処する。

一 組合が市街地再開発事業以外の事業を営んだとき

二 第四十七条又は第四十九条に掲げる書類に記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載をしたとき

をしたとき。

三 第四十八条の規定に違反して組合の残余財産を処分したとき

四 都道府県知事若しくは市町村長又は総会、総会の部会若しくは総代会に対し、不実の申立てをし、又は事実を隠したとき

五 組合がこの法律の規定による公告をすべき場合において、公告をせず、又は不実の公告をしたとき

第四百四十七条 次の各号に掲げる場合においては、その行為をした組合の理事、監事又は清算人は、一万円以下の過料に処する。

一 第二十七条第六項の規定に違反して監事が理事又は組合の職員と兼ねたとき

二 第三十一条第一項(第三十五条第四項において準用する場合を含む)又は第三項若しくは第四項(第三十四条第三項及び第三十五条第四項において準用する場合を含む)の規定に違反して総会、総会の部会又は総代会を招集しなかつたとき

三 第三十三条第一項の規定に違反して簿書を備えず、又はその簿書に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき

四 第三十四条第二項の規定に違反して簿書の閲覧を拒んだとき

第四百四十八条 次の各号の一に該当する者は、一万円以下の過料に処する。

一 第十條第二項の規定に違反してその名称中に市街地再開発組合という文字を用いた者

二 第三十一条第五項の規定に違反して最初の理事又は監事を選挙し、又は選任するための總會を招集しなかつた者

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、都市計画法の施行の日から施行する。ただし、附則第二十一条の規定は、公布の日から施行する。

(名称の使用制限に關する経過措置)

第二条 この法律の施行の際、現にその名称中に市街地再開発組合という文字を用いている者については、この法律の施行の日から起算して六月間は、第十條第二項の規定を適用しない。

(公共施設の整備に關連する市街地の改造に關する法律等の廃止)

第三条 次の各号に掲げる法律は、廃止する。

一 公共施設の整備に關連する市街地の改造に關する法律(昭和三十六年法律第九号)

二 防災建築街区造成法(昭和三十六年法律第一百十号)

(市街地改造事業等に關する経過措置)

第四条 この法律の施行の際、現に市街地改造事業に關する都市計画において施行区域として定められている土地の区域について施行される市街地改造事業については、旧公共施設の整備に關連する市街地の改造に關する法律は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

2 この法律の施行の際、現に存する防災建築街区造成組合、現に施行されている旧防災建築街区造成法第五十四条に規定する防災建築街区造成事業及び現に同法第五十六条の規定による補助金の交付の決定があつた防災建築物に關しては、同法は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

(公有水面埋立法の一部改正)

第五条 公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第一条第三項中「又ハ流通業務市街地の整備に關する法律」と、流通業務市街地の整備に關する法律又ハ都市再開発法に改める。

第二十六条中「又ハ流通業務市街地の整備に關する法律第三十二条」と、流通業務市街地の整備に關する法律第三十二条又ハ都市再開発法第八十七条第一項に改める。

(地方自治法の一部改正)

第六条 地方自治法の一部を次のように改正する。

第二百八十一条第二項第十七号中「及び市街地改造事業」を削り、同項第十八号を次のように改める。

十八 市街地再開発事業に関する事務を行なうこと。ただし、政令で定めるものを除く。

(建設省設置法の一部改正)

第七條 建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第三條第五号の九を次のように改める。

五の九 都市再開発法(昭和四十四年法律第...号)の施行に関する事務を管理すること。

第三條中第二十二号の二を削り、第二十二号の三を第二十二号の二とし、第二十二号の四から第二十二号の六までを一号ずつ繰り上げる。

第四條第三項中「第二十二号の三」を「第二十二号の二」に、「同条第二十二号の五」を「同条第二十二号の四」に改め、同条第四項中「同条第五号の六から第五号の十まで」を「同条第五号の六から第五号の八まで」に規定する事務、同条第五号の九に規定する事務(住宅局の所掌に属するものを除く)、同条第五号の十に改め、同条第七項中「前条第十九号」を「前条第五号の九に規定する事務のうち市街地再開発組合及び日本住宅公団が施行する市街地再開発事業(幹線街路その他の重要な公共施設で都市計画において定められたものの整備を伴うものを除く)の指導、助成及び監督に関するもの、同条第十九号」に、「同条第二十一号から第二十二号の二まで、第二十二号の四、第二十二号の六を「同条第二十一号、第二十二号、第二十二号の三、第二十二号の五に改める。

第四條の二第三項中「第二十二号の三」を「第二十二号の二」に、「同条第二十二号の五」を「同条第二十二号の四」に改める。

(住宅金融公庫法の一部改正)

第八條 住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第百五十六号)の一部を次のように改正する。

第十七條第十項中「防災建築街区造成法(昭和三十六年法律第百十号)第二条第三号に規定する防災建築街区区内において相当の住宅部分を有する同条第二号に規定する防災建築物」を「都市再開発法(昭和四十四年法律第...号)第二条第六号に規定する施設建築物で相当の住宅部分を有するもの」に改める。

第二十條第五項及び第六項中「防災建築物」を「施設建築物」に改める。

第二十一條の三第三項第四号中「(防災建築街区造成法による防災建築街区造成組合が貸付けを受けた場合においては、当該組合の組合員を除く)」を削る。

(建築基準法の一部改正)

第九條 建築基準法の一部を次のように改正する。

目次中「第五十九條の三」を「第五十九條の四」に改める。

第二條第二十一号中「容積地区」の下に「高度利用地区」を加える。

第四十二條第一項第二号中「又は旧住宅地造成事業に関する法律(昭和三十九年法律第百六十号)」を、「旧住宅地造成事業に関する法律(昭和三十九年法律第百六十号)又は都市再開発法(昭和四十四年法律第...号)」に、「同項第四号及び第五号中「又は土地地区面整理法」を、「土地地区面整理法又は都市再開発法」に改める。

第五十五條第一項中「この節を」第五十九條の三第一項を除き、この節」に改める。

第五十九條の三第三項中「前七條を」前八條に改め、第三章第四節中同条を第五十九條の四とし、第五十九條の二の次に次の一條を加える。

(高度利用地区)

第五十九條の三 高度利用地区内においては、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合及

び建築物の建築面積は、高度利用地区に関する都市計画において定められた内容に適合するものでなければならない。ただし、次の各号の一に該当する建築物については、この限りでない。

一 主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であつて、階数が二以下で、かつ、地階を有しない建築物で、容易に移転し、又は除却することができもの

二 公衆便所、巡査派出所その他これらに類する建築物で、公益上必要なもの

三 学校、駅舎、卸売市場その他これらに類する公益上必要な建築物で、特定行政庁が用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したもの

2 高度利用地区内においては、敷地内に道路に接して有効な空地が確保されていること等により、特定行政庁が、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可した建築物については、第五十八條第一項第一号の規定は、適用しない。

3 第五十七條第三項の規定は、第一項第三号又は前項の規定による許可をする場合に準用する。

第八十六條第一項中「第五十九條の三第一項」の下に、「第五十九條の四第一項」を加え、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定により同一敷地内にあるものとみなされる二以上の構えをなす建築物は、第五十九條の三第一項の規定を適用する場合においては、これを一の建築物とみなす。

第八十六條の二中「第五十九條の二第一項」の下に、「第五十九條の三第一項」を加える。

項、第五十九條の四第一項若しくは第二項」に改める。

(地方税法の一部改正)

第十條 地方税法の一部を次のように改正する。

第七十三條の四第一項第九号中「の用に供する土地」を「若しくは同条第十二号に規定する業務の用に供する土地」に改める。

第七十三條の十四第七項を次のように改める。

7 都市再開発法(昭和四十四年法律第...号)第七十三條第一項第二号に掲げる者が同法による市街地再開発事業の施行に伴い同項第三号に規定する宅地、借地権又は建築物(以下本項において「従前の宅地等」という。)に対応して与えられる不動産を取得した場合における当該不動産の取得に對して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該不動産の価格から当該不動産の価格に同項第四号に規定する施設建築敷地若しくはその共有持分又は施設建築物の一部等の価額(同法第百三條第一項の規定により確定した価額とする。)の合計額に対する従前の宅地等の価額(同法第七十二條の権利交換計画において定められた価額とする。)の合計額の割合を乗じて得た額を控除するものとする。

第七十三條の十四中第九項を削り、第十項を第九項とし、第十一項を削り、第十二項を第十項とする。

第七十三條の二十四第一項第三号中「防災建築街区造成組合」を「市街地再開発組合」に改め、「(防災建築街区造成組合から取得した場合にあつては、当該組合の組合員が取得したときに限る。)」を削る。

第七十三條の二十七の四の見出し中「防災建築街区造成組合」を「市街地再開発組合」に改め、同条第一項中「防災建築街区造成組合」を「市街地再開発組合」に、「防災建築街区造成法第九條第二項の規定に基づき防災建築物」を

昭和三十四年五月三十日 衆議院會議録第四十一号 都市再開発法案

「市街地再開発事業の施行に伴い施設建築物」に、「防災建築物」を「施設建築物」に改め、「当該組合の組合員」の下に「参加組合員を除く。」を加え、同条第二項中「防災建築物」を「施設建築物」に改める。

第三百五十二条第二項中「公共施設の整備に關連する市街地の改造に關する法律第四十一条の二」を「都市再開発法第八十八条第四項」に改める。

(日本住宅公団法の一部改正)

第十一条 日本住宅公団法(昭和三十年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「新市街地を造成する」を「市街地に造成し、又は再開発する」に改める。

第三十一条中第十三号を第十四号とし、第十二号を第十三号とし、第十一号の次に次の一号を加える。

十二 都市再開発法(昭和四十四年法律第十二号)による市街地再開発事業を施行すること。

(租税特別措置法の一部改正)

第十二条 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十七条の五」を「第三十八条」に、「第六十五条の九」第六十六条を「第六十六条」に改める。

第三十三条第一項中「換地処分」の下に「権利交換」を加え、「公共施設の整備に關連する市街地の改造に關する法律(昭和三十六年法律第九号。防災建築街区造成法(昭和三十六年法律第九号)第五十五条第一項において準用する場合を含むものとし、以下この款において「市街地改造法」という。)を削り、同項第三号の次に次の一号を加える。

三の二 資産につき都市再開発法(昭和四十四年法律第十二号)による市街地再開発事業が施行された場合において、当該資産に係る権利交換により同法第九十一条の規

定による補償金(同法第七十九条第三項又は同法第七十九条の規定により読み替えられた同法第七十九条第三項の規定により施設建築物の一部等又は建築施設の部分が与えられないように定められたことにより支払われるもの及びやむを得ない事情により同法第七十一条第一項の申出をしたと認められる場合として政令で定める場合における当該申出に基づき支払われるものに限る。)を取得するとき。

第三十三条第一項第六号の次に次の一号を加える。

六の二 資産に關して有する権利で都市再開発法に規定する権利交換により新たな権利に交換することのないものが、同法第八十七条の規定により消滅し、同法第九十一条の規定による補償金を取得する場合

第三十三条第三項第二号中「第三号」を「第三号の二」に改め、同条第五項中「又は第五号から第八号まで」を「第五号、第六号、第七号又は第八号」に改める。

第三十三条の二第一項中第三号を削り、第四号を第三号とし、同条第五項を削る。

第三十三条の三の見出し中「換地処分」を「換地処分等」に、「土地等」を「資産」に改め、同条に次の二項を加える。

2 個人が、その有する資産につき都市再開発法による市街地再開発事業が施行された場合において、当該資産に係る権利交換により施設建築物の一部を取得する権利及び施設建築物敷地若しくはその共有持分又は地上権の共有持分を取得したときは、第三十一条若しくは第三十二条又は所得税法第二十七条、第三十三条若しくは第三十五条の規定の適用については、権利交換により譲渡した資産の譲渡がなかつたものとみなす。

3 前項の規定の適用を受けた場合において、同項に規定する権利につき譲渡、相続(限定

承認に係るものに限る。以下第三十九条までにおいて同じ。)、遺贈(包括遺贈のうち限定承認に係るもの以外のもの及び相続人に対する特定遺贈を除く。以下第三十九条までにおいて同じ。又は贈与(相続人に対する贈与で被相続人である贈与者の死亡により効力を生ずるものを除く。以下第三十九条までにおいて同じ。があつたときは、政令で定めるところにより、当該譲渡、相続、遺贈又は贈与のあつた日において同項に規定する資産の譲渡、相続、遺贈又は贈与があつたものとみなして第三十一条若しくは第三十二条又は所得税法第二十七条、第三十三条、第三十五条、第四十条若しくは第五十九条の規定を適用し、同項に規定する権利及び施設建築物敷地若しくはその共有持分又は地上権の共有持分につき都市再開発法第四十条の規定により同条の差額に相当する金額の交付を受けることとなつたときは、そのあつた日において同項に規定する資産のうち当該金額に対応するものとして政令で定める部分につき取用等による譲渡があつたものとみなして第三十三条の規定を適用する。

第三十三条の四第一項中「市街地改造法第三十六条第一項又は第四十一条の規定に該当することとなつたことに伴い、第三十三条の二第五項の規定により同項に規定する土地等又は建築物」を「都市再開発法第四十条の規定に該当することとなつたことに伴い、前条第三項の規定により同項の資産のうち同項の政令で定める部分」に改める。

第三十三条の六第一項中「市街地改造法第三十一条第一項の規定による給付を含む。以下この条において同じ。若しくは換地処分」を「換地処分若しくは権利交換(都市再開発法第八十八条第二項の規定による施設建築物の一部の取得を含む。以下この条において同じ。)」に、「又は換地処分」を「換地処分又は権利交換」

に改め、同条第二項中「又は第三十三条の二第一項若しくは第二項」を「第三十三条の二第一項若しくは第二項又は第三十三条の三第二項」に改める。

第三十七条の五及び第三十七条の六を削る。

第四十一条の八を次のように改める。

第四十一条の八 削除

第六十四条第一項中「換地処分」の下に「権利交換」を加え、同項第三号の次に次の一号を加える。

三の二 資産につき都市再開発法による市街地再開発事業が施行された場合において、当該資産に係る権利交換により同法第九十一条の規定による補償金(同法第七十九条第三項又は同法第七十九条の規定により読み替えられた同法第七十九条第三項の規定により施設建築物の一部等又は建築施設の部分が与えられないように定められたことにより支払われるもの及びやむを得ない事情により同法第七十一条第一項の申出をしたと認められる場合として政令で定める場合における当該申出に基づき支払われるものに限る。)を取得するとき。

第六十四条第一項第六号の次に次の一号を加える。

六の二 資産に關して有する権利で都市再開発法に規定する権利交換により新たな権利に交換することのないものが、同法第八十七条の規定により消滅し、同法第九十一条の規定による補償金を取得する場合

第六十四条第二項第二号中「第三号」を「第三号の二」に改め、同条第三項中「又は第五号から第八号まで」を「第五号、第六号、第七号又は第八号」に改める。

第六十五条第一項中「換地処分」の下に「権利交換」を加え、同項第三号を次のように改める。

三 資産につき都市再開発法による市街地再

開発事業が施行された場合において、当該資産に係る権利交換により施設建築物の一部を取得する権利及び施設建築物地若しくはその共有持分又は地上権の共有持分を得るとき。

第六十五条第五項を次のように改める。

5 第一項第三号の規定の適用を受けた場合において、同号に規定する権利及び施設建築物地若しくはその共有持分若しくは地上権の共有持分につき都市再開発法第四十条の規定により同条の差額に相当する金額(次条第一項、第二項及び第七項において「交換清算金」という。)の交付を受けることとなつたとき、又は当該権利に基づき同号の施設建築物の一部を取得したときは、その受けることとなつた日又は取得した日において、同号の資産のうち当該金額に対応するものとして政令で定める部分又は当該権利につき取用等又は換地処分等による譲渡があつたものとみなして前二条又は前各項の規定を適用する。

第六十五条第六項中「第三項」を「第一項又は第三項」に改め、「及び前項の規定により取用等又は換地処分等による譲渡があつたものとみなされた権利に係る同項に規定する建築施設の部分」を削る。

第六十五条の二第二項中「及び市街地改造法第三十六条第一項又は第四十一条第二項の規定に該当することとなつたことに伴い、前条第五項の規定により同条第一項第三号に規定する土地等又は建築物につき取用等による譲渡があつたものとみなされた場合」を削り、「取得するとき」の下に「並びに資産につき都市再開発法による市街地再開発事業が施行された場合において、当該資産に係る権利交換により施設建築物の一部を取得する権利及び施設建築物地若しくはその共有持分若しくは地上権の共有持分(以下この項、次項及び第七項において「権利交換資産」という。)又は補償金を取得するとき」

を、「若しくは清算金」の下に「(交換清算金を含む。)」を加え、「土地等又は土地等及び清算金」を「土地等若しくは土地等及び清算金を取得し、又は権利交換により資産を譲渡して権利交換資産若しくは権利交換資産及び交換清算金」に、「土地等のうち当該取得した土地等」を「土地等若しくは資産のうち当該取得した土地等若しくは権利交換資産」に改め、同条第二項中「又は土地改良法」を「若しくは土地改良法」に、「おいて同じ」を「おいて「換地清算金」という。に、「又は土地等」を「若しくは土地等」に、「清算金を取得し」を「換地清算金を取得し、又はその有する資産につき都市再開発法による市街地再開発事業が施行された場合において、当該資産に係る権利交換により補償金(第六十四条第一項第三号の二又は第六号の二に規定する補償金をいう。以下この項において同じ。)」又は権利交換資産及び交換清算金を取得し」に、「当該清算金」を「当該換地清算金、補償金又は交換清算金」に改め、「額が換地処分」の下に「又は権利交換」を、「譲渡した土地等」の下に「又は資産」を加え、同条第七項中「土地等又は土地等及び清算金」を「土地等若しくは土地等及び清算金を取得し、又は権利交換により資産を譲渡して権利交換資産若しくは権利交換資産及び交換清算金」に、「土地等のうち当該取得した土地等」を「土地等若しくは権利交換資産のうち当該取得した土地等若しくは権利交換資産」に改める。

第七十二条第二項中「防災建築街区造成法第三十一条に規定する土地」を「建築基準法第三十九条第一項の災害危険区域内で都市計画法第四十条第二項に規定する都市計画区域内にある土地又は同法第八十一条第五号の防火地域内の土地」に改める。

第七十五条を次のように改める。

第七十五条 削除

第七十八条の三第三項中「防災建築街区造成法第三十一条に規定する土地」を「建築基準法第三十九条第一項の災害危険区域内で都市計画法第四十条第二項に規定する都市計画区域内にある土地及び同法第八十一条第五号の防火地域内の土地」に改める。

(首都高速道路公団法の一部改正)

第十三条 首都高速道路公団法(昭和三十四年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第二十九条第一項第三号中「国又は」を「国若しくは」に、「基き」を「基つき」に、「又は公共施設の整備に關連する市街地の改造に關する法律(昭和三十六年法律第九号)」に基づく市街地改造事業でこれに關連するもの」を「を行ない、又は地方公共団体の委託に基づき都市再開発法(昭和四十四年法律第 号)に基づく市街地再開発事業のうち政令で定めるもの」に、「行ない」を「行なう」に改める。

(災害対策基本法の一部改正)

第十四条 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

第八条第二項第三号中「防災建築街区の整備」を削る。

第三十五条第二項第一号中「防災建築街区の整備」を削る。

(阪神高速道路公団法の一部改正)

第十五条 阪神高速道路公団法(昭和三十七年法律第四十三号)の一部を次のように改正する。

第二十九条第一項第三号中「国又は」を「国若しくは」に、「基つき」を「基つき」に、「又は公共施設の整備に關連する市街地の改造に關する法律(昭和三十六年法律第九号)」に基づく市街地改造事業でこれに關連するもの」を「を行ない、又は地方公共団体の委託に基づき都市再開発法(昭和四十四年法律第 号)に基づく市街地再開発事業のうち政令で定めるもの」に改める。

もの」に改める。

(所得税法の一部改正)

第十六条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中産炭地域振興事業団の項の次に次のように加える。

市街地再開発組合 都市再開発法(昭和四十四年法律第 号)

(法人税法の一部改正)

第十七条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表中財団法人(民法第三十条四(公益法人の設立)の規定により設立されたものに限る。)の項の次に次のように加える。

市街地再開発組合 都市再開発法(昭和四十四年法律第 号)

(印紙税法の一部改正)

第十八条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第二中産炭地域振興事業団の項の次に次のように加える。

市街地再開発組合 都市再開発法(昭和四十四年法律第 号)

(登録免許税法の一部改正)

第十九条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第五条第七号を次のように改める。

七 都市再開発法(昭和四十四年法律第 号)第二条第一号(定義)に規定する市街地再開発事業の施行のため必要な土地又は建物に關する登記(政令で定めるものを除く。)

(都市計画法の一部改正)

第二十条 都市計画法の一部を次のように改正する。

- 一 地方自治法
- 二 建設省設置法
- 三 住宅金融公庫法
- 四 地方税法
- 五 租税特別措置法
- 六 首都高速道路公団法
- 七 災害対策基本法
- 八 阪神高速道路公団法
- 九 登録免許税法

2 前項の場合において、この法律の施行後の不動産の取得について附則第十条の規定による改正前の地方税法第七十三条の十四第七項の規定を適用するときは、同項中「その者が市街地改造事業又は防災建築街区造成事業を施行する土地の区域内に所有していた不動産の固定資産課税台帳に登録された価格（当該不動産の価格が固定資産課税台帳に登録されていない場合にあつては、政令で定めるところにより、道府県知事が第三百八十八条第一項の固定資産評価基準によつて決定した価格）に相当する額を」とあるのは、「当該建築施設の部分の価格に同法第四十六條（防災建築街区造成法第五十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定により確定した当該建築施設の部分の価額に対するその者が市街地改造事業又は防災建築街区造成事業を施行する土地の区域内に有していた土地、借地権又は建築物の対償の額を乗じて得た額を当該建築施設の部分の」とする。

（罰則に関する経過措置）

第二十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

○副議長（小平久雄君） 委員長の報告を求めます。建設委員長始関伊平君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔始関伊平君登壇〕

○始関伊平君 ただいま議題となりました都市再開発法案につきまして、建設委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、市街地の計画的な再開発に關し必要な事項を定めることにより、都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新とををはかり、もつて公共の福祉に寄与することを目的とするもので、そのおもな内容は次のとおりであります。

第一に、市街地再開発事業の施行は、都市計画法に定められた高度利用地区内にあること等、一定の条件に該当する地区で行ない、その事業に關する都市計画は、施行区域等のほか、公共施設並びに建築物等の整備に關する計画を定めるものとす、さらに、住宅不足の著しい地域においては、住宅建設の目標を定めなければならないものとするものであります。

第二に、市街地再開発事業の施行者は、市街地再開発組合、地方公共団体及び日本住宅公団とし、事業の手法は、従前の土地及び建築物の権利を新しく建築する建築物とその土地に關する権利に交換するものとすることであり、

第三に、市街地再開発事業に対する資金については、国及び地方公共団体は、補助金の交付、資金の融通等の配慮をするものとし、また、公共施設の整備に關連する市街地の改造に關する法律及び防災建築街区造成法の両法は廃止するものとすることであり、

本案は、去る四月十八日本委員会に付託され、五月七日建設大臣より提案理由の説明を聴取、自

来、慎重審議を進めてまいつたのでありますが、その詳細については会議録に譲ることとしたします。

かくて、五月二十八日本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました次第であります。以上、御報告申し上げます。（拍手）

○副議長（小平久雄君） 質疑の通告があります。順次これを許します。金丸徳重君。

〔金丸徳重君登壇〕

○金丸徳重君 私は、日本社会党を代表して、ただいま行なわれました都市再開発法案の審議経過について委員長報告に關し、始関建設委員長に二、三のお尋ねをいたしますとともに、この機会に、政府の見解をも明確にしておきたいと思ひます。

私が委員長報告に對しあえてこの質問を行なうとするとゆえんのものは、本法案の審議過程において委員長があまりにも無謀の独断専行をいたし、これによつて、野党からついに解任決議を突きつけられるような事態を引き起こし、決議案そのものは、なるほど多数の力により通過は免れたとはいひながら、審議不十分、強行採決という事実は厳然として明確にされたのであります。これをこのまま見のがすことは、本院の権威と責任にかけてでき得ないものと信じたからであります。（拍手）

言ひまでもなく、本法案は、現下わが国最大の政治課題の一つとしての都市問題を解決せんとして政府より提案せられ、われわれもまたその重要さを十二分に認識しながら、政府とともに、い

な、政府以上の熱意と誠意を持ってこれが審議に当たつていたところでありまして、これがために、さきには特にわれわれ委員こそ現地視察を行ない、さらに近く學者、専門家をわすれずしてその意見を聴取するなどの計画を進め、もつて、本重要法案の審議に万遺憾なきを期すべきで

あると申し合わせておつたところであり、これについては、委員長もよく承知せられておつたところと信じます。

しかるに、一昨日の委員会において突如質疑打ち切り、強行採決の拳に出たのは何ゆゑでありますか。質疑の通告をしてゐたのは十余名であり、そのうち数名のみ質疑を終つたばかりであり、して、他はみな、その順位を待つており、私もその一人であつたのであります。委員長は、こうした質疑通告者の言論を封殺し、審議を不可能ならしめることが議會政治の毒殺行為であることぐら

いは、十分承知のほすであり、のにもかかわらず、あえてこれをやられたのは、他に何らかの意図があつたものと思はざるを得ないのであります。が、まず、これを明らかにせられたいのであります。

第二に、委員長は審議を尽くしたかに言われておるのでありますが、次のような点について、委員会は明確なる政府の見解をただしてゐるのかどうか、ただしたとするならば、委員長の口を通じて本議場において明らかにしてもらいたいのであります。

その一点は、本法案は、東京、大阪等をはじめ、諸都市の過密化に伴う諸問題を解決することをねらいとして種々の方策を講ぜんとしておるのであります。が、その過密現象を招来する根本原因の究明とその対策こそがこれに先行して解決されていかなければならないことは、多言を要しません。

わが国、国土全体の総合的な効率的な開発計画が進められ、その上に立つての都市計画の書き真ができ、その書き真に基づいての都市再開発でなければならぬのであります。が、委員長は、はたしてそれを明らかにつかんでおられますか。それを明確に把握してのことであるならば、本壇上において詳細に承らしていただきたい。（拍手）

第二に、右の事項が明確にされたとかかりにいたしましたとしても、本法案は、それに基づく総合都市計画の一環として、必然的、理想的に発想せられた

昭和四十四年五月三十日 衆議院會議録第四十一号 都市再開発法案

ものとは思われないうところに問題があります。また工場と地等を発見し、またはその他の偶発的条件に他動され、いわばつけ焼きの習的、便宜的、思いつきの計画し、施行せんとするものでもありまして、問題の根本的な総合的解決という理想からは、およそほど遠いものであるばかりでなく、むしろ、このころ裏の裏的施策の遂行が、かえって今後における都市開発、都市安定策を複雑ならしめ、困難ならしめる心配さえ内蔵しておるものと憂えざるを得ないのであります。次に、私は政府の見解はどうかでありますか。

まず、建設大臣にお伺いいたしますが、あなたは、本法案を重要施策の一環として熱を入れておられました。都市問題の重要課題である住宅と道路、公園等について責任を持っておられる大臣としては当然のことではあります。それだけに、今回の審議打ち切り、強行採決という暴挙については、われわれ以上に憤慨しておることと思います。委員会での質疑応答は、国民の声を聞いて反省、検討を加えるに絶好の場であると同時に、大臣の抱負や決意を国民に率直に訴える最もいい機会であるからであります。したがって、大臣は、ただいまのいかに簡単さきわまる紋切り型の委員長報告に、私以上の落胆と失望を覚えたと思えます。そこで私は、委員長にさらに詳細の報告を求めたのであります。委員長の答弁は、およそ満足するものとは思えません。どうかあなたは、あなたの責任において、委員会の質疑の中で特に問題になった点、その他の重要点について積極的に説明せられ、担当大臣としての熱意と誠意をお示し願いたい。私は、残念ながらきびしい時間の制約の中でありまして、一々項目をあげてお尋ねすることができませんが、大臣はどれだけの時間をとつてもいいわけでありまして、どうかこの重要法案に対する大臣の熱誠を国民の前にお示しになる意味で、できるだけ丁寧にお答えが願いたい。

いのであります。

次に、自治大臣にお尋ねいたします。産業の都市傾斜、人口の都市集中は、いまや各地域に及び、都道府県知事は地方の町村長などとともに、ひとしくその対策に悩んでおるところであり、そのうらはらとしての地方の山間部落の衰微荒廃は急激に進行しておるところであります。今後における地方の社会問題の最大のものとなるのが憂えられるのであります。自治大臣はこれに對していかなる考えと対策を持っておられますか。私が詳しくその理由、状況などを申し上げるまでもございせんが、この都市再開発法の審議の際に、あなたの今後における地方振興、国土の平衡開発に対する決意を承ることが大切だと思つたからであります。

大蔵大臣、大臣は予算配分の責任者として、政府施策の円滑有効なる推進につとめておられるのであります。今日、わが国の全域にまたがってじりじりと進行、深刻化しつつある社会問題、すなわち、言うところの過密過疎の問題について、大臣はどうお考えになっておられますか。地方では、大蔵大臣の目は都会にのみ集中的に向けられて、地方は何ら顧みられていないとの声が聞かれます。大蔵大臣の目がどこに向けられているかは別として、現実には、まさにそう言われてもしかたがないような結果を招来しております。しこうして、今回都市再開発法が施行されることになり、そのねらうところの事業が強力に進められることになる、都市は一そう明るく住みよくなるというわけであります。そのこと自体は喜ぶべき現象であります。これに見合うところの地方過疎地帯への手当てがおくれると、ここに過密過疎の開きは一そう激しくなることが心配されるのであります。いまこそ大蔵大臣は、その目をあたたかく地方へ向けて、関係各大臣とともに、この重要問題解決へ力強い歩を進めるべきかと思うのであります。いかがでありますしょうか。

最後になりましたたいへん失礼であります。が、締めくくりに意味において、総理大臣にお伺い申し上げます。

ただいままでの私の質問によつて、ものわかりのいい佐藤総理大臣は、すでに御了解くださつておるうちに、戦後わが国の社会は、その高度成長政策に刺激されて都市が急激に膨張し、開発され、地方が置き去りになってまいりました。その結果招来された多くの問題は、ここにあらためて申し上げるまでもございせん。要するに、国土の総合的な、全体的な均衡ある開発計画がなかったからであるといわざるを得ません。本法案審議の過程で、われわれの心裏を去来したものは、都市の再開発はこれでいいとしても、地方や山村、山の中は、はたしてどうなるであらうかというところでありまして、世には画竜点睛を欠くといふことがありますが、本法案は点晴の一部ではあります。しかし、残念ながら、まだ大事な竜がかけられていなかった、目をかけて、あとから竜をかくという絵かきは、私はまだ見たことがございせん。

そこで、総理はこの機会に、国土総合開発計画の構想とそのスケジュールをお示しになる必要があらうかと思ひます。国土全体の産業的、文化的、社会的総合計画の上に立つての都市計画であり、その上での都市再開発であつてこそ、初めて国民も納得し、ついていけるものと思ひますが、ゆえに……

○副議長(小平久雄君) 金丸君、時間ですから、結論を急いでください。

○金丸徳重君(統) あえて総理の所信をお伺いをして、私の質問を閉じます。(拍手)

〔始閣伊平君登壇〕

○始閣伊平君 お答えをいたします。まず最初に、一昨日の建設委員会における都市再開発法案の採決に関連いたしましたので、このような事態となつたことについて、ここに遺憾の意を表しておきたいと存じます。

まず、突如として強行採決したのはいかなる理由によるのであるかというお尋ねでございます。私は、建設委員長に就任いたしました以来、公平を旨とし、審議を尽くすことを主眼とし、幸い与野党各委員の御理解と御協力をいただきまして今日に至つております。この点につきましては、感謝をいたしておきたいと存じておる次第でございます。問題の都市再開発法案につきましては、四月十八日に当委員会に付託せられました。来、前後五日間、時間にして九時間余り、与野党合わせて八名の委員が質疑に立ち、審議を尽くしたのであります。その結果といたしまして、去る二十二日には参考人を招致し、また、二十三日には採決してよろしい、採決に應じようという、社会党を含めまして理事会の申し合わせができておつたのでございまして、会期延長に藉口いたしましたので、参考人の招致も、また採決も、結局はごになったわけでございます。

このような経緯はあるのでございましてけれども、なお質疑があるならば、ぜひ質疑を続けてもらいたい、していただきたいということを一昨日の理事会の席上におきまして、私自身から、また、与野党の理事を通じて、再三再四野党側に繰り返し要請をいたし、また、通告をいたしたのでございまして、その際、大野君を除きましては質疑の申し出がなかつたのでございまして、質疑の申し出がない以上、質疑を打ち切り、採決をいたすことはやむを得ないところであり、また、当然でもあると考えております次第でございます。

なお、突如としてというお話がございましたが、これはいわゆる抜き打ち採決ではございません。質疑をしてくれないならば、しかたがないから採決をいたしますよ、ということと与野党の理事を通じて野党側に御連絡を申し上げたのでございまして、にわかに建設委員外の者を含めまして、多数の野党側の諸君が委員室に集まつてまいりまして委員長席を取り巻いたということ

は、その通告の結果であるように理解をいたして
おる次第でございます。(拍手)

なお、委員長の職務をいたしましては、議事を
円滑にやること、あわせて審議の効率化、それ
から審議の促進をはかる、この二つの任務を持つ
てございまして、これがためには、野党側との
話し合いということが大事でございますけれども
も、それと同時に、議会運営のルールを定め、議
会制民主主義の擁護をする目的をもって制定され
ております国会法、衆議院規則を尊重することが
根本的に大事だと思っております。一昨日の
当委員会における採決は、国会法と衆議院規則に
準拠いたしまして、その精神に合致するものでござ
いますから、これをもって議会制民主主義を踏
みにじるものであるというのは、いわれなき非難
であらうと考えております。(拍手)

なお、第二の御質問でございますが、審議の経
過は速記録に譲りたいと思っておりますけれども、この
法律は、すでに御承知のとおり、これだけが独立
して生きておるものではございません。都市計画法
を母法とするものでございまして、この都市再開発
法は、事業の主体でございますが、どういふや
り方をするかという手法を定めておるのでござ
いまして、この主体、手法がどのように活用され
るかというところは、都市計画の内容として決定さ
れるのでございまして、再開発の全体の計画ある
いは段階計画等は、これによって、都市計画自体
によって定められてくる、その定められた計画に
従いまして、都市再開発の手法というものが役
立ってまいるといふふうに相なっておるのでござ
います。

なおまた、この法案が都市の安定の上に、都市
の再開発の上に、いかに役立つかという点
につきましましては、これまた委員会において十分に
審議が尽くされたものであることを申し上げ
て、私の答弁を終わらしていただきます。
ありがとうございました。(拍手)

〔内閣総理大臣佐藤榮作君登壇〕

○内閣総理大臣(佐藤榮作君) 金丸君にお答えい
たします。

過疎対策は、経済社会の飛躍的発達のため
に解決しなければならぬ今後の大きな課題であ
ります。したがって、新全国総合開発計画に
おきましても、真剣にこの問題を取り上げてい
ることは、あらためて申し上げるまでもござい
せん。私は、現下の深刻な都市問題、すなわち、都
市への人口集中による過密化と不合理な土地利用
により、都市機能の低下と都市環境の悪化を招
いている当面の既成都市を、今後総合的にかつ計
画的にできるだけ改善してまいりますが、その際
に、御指摘になりました過疎対策をもあわせて行
なっていくと考えております。

以上、お答えいたします。(拍手)

〔国務大臣坪川信三君登壇〕

○国務大臣(坪川信三君) 金丸議員にお答えいた
します。

最近の都市への人口、産業の過度な集中による
ところの無秩序な不平等な都市現象を思うときに、
この不幸な都市現象に対しまして、根本的な基本
対策を立てますことが、都市対策の重要な課題で
あらうかと思っております。したがって、
副都心部の建設あるいは流通業務団地の整備、あ
るいは職住近接をねらいました、土地を高度に利
用いたしましての空間圏を利用いたしました建物
と土地と住宅、三位一体となった住宅環境の整備
と、また都市環境の整備を目的といたしまして本
立法をお願いいたしましたような次第でございます。
で、六月から施行いたします新都市計画法の適切
な運営と、本法案の議決をいただきました以上、
これを施行いたします運営等によりまして、この
不幸な都市化現象に積極的に対応いたしてまい
る所存でございますので、よろしく御了承願いた
いと思っております。(拍手)

〔国務大臣福田赳夫君登壇〕

○国務大臣(福田赳夫君) 過疎対策を軽視する
な、こういう御所見でございますが、これはさよ

うなことは決して考えておりません。過疎対
策といふ、過疎対策といふ、ただいま總理から
答えてありましたように、これは異常な経済発
展、これに伴うところの社会構造、産業構造の変
化、非常に根が深いものである。さうなことが
長期計画、新全国総合開発計画を立てまして、
その立てました昭和六十一年までの展望の上に立ち
まして、個々の施策を進めていくという態度を
とっております。都市も農村もともに肩を並べて
前進する社会、その前進する社会というものを目
途として、いま大いに前進をいたしておるわけ
であります。(拍手)

〔国務大臣野田武夫君登壇〕

○国務大臣(野田武夫君) 特に過疎対策を御心配
になつておるようでございますが、ただいま總
理、大蔵大臣からお答えいたしたとおり、政府と
いたしましては、真剣にその対策に取り組んでお
ります。自治省といたしましては、まず過疎地域
と中核都市を一体として考えて、当該地域の振興
をはかるために、広域市町村圏構想を活用して、
道路網の整備や交通通信網の整備、あるいは医療
ネットワークの形成とか地域産業の振興等につ
きまして、重点的に措置いたしておる次第でござ
います。(拍手)

○副議長(小平久雄君) 島上善五郎君。

〔島上善五郎君登壇〕

○島上善五郎君 私は、日本社会党を代表して、
ただいまの始閣建設委員長の報告に対して若干の
質問をいたします。

まず、第一に指摘しなければならぬ点は、た
だいまの委員長報告には許しがたい虚偽の報告が
あったということです。神聖なべきこの
議場において虚偽の報告をするということは、議
員を欺くのみならず、国民を欺く行為であつて、
良心ある政治家の恥すべき行為であります。

その虚偽の最大なるものは、審議が十分に尽く
されたということ、社会党が審議をボイコットし
たということであり、建設委員会のいまま

の審議は、すべて理事会における話し合いをもと
として進められてまいりました。これは当然のこ
とであります。私たちは、先般の会期超大幅延長
の暴挙にかんがみまして、今後の委員会における
審議権を守るために、先般委員長に対して、常時
定足数を守ることに、第二には、委員の発言権を保
障すること、第三には、委員の差しつかえは成規の
手続をもって行なうこと、第四に、委員会の開催
は従来理事会で約束済みの定例日において行なう
こと、この四点を要求いたしました。これはきわめ
て当然のことであつて、良識ある始閣委員長は喜
んでこれを受けて、書類で確認するものと期待し
ておりましたところ、言を左右にして拒否いたし
ました。そうして、先ほど来の質問にもありまし
たように、一方的に理事会の話し合いを打ち切
り、みずから紛糾の原因をつくつて、社会党が審
議をボイコットしたなどと報告することには、本
末転倒もはなはだしいものであつて、明らかに事
実に反する虚偽の報告であります。(拍手)私たち
は、このような虚偽の報告を断じて許すことはで
きません。

第二に伺いたいのは、時間が制約されてお
りますので、内容には深く触れることはできません
けれども、始閣委員長は、この法律の重要性に対
してどのように認識をしておるかということ。強行
採決を行なつた二十八日にどうして採決しなけ
ればならないという特別の理由があるかどうかと
いうこと。会期を七十二日も延長して、まだ六十
八日も残つておるのですから、なぜ野党の質問を
許さず二十八日にどうして採決しなければなら
なかつたのか。(発言する者あり)まあもう少し、
十分間だけ静かに聞きなさい。

最近の都市への人口の異常な集中、不規則で無
計画に膨張する不健康な現状、ただいま坪川大臣
は不幸な状態と、こう申しましたが、不健康で不
幸な状態は、池田内閣以来の高度成長政策の結果
であり、政府と自民党の都市政策の貧困と相ま
つて必然的に生まれたものであります。(拍手)した

昭和四十四年五月三十日 衆議院會議録第四十一号 都市再開発法案

がつて、都市再開発は、政府と自民党の無為無策を反省して、その上に立つて住民の福祉を第一の眼目とし、百年の大計を立てた上で都市再開発をなすべきものだと思ひます。憲法で明記されておりますような、健康で文化的な生活を営むに足る住民福祉を考えた都市再開発法でなければならぬと存じます。

しかるに、今回政府が提案した都市再開発法は、零細な住民の権利を不当に抑圧し、住民でない大資本が営利を目的として再開発企業を興すようにできております。国と地方から補助金を与え、融資の便宜をはかつて、大企業に再開発を名として利潤を与えようとするのは、私は、住民の福祉を本来の目的として行なうべき都市再開発法の主旨に反し、矛盾するものではないかと存じます。この点に対する委員長の御見解を承りたい。

そして、このように大事な都市再開発法の審議を、まだ六人も質問通告者が残つておつたのに、どうしてこれに質問を許さなかつたのか。私は、いまは十分という制限があるから申しませんが、実は三日三晩も徹夜で多少調べて、このくらい資料を用意して質問しようと思ひまして、ふんまんやる方ないものがあります。(拍手)参考人の意見を聴取することも、必要があれば連合審査をすることも、理事会で話し合ひがついておつたのに、一方的にこれを裏切りました。こういうような公党の約束を裏切り、国会法、議事規則を無視した一党独裁的な運営をいたしまして、一体今後、委員長として委員会の運営をスムーズにやっいていけるという御自信がありますか。私たちは、このような乱暴な運営を断じて許しませんし、今後徹底抗戦をもって政府の意図を粉砕しようという決意を持つておることを、この際明らかにしておきます。(拍手)

時間がありませんから、私は坪川建設大臣と総理大臣、福田大蔵大臣、自治大臣並びに運輸大臣

に關連して若干の質問をいたします。

○副議長(小平久雄君) 島上君、時間ですから、結論を急いでください。

○島上善五郎君(統) まだまだ。

坪川建設大臣は、この法案に対して慎重審議を希望しておりました。当然です。ところで、先ほど申しましたように、かつてに理事会の話し合ひを打ち切り、強行採決をしました。そのときに大臣席におりました建設大臣は、ずいぶんとふだんの顔にこころと違つて、苦しい顔をしておりました。たぶんあのような強行採決に、腹の中ではたいへん遺憾なことだと考えておつたに違ひないと思ひます。あの強行採決に対する大臣のお考えを承りたい。

次に、自治大臣に対して伺ひたいのですが、この都市再開発法が施行されると、零細な住民の権利が不当に抑圧される結果、住民の福祉をそつちのけにして、再開発資本の金もけの具に供されるおそれが多分にあります。そして、その再開発企業に対して地方公共団体では補助金を与えるといふこととなります。再開発事業がどんどん進みますと、かえつて地方の財政がそのために圧迫を受けるといふことになるのではないかと、う心配があります。

○副議長(小平久雄君) 島上君、制限時間が過ぎましたから、発言を終わってください。

○島上善五郎君(統) 地方財政の確立について何らかの方策があったら承りたいと存じます。(時間だ)と呼ぶ者あり。

次に、総理大臣に対して伺ひたい、総理大臣に對して……これは大事なことです。もし正確な御答弁がなければ、私は再質問をいたします。(時間だ)と呼び、その他発言する者あり。国会の——国会のこの異常な状態に対して、超大幅延長以来の異常な状態に対して、どうして打開しようとするお考えがあるかどうか。このような状態ではよろしいとお考えか、それとも、何らかの打開の手をお考えかどうか。もし打開する手がな

いとすれば、好むといふことにかかわらず国会を解散するしかない、こういうことにならうかと存じます。(拍手)その点に対する総理大臣のお考えを承りたい。

○副議長(小平久雄君) 島上君、制限時間が過ぎましたから、発言を終わってください。

○島上善五郎君(統) もう一つ、政治資金規正に關して承りたい。

例の小骨一本も抜きませんと申しました政治資金規正問題と、この問題とは關連がある。

〔発言する者多し〕

○副議長(小平久雄君) 静粛に願ひます。——静粛に願ひます。

○島上善五郎君(統) 議長の言うことを聞いてください。

〔発言する者多し〕

○副議長(小平久雄君) 静粛に願ひます。

○島上善五郎君(統) 先般、建設法がこの議場に提案された際、わが党の阿部昭吾君が質問いたしました。建設法と大土木業者の關係、大土木業者と政治献金の關係、汚職問題に觸れられた際に、(発言する者あり)たいへん皆さんが御気にされたようでございますが、この再開発法が実施されると、再開発企業が生れます。金もうけのために再開発企業が生れます。そして、土木業者と同じように、この法律の成立と關連し、ばく大な利潤と關連して、政治献金が行なわれることが推測されます。

○副議長(小平久雄君) 島上君、制限時間が過ぎましたから、発言を終わってください。

○島上善五郎君(統) 私は、法律の成立と政治献金というふうな悪循環を断ち切るためには、この際思い切つて、選挙制度審議会の答申にあるような政治資金規正法をすみやかに制定する必要があると考へます。

〔発言する者あり〕

○副議長(小平久雄君) 島上君、制限時間が参りましたから、発言の中止を命じます。

一〇四〇

〔島上善五郎君発言を継続〕

○副議長(小平久雄君) 発言の中止を命じます。

〔島上善五郎君なお発言を継続、降壇〕

〔始関伊平君登壇〕

○始関伊平君 島上さんに御答弁申し上げます。先ほど私の読み上げました委員長報告、また、金丸議員に対する私の答弁にうそがあるのではないかとのお話でございますが、うそはございません。私も、理事会の話し合ひを尊重いたすつもりは十分でございますが、私もから見まして、いわれなき引き延ばし、また、どうしても理解のできない野党側の態度がときどきあるのでございまして、この辺はなほ遺憾でございます。

もし理事会での野党側との間の意見が完全に一致しなければ委員会の開催もできない、質疑もできないといふことではたいへん困るのでございまして、私も、あくまで努力をいたしますが、どうしても意見の合致を見ない場合には、先ほど申し上げましたように、国会法、衆議院規則の定めるところによつてまいります。議会の能率の高い運営をはかる上からも、議院政治を守る上からも大事である、かように存じておるのでございます。

ポイコットをしたことがあるかというお話でございますが、最近では、去る二十一日と二十二日の参考人の招致、二十三日の委員会、この三回をおやめになったのでございまして、ポイコットといふことが適当であるかどうかは存じませんが、これは社会党の御都合で委員会が開けなくなつたことを、はつきり申し上げておきます。

それから強行採決をしなければならぬ理由というところでございまして、これはすでに先ほど申し上げました。

なお、都市計画法がこの法律の母法でございまして、それとの關連から申しまして、どうしても、おそくともこの六月の十四日までには成立せしめなければならないという事情もあるのでござい

ます。

なお、その次の御質問の、住民の福祉に反しないかということでございますが、これは法律の中に、土地所有権者、借地権者あるいは借家権者などの権利が十分に保護されております。また、運営上十分に注意をいたされますので、社会福祉に反するようなおそれはないものと存じておる次第でございます。(拍手)

〔内閣総理大臣佐藤栄作君登壇〕

○内閣総理大臣(佐藤栄作君) 島上君にお答えをいたします。

私は、昨日来のこの本会議場における相次ぐ動議と質疑を聞きながら、率直に申しまして、その質疑の多くが何ゆえに委員会においてなされず、この際になってこの本会議場でしなければならぬのか、ふしぎに思えてならないのであります。(拍手)しかも、その結果は、昨夜半に議決された沖繩郵便貯金法のように、野党の諸君も全員一致して異論がない、かようにいわれるのでありますから、いよいよ、私は、この本会議場でなされておる質疑応答その他の採決など、国民は、おそらくこの実態を理解することに苦しむんじゃないかと思ひます。(拍手、発言する者多し)私は、よく聞いていただきたいが、実質的な議論は委員会を中心に行なっていく、これはあらためて私が申すまでもなく、従来の国会の良識ある慣習であります。(拍手、発言する者多し)また、虚心たんにかに審議しようと思へば、十分にその時間はあるはずであります。私は、野党の諸君も、単に審議の引き延ばしをするということではなく、率直に論議を尽くす姿勢をとっていただきたい。そうして、能率的な国会運営につとめていただくことが、国会の国民に対する当然の責任であると思ひます。また、国民も能率的な運営を心から期待していると確信いたすのであります。

(拍手、発言する者多し)

なお、島上君は、現状で政府並びに与党はいいと心得ているのか、こういふお話であります。私はさきよには思ひません。ただいまの国民の念

顧などを考えるにつけても、一日も早く国会の運営が正常化することについて、私は、野党の諸君とも十分話し合ひていく気持ちはございます。どうか皆さん方も選ばれて……

〔発言する者多し〕

○副議長(小平久雄君) 静粛に願ひます。

○内閣総理大臣(佐藤栄作君)(続) 国会に議席を持たれる以上、国民の期待に沿ひ、その努力をひとつしていただきたいと思ひます。(拍手、発言する者多し)

また、この機会に解散についてのお尋ねがございましたが、私は、現状で解散などして国民の意向を聞くなど、たゞいま考へておりません。このことをはつきり申し上げておきます。(拍手)

次に、政治資金規正法の取り扱ひ方について、いろいろ御意見を交へてお尋ねがありました。やや喧騒を来しておりましたために、十分私は聞き取れないものがありました。政治資金規正法案につきましては、たゞいまその扱ひ方について、わが党におきまして慎重に取り扱ひ方と取り組んでおる次第であります。たゞいまの島上君の御意見は、十分私も参考にしたい、かように思つております。

以上、お答えをいたします。(拍手)

〔国務大臣坪川信三君登壇〕

○国務大臣(坪川信三君) 島上議員にお答えいたします。

おことばを返す意味じゃございませんけれども、採決当時の私の頭つきを御批判いただきましたが、建設行政の責任者としていたしましては、一日も早く本法案の御制定をいただきましたとして、整備された都市開発と、しあわせな住宅環境の整備をいたしたいという使命感と期待感に満ちあふれた緊張が曲解されたのではないかと思ひますので、御了解願ひたいと思ひます。(拍手)

〔国務大臣野田武夫君登壇〕

○国務大臣(野田武夫君) 本法によつて行ないますところの市街地開発事業は、都市計画事業の一

環として行なうものでありますから、本事業の実施に伴ひまして、地方団体の負担は、いわゆる都市計画事業にかかる財源措置を行なうのでございすから、ことさら、新たに地方団体が財政上の圧力をこうむるということとはございせん。(拍手、発言する者多し)

質疑終局の動議(園田直君外二十六名提出)

○副議長(小平久雄君) 園田直君外二十六名から、質疑終局の動議が提出されました。

本動議を採決いたします。

この採決は記名投票をもつて行ないます。本動議に賛成の諸君は白票、反対の諸君は青票を持参せられんことを望みます。——閉鎖。

〔議場閉鎖〕

○副議長(小平久雄君) 氏名点呼を命じます。

〔参事氏名を点呼〕

〔各員投票〕

○副議長(小平久雄君) なるべくすみやかに投票せられんことを望みます。

〔投票継続〕

○副議長(小平久雄君) 投票漏れはありませんか。

〔一人と呼ぶ者あり〕

〔投票継続〕

○副議長(小平久雄君) 投票漏れなしと認めます。投票箱閉鎖。開匣。——開鎖。

〔議場閉鎖〕

○副議長(小平久雄君) 投票を計算いたさせます。

〔参事投票を計算〕

○副議長(小平久雄君) 投票の結果を事務総長より報告いたさせます。

〔事務総長報告〕

投票総数 三百二十六

可とする者(白票)

可とする者(青票)

百八十九
百三十七

〔拍手〕

○副議長(小平久雄君) 右の結果、質疑は終局するに決しました。

園田直君外二十六名提出質疑終局の動議を可とする議員の氏名

安倍晋太郎君	足立 篤郎君
阿部 喜元君	相川 勝六君
青木 正久君	赤城 宗徳君
天野 光晴君	荒木萬壽夫君
荒松清十郎君	有田 喜一君
伊藤宗一郎君	伊能繁次郎君
池田 清志君	稲村左近四郎君
宇野 宗佑君	上村千一郎君
内田 常雄君	内海 英男君
浦野 幸男君	遠藤 三郎君
小川 半次君	小澤 太郎君
小沢 辰男君	小淵 恵三君
大石 八治君	大竹 太郎君
大坪 保雄君	大野 明君
岡崎 英城君	大村 襄治君
鹿野 彦吉君	岡本 茂君
鍛冶 良作君	賀屋 興宣君
金丸 信君	海部 俊樹君
金子 岩三君	金子 一平君
神田 博君	上林山榮吉君
亀山 孝一君	亀岡 高夫君
飯谷 忠男君	鴨田 宗一君
川島正次郎君	川崎 秀二君
菅 太郎君	川野 芳満君
菅野和太郎君	菅野和太郎君
木野 晴夫君	木部 佳昭君
木村 俊夫君	北澤 直吉君
吉川 久衛君	久野 忠治君
久保田四次君	久保田藤磨君
草野一郎平君	鯨岡 兵輔君
熊谷 義雄君	倉石 忠雄君

倉成 正君	藏内 修治君
黒金 泰美君	小峯 柳多君
小宮山重四郎君	小山 長規君
小宮省二君	河野 洋平君
佐々木秀世君	佐々木義武君
佐藤 榮作君	佐藤 文生君
齋藤 邦吉君	斎藤 寿夫君
坂村 吉正君	坂本三十次君
櫻内 義雄君	笹山茂太郎君
四宮 久吉君	始岡 伊平君
塩川正十郎君	重政 誠之君
篠田 弘作君	正示啓次郎君
白濱 仁吉君	進藤 一馬君
周東 英雄君	菅波 茂君
鈴木 善幸君	砂田 重民君
砂原 格君	世耕 政隆君
瀬戸山三男君	園田 直君
田川 誠一君	田澤 吉郎君
田中 榮一君	田中 角榮君
田中 龍夫君	田中 正巳君
田村 元君	田村 良平君
高橋 英吉君	竹内 黎一君
竹下 登君	谷垣 專一君
谷川 和穂君	塚田 徹君
塚原 俊郎君	坪川 信三君
渡海元三郎君	登坂重次郎君
床次 徳二君	内藤 隆君
中尾 栄一君	中垣 國男君
中川 一郎君	中野 四郎君
中村 梅吉君	中村 寅太君
中村庸一郎君	中山 マサ君
永山 忠則君	瀧尾 弘吉君
南條 徳男君	二階堂 進君
丹羽 久章君	丹羽喬四郎君
西岡 武夫君	西村 英一君
根本龍太郎君	野田 武夫君
葉梨 信行君	橋本登美三郎君
橋本龍太郎君	長谷川 峻君
八田 貞義君	濱野 清君

原田 憲君	廣瀬 正雄君	福井 勇君	福田 一君	藤井 勝志君	藤尾 正行君	藤波 孝生君	古内 広雄君	古屋 亨君	坊 秀男君	堀川 恭平君	益谷 秀次君	松浦周太郎君	松野 幸泰君	三池 信君	箕輪 登君	湊 徹郎君	村上 勇君	毛利 松平君	森下 國雄君	森山 欽司君	山口 敏夫君	山口 久就君	吉田 重延君	渡辺 栄一君	安宅 常彦君	阿部 助哉君	淡谷 悠蔵君	井手 以誠君	井上 普方君	石田 有全君	石橋 政嗣君	石村 隆一君	稲村 要作君	枝村 滋夫君	大柴 一夫君	岡本 隆一君	岡本 隆吉君	加藤 万吉君
廣川シズエ君	福家 俊一君	福田 赴夫君	福永 健司君	藤枝 泉介君	藤田 義光君	藤本 孝雄君	古川 文吉君	保利 茂君	細田 吉蔵君	本名 武君	増岡 博之君	松澤 雄蔵君	松野 頼三君	三原 朝雄君	水野 清君	武藤 嘉文君	村山 達雄君	栗山 秀君	森田重次郎君	山口シヅエ君	山下 元利君	山村新治郎君	早稲田柳右衛門君	阿部 昭吾君	赤路 友蔵君	井岡 大治君	井上 泉君	石川 次夫君	石野 久男君	板川 正吾君	江田 三郎君	小川 三男君	大原 亨君	岡田 利春君	加藤 清二君	勝澤 芳雄君		

勝岡田清一君	角屋堅次郎君	唐橋 東君	川村 継義君	河野 正君	北山 愛郎君	久保田鶴松君	久保 三郎君	小林 信一君	後藤 俊男君	神門至馬夫君	佐野 憲治君	齊藤 正男君	島上善五郎君	下平 正一君	田邊 誠君	高田 富之君	只松 祐治君	千葉 佳男君	堂森 芳夫君	中井徳次郎君	中嶋 英夫君	中村 重光君	中崎 弥之助君	西風 勲君	長谷川正三君	華山 親義君	平岡忠次郎君	広沢 賢一君	福岡 義登君	帆足 計君	堀 昌雄君	武藤 山治君	森 義視君	八百板 正君	矢尾喜三郎君	柳田 秀一君	山口 鶴男君	山中 吾郎君	山本 政弘君
米内山義一郎君	依田 圭五君	渡辺 芳男君	折小野良一君	有島 重武君	石田幸四郎君	大野 潔君	近江巳記夫君	沖本 泰幸君	小濱 新次君	鈴切 康雄君	竹入 義勝君	樋上 新一君	伏木 和雄君	松本 忠助君	渡部 一郎君	谷口善太郎君	松本 善明君	林 百郎君	米田 東吾君	渡辺 惣蔵君	岡澤 完治君	浅井 美幸君	伊藤惣助丸君	小川新一郎君	大橋 敏雄君	岡本 富夫君	北側 義一君	斎藤 実君	田中 昭二君	中野 明君	広沢 直樹君	正木 良明君	山田 太郎君	田代 文久君					

○副議長(小平久雄君) この際、午後七時まで休憩いたします。

午後六時四分休憩

午後七時十二分開議

○議長(石井光次郎君) 休憩前に引き続き會議を開きます。

日程第一に對して討論の通告があります。順次これを許します。渡辺惣蔵君。

〔渡辺惣蔵君登壇〕

○渡辺惣蔵君 私は、日本社会党を代表いたしまして、都市再開発法案に對して、その審議の経過並びに本法案の本質の究明しつつ、反対の討論を行なうものであります。(拍手)

討論に入るにあたりまして、休憩前の本會議における、同僚島上君の質問に對する佐藤總理の答弁に關して一言申し上げておきます。

佐藤総理の発言によれば、国会の混乱はあつて社会党、公明党等の野党の責任であると言われておりますが、この総理の考え方こそが国会の審議を混乱におとしめさせている根本的原因なのであります。(拍手)佐藤総理の独裁者としての意識は、しばしば行政府と立法府の権限と職能を混同させ、国会の独自の権限に介入して、行政府の意のままにこれを動かそうと指図をするところに、正常なる国会の運営を乱すことになるのであります。(拍手)特に、今般の国会の混乱は、政治常識を失つた長期の会期延長に根源があつて、それぞれの委員会自身、法律案件の取り扱いに発しているのではないことを悟るべきであると思つております。冒頭にあたつて、特に佐藤総理の猛省を促すものであります。(拍手)

この再開発法案の審議にあたりまして、始末委員長から先ほど質疑の答弁がございましたが、多くのごまかしと誤りがあるのであります。特に、委員会の審議は相当長期にわたつて行なつたようなお話でございますけれども、事実においては、たつた二日間、六時間前後しか質疑は行なつておられないのであります。特に、この前後二回の質疑の場合におきまして、五月十六日の委員会では、私の、国有地の未利用地約百万平米の宅地の利用管理の問題に關して、さらにまた、帝国ホテルや後樂園等、その他民間の二十数社の営利会社に対する不当なる貸し付け問題の質問に對して、政府委員の答弁がでたらめで、お粗末で、答弁がでないために、ついに一時間以上におわたつて審議がストップするという問題が出ておるのであります。この私の発言だけでも四時間余りを費やしておるのでありますから、全体で、二日間で六、七時間程度しか審議をいたしておらないのであります。私は、まずこのことを明らかにして、この重要な法案がいかに軽率に取り扱われておるかという不当の事実を申し上げておきます。(拍手)

この都市再開発法案の最も重要なところは、特に高度利用地区として指定された土地の所有権者、借地権者の私権を制限すること、この事業の施行者として、市街地再開発組合と称するものをつくり、地方公共団体や日本住宅公団と並列させて、多くの権限をこの組合に持たせようとして、いふところに問題があるのであります。しかも、この市街地再開発組合なるものの性格が全くあいまいであつて、かつ複雑怪奇なるところに、私どものぬぐい切れない不信と疑惑があるのであります。すなわち、本法案の第十四条における、宅地の所有権者及び借地権者の同意に関する事項におきましては、組合の設立については、施行区域内の宅地について、すべての所有権者、借地権者の三分の二以上の同意を得なければならぬと規定しているものであります。このことを裏返しにしてみるならば、三分の一以下の不同意者、反対者は、いやおうなしに多数決によつてこの決定に服せしめられ、強制的に組合に加入せしめられるか、あるいはその権利を組合に譲渡せしめられるという結果になるということでありまして、このことは、従来からしばしば問題になつていた一部のごね得を抑制することをねらつておるのではあります。それは同時に、善意の市民の生活や私権をも侵し、制限することにもつながる、両刃のやいばのようにきわめて危険な、しかも、重要な問題を含んでおるのであります。

この都市再開発法案の法律体系は全文百四十八条から成る膨大なものであります。この第八條から第五十條までは、すべて市街地再開発組合に關する規定であり、その後続く条項のほとんどはまた組合に關連したものであります。いわば本法案は、都市再開発法などといひかにも都市問題解決の万能薬のような看板を掲げてはおりますが、實際の中心は、単なる市街地再開発組合といわれるほど、法律の大きなウェイトがこの組合にかかつておるのであります。

都市再開発事業の施行者となる市街地再開発組合の第二の重要な問題点は、参加組合の組合員の規定であります。参加組合員として、この指定地区内の権利者以外の者でこの事業に加わるものことができる者は、日本住宅公団、地方住宅供給公社、それから公的資金による住宅を建設する者、及び不動産賃貸業者と商店街振興組合ということになつております。住宅公団や住宅供給公社のような公的資金によるものや地元周辺の商店街組合が参加するのは当然のことであり、これらの団体は、いずれも法に基づき監督、指導、統制を受けておる法律上の資格と条件を備えておるのであります。しかるに、この参加組合員の規定において全くふに落ちないこと、理解に苦しむことは、不動産賃貸業者という性格不明のものを突如としてここに出現させて、これに参加せよとするものであります。すなわち、いままでこの高度利用指定地区内には全く何らの關係もない、従来一坪の土地も持たない、土地の所有権者でもなければ、借地権者でもない者が都道府県知事の承認を受け、組合員の三分の二以上の承認があれば何人といふことも参加組合員たることができるようになっておるのであります。しかも、この性格の不明な参加組合員と稱するものが再開発事業の主要な部分を占め、都市再開発事業における主役を演じさせるように仕組まれておることに、多くの疑惑とからくりが隠されておるのであります。

去る四月三十日に策定された新全国総合開発計画や今般の都市再開発法案の提出をめぐつて、いまや日本の産業界は、かつてない住宅産業ブームにわき立っております。新全国総合開発計画においては、政府みずから民間のデベロッパーの登場を歓迎し、民間大資本の開発産業へ、住宅産業への進出をあおり立ててきておるのであります。政府の住宅政策があまりにも貧困であり、国の財政投資をサポートしている穴埋めと肩がわりのため、民間住宅産業を積極的に登壇させようといふのがその魂胆であります。

政府のこの政策と政治的姿勢を背景として、いまや住宅産業は、全国において、五千万円以上のものは二百社、五千万円から一千万円のもの五百社、その他中小零細なるもの数知れないほど、めきめきとして広がつておるのであります。この住宅産業の成長は、本年度において四兆円に迫るであらうといわれ、日本経済界のトップを行く自動車産業に追いつき、追い抜こうとするほど、異常な好況を示しておることは御了承のとおりであります。

三月二十五日付の日本経済新聞の特集「都市再開発産業」によれば、三井、三菱、住友、日産、古河、入幡、松下、伊藤忠、丸紅飯田などのような、従来住宅産業とは何らかのかわりもなかった大財閥、独占資本を中心とする四十一社が打ちそろつて、建設省を背景として日本高層住宅協会を設立してスタートを切つたのであります。いまや、都市再開発法案の国会通過以前に、いわゆる不動産賃貸業者をもつて任ずるこれらの業者群が、都市再開発事業としてこの事業に割り込もうとして一斉に勢ぞろいを行ない、すでにその受け皿が完全に用意され、いまはただその出番を待つておるばかりであります。

このように、財閥、民間不動産業者の積極的導入の道を開くために、本法の中に、市街地再開発組合の参加組合員としての法律上の地位を与えて、政策の裏づけを行ないながらこれを育成、強化しようとしておるのであります。しかも、その反面において、弱小なる土地所有権者や借地権者から、私権の制限を行なつて土地を合法的に取り上げて集約化し、これを独占資本の支配にゆだねて、その上に、さらに財政、金融、税制による援助を与えることを規定しておるのであります。住宅産業に進出をねらふ不動産業者としては、まことに本法の出現はありがたく、笑いがとまらない状態になつておるのであります。

議長(石井光次郎君) 渡辺君、時間ですから、結論を急いでください。

○渡辺惣蔵君(続) まさに、近來まれな最大級の

利権法案としての危険を持つものであると存する
のであります。

この矛盾着した法案の内容とその背後のから
くりを暴露されることをおそれ、これを隠蔽す
ることが必要であつたればこそ、国民の前に本
法案の公然たる実質審議を拒否して、突如として強
引に国会の通過をはかるという政治的謀略が企て
られていたといわれても、弁明の余地がないほど
多くの危険性を包容しておる法案であるといわ
ざるを得ないのであります。

このように、当面する爆発途上に立つ日本の都
市問題の解決のかぎを握ろうとする重要性を持つ
本法案が、審議時間わずか五、六時間、質疑も
尽くさず、参考人による国民の声も聞かず、討論
も行なわず、いわんや一片の附帯決議を付する
こともなく、うやむやのうちに可決してしまつた
と称しておるのであります。

この自民党の態度と心情たるや、あたかもどろ
ばりネコが主婦の目をかすめて一片の肉をかつぱ
らおうとするのと同様な、火事場どろばりが他人
の不幸を逆用して、そのどさくさまぎれにかつぱ
らいをやるような、まことにどん欲な、こうかつ
な、卑屈な、愚劣な、一片の良心も、良識もな
い、厚顔無恥な議決に対しては、断じて政治家の
良心にかけて見のがすことができないのでありま
す。(拍手)

ここに、日本社会党を代表して断固として反対
を表明し、私の討論を終るものであります。

(拍手)

○議長(石井光次郎君) 吉田之久君。

(吉田之久君登壇)

○吉田之久君 私は、民社党を代表いたしまし
て、都市再開発法案に対し、賛成の立場を表明い
たします。(拍手)

すでに御承知のとおり、この法案は、過密と住
宅難と公害と交通禍と異常な地価の暴騰にあそく
わが国の都市の現状にかんがみ、健全にして合理
的な都市機能のすみやかな更新をはからうとする

法案であります。したがって、そのためには従来
の市街地改造法と防災建築街区造成法を発展的に
解消せしめ、全く新しい手法によって市街地の再
開発をはからんとする点で、その成果を期待すべ
き法案であると考えます。

しかしながら、この法案は再開発を行なわんと
する地区内の宅地に所有権または借地権を有する
者の三分の二以上の同意によって組合を設立し得
るというのであります。これは言い方をか
えれば、三分の一までの反対者は無視し得るとい
うことであり、その計画についていかなる貧乏人
は切り捨てごめんという法律ともなりかねないの
であります。しかも、借家権を有するだけでは組
合員になる資格は与えられません。

さらに、もしもこの法律の運用を一步誤れば、
いわゆる民間デベロッパーによって市街地の中枢
部の再開発に思ふがままのばつこ跳梁を許す結果
となるのであります。

こうしたもろ刃の剣ともいふべき法案であるが
ゆえに、われわれはその運用に細心の注意を払う
べきことを指摘して、建設委員会でも慎重に審議を
続けてまいりました。たまたま七十二日間の会期
延長の接点において与野党間に多少のトラブルが
あつたとはいえ、それを理由にやにわに質疑を終
了し、混乱と怒号の中にこの法案の採決を済ませ
たと言わねばならぬ。まことに遺憾千万であ
ります。(拍手)

この法案を先議した参議院においては、採決に
あつたのは、各党一致によるきめこまかい附帯決
議が付されてゐるのであります。顧みて本院の場
合、国民に対して十分にその責任を果たしたと言
い得るでありましょか。したがって、この経過
に關する限り、われわれもまた建設委員長並びに
自民党執行部に強く反省を促す次第であります
が、法案そのものにつきましては、さきに指摘い
たしました諸点を政府は十分に配慮し、また、参
議院において付された決議を完全に尊重し、さら
に、当分存続する防災建築街区造成組合等に対す

る補助融資の助成措置及び税の減免は、従来どお
り継続すべきことを強く付言いたしまして、本法
案に賛成する討論を終ります。(拍手)

○議長(石井光次郎君) 北側義一君。

(北側義一君登壇)

○北側義一君 私は、公明党を代表して、政府提
案の都市再開発法案に対し、次のような理由か
ら、反対の討論を行なうものであります。

本法案は、昭和四十二年六月、第五十五回特別
国会に提案され、同年七月参議院建設委員会に
付託されましたが、国民生活に数多くの大きな
弊害を及ぼす法案でありましたので、実質には審
議を行なわないうまま、五十六、五十七、五十八国
会と継続審議となり、ついに第五十八国会では廃
案となつた、数々の欠陥のある法案なのでありま
す。

しかるに、政府・自民党は、この国民生活に密
着した重要法案を十分審議することなく、二十八
日の建設委員会において、各野党委員の抗議にも
かかわらず、目には見えても耳には聞か
ざるがごとくに強行採決したことは、全く許すこ
とのできない暴挙であり、国民大衆に背を向け、
多数横暴による議会制民主主義の破壊でなくして
何でありましょか。

われわれ公明党は、先般の議院運営委員会にお
ける国会史上類例のない七十二日間という会期延
長の強行採決にもかかわらず、じつとこらえて、
国会正常化のため、二十七日来審議を尽くすこと
を主張し、努力を払ってきたのであります。しか
るに、政府・自民党の諸君は、この正論たるわれ
われの主張をいれず、あえて次々と四委員会にお
いて強行採決したことは、全く理不尽な行為とい
わざるを得ないのであります。

このように、国会混乱の原因を、自民党は多数
議席という権力乱用によつてつくつておきなが
ら、あたかも野党に責任をなすりつけるがごと
き先ほどの佐藤総理の発言は、全く転倒したもの
であり、耳をおおつて鈴を盗むのたぐいといふべき

であります。(拍手)しかも、佐藤総理は、内閣総
理大臣として行政府の長であります。三権分立の
憲法の精神からいって、立法機関たる衆議院の
運営について、一方的に与党・自民党の肩を持
ち、野党を攻撃するがごときは、差し控えるのが
当然であります。嚴重な警告をするものでありま
す。

さて、ここ数年來、わが国においては、産業人
口の都市集中が激しく、特に大都市では地価の高
騰、住宅難や交通麻痺、また都市公害や産業公害
など、都市機能と市民生活を著しくそこねてお
り、病める都市といふことは東京や大阪の代名
詞のごとくなつてしまつたのであります。このよ
うに、都市における市民生活を窮乏に追い込んだ
過密の弊害は、長年にわたる人間性を無視した産
業第一主義の都市政策の失敗から生じたものであ
り、政府・与党の責任といわざるを得ないのであ
ります。

言うまでもなく、都市は、人間尊重の原則に
立つた大衆福祉の源泉にして、国民文化の諸活動
の根源でなくてはなりません。ゆえに、都市再開
発事業の推進にあつては、企業利益や経済の合
理性のみ考えることなく、そこに居住し、そこで
事業を営む大多数の市民のために事業を行なわ
なければならぬのであります。

では、具体的に都市再開発法案に対する反対理
由を順次述べてまいります。

第一には、一般に、都市再開発は、老朽化し利
用効率の低下した一定の既成市街地を、計画的
に、かつ構造的に變革することで土地の利用価値
を飛躍的に増大させる事業、と定義されておしま
す。ところが、提案されている本法案は、都市再
開発の体系と都市再開発法案との關係が明確に
なつておらず、実質的には、この法案は一部の市
街地再開発法にすぎず、羊頭狗肉の感があるので
あります。したがって、本法案は、都市機能改善
のための総合的な再開発基本構想が明らかでなく
て、加えて、市街地のどの地区から再開発事業を

進めていくのかという、全体計画に基づく段階的計画とその実施方法が明確にされていないのであります。

第二には、本法案の施行にあたるについては、住宅難解消の一助になるものでなくてはなりません。が、その施行者が民間中心の再開発事業なので、当然採算の合わない建築物を建てる道理がなく、ビルの高層化、不燃化はできても、建設されたビルには商店や会社のオフィスが並んで、併設された住宅はマンションを上回る家賃となり、まさに、国民の手の届かない高ねの花であり、一般庶民のための住宅ではなくてしまふのであります。

私の知る一例をあげると、大阪市谷町の市街地改造事業を見ましても、その事業施行地の処分床価が高価であるために、事業前の家賃が坪当たり百円から三百円であったものが、事業施行したあととの新築ビルでは家賃平均が坪当たり商店で二千八百円、住宅で千五百円程度となり、家賃が約十倍近くはね上がり、勤労大衆や事業施行以前から住んでいる借家に住む人々の生活や商売が、好むところと好まざるところにかかわらず、破壊されてしまうのであります。

また、同法案の第五条には、住宅建設の目標の設定義務があげられておりますが、市街地再開発を行なう場合、新しく建設された建物の容積を増大し、この増加した容積部分が再開発の資金の財源となるので、勢い、その経済性を考えると、地方公共団体が事業を施行する公営住宅の建設は不可能に近くなる心配があるにもかかわらず、公営住宅を併設するような明確な規定はされておらないのであります。

さらに第三には、本法案における都市再開発事業は、借家権について一応その配慮はされているものの、事業者が借家人に対し直接的にその権利の保護を行なうようには整備されておらず、あくまでも借家権については建物の所有者と借家人に住んでいる人の契約が前提とされており、現今の権利

のふくそうする都市の再開発事業に、借家人をも含めた住民の協力なしには、その事業の遂行がはげしいとは思ふところであり、この借家権の問題については、現行の民法、借家法等の基本的問題のあることも知つてはいるが、しかし、問題があるとわかりながら、政府は借家人保護について何らの対策をも講じようとせず、弱者の保護については一かからの誠意も見せないことは、どうしても納得がいかないであります。

なお、今日、都市には、居住限定階層として約九〇％にのぼる一般勤労者がいるといわれていますが、権利の弱い借家人等が立ちのく場合、政府の推進する職住近接に逆行し、再開発事業施行地の住民の生活権の確保はくずれてしまふ危険性が出てくるのであります。

また第四には、商業、住宅の混合地区、工場及び住宅の混合地区の再開発についてであります。が、都市計画法の計画的な用途地域・地区に導くには、中小企業対策、住宅対策による計画的な職住近接をはからねばならないが、同法案においては、国と地方公共団体の公的資金の投入その他の協力義務が明らかでなく、大資本の営利的再開発で中小企業、零細業者は駆逐され、未開発地区にスラムを再度生産するおそれが多分にあるのであります。

また、同法案審議の前から、新聞報道等によれば、一流企業が、次の花形産業は建設業なりとして続々新しく会社を設立しており、この都市再開発法の成立をいまやおそしと待っている姿を見ましても、大資本による営利目的の再開発事業が行なわれることは明々白々であり、国民大衆の待ち望んだ低家賃の住宅建設や市街地の整備ではない内容であることは明確なのであります。

ゆえに、わが公明党は、これらの本法案の欠陥を補うため、修正案まで用意しておったのでありますが、多数横暴による強行採決により、少数野党の正論が消え去つたことは、国民のためにもまことに悲しむべきことであると思うのであります。

以上のよりな理由から、都市再開発法案に反対するものであります。

これをもって私の反対討論を終わります。(拍手)

討論終局の勸議(國田直君外二十六名提出)
○議長(石井光次郎君) 國田直君外二十六名から、討論終局の勸議が提出されました。

この採決は記名投票をもつて行ないます。本動議に賛成の諸君は白票、反対の諸君は青票を持参せられんことを望みます。——閉鎖。

○議長（石井光次郎君）氏名点呼を命じます。

〔參事氏名を点呼〕
〔各員投票〕

○議長（石井光次郎君） 投票漏れはありませんか。――投票漏れなしと認めます。投票箱閉鎖。

開匣。——開鎖。
〔議場開鎖〕

○議長（石井光次郎君）投票を計算いたさせます。

○議長（石井光次郎君）投票の結果を事務総長より報告いたします。

投票總數 三百二十

可とする者(白票)	百八十五
否とする者(青票)	百三十五

○議長（石井光次郎君）右の結果、討論は終局するに決しました。（拍手）

國田直君外二十六名提出討論終局の動議を可とする議員の氏名

安倍晋太郎君	足立 篤郎君
阿部 喜元君	相川 勝六君
青木 正久君	赤城 宗徳君

天野 光晴君	荒松清十郎君
有田 喜一君	井原 岸高君
伊能繁次郎君	池田 清志君

石田 博英君	稲葉 修君
稲村左近四郎君	宇野 宗佑君

上村千一郎君	内田 常雄君
内海 英男君	浦野 幸男君

江崎 真澄君	遠藤 三郎君
小川 半次君	小川 平二君

小澤	太郎君	小沢	辰男君
小渕	恵三君	大石	八治君

大竹	太郎君	大坪	保雄君
大村	襄治君	岡崎	英城君

岡本	茂君	加藤	六月君
鹿野	彦吉君	賀屋	興宣君

鐵冶	良作君	海部	俊樹君
桂木	鉄夫君	金丸	信君

金子 一平君	金子 岩三君
上林山榮吉君	神田 博君

龜岡 高夫君	龜山 孝一君
鳴田 宗一君	飯谷 忠男君

菅	太郎君	木野	晴夫君
川島	正次郎君	川野	芳清君

木部	伯陽君	菊池	義良君
北澤	直吉君	吉川	久衛君
人壽	忠治君	人塚田	円次君

久保田藤麿君
草野一郎平君

小宮山重四郎君	小宮山重四郎君
河野 洋平君	河野 洋平君
省二君	省二君
藏内 修治君	藏内 修治君
小山	小山

佐々木秀世君	佐々木義武君
佐藤 榮作君	佐藤 文生君

齋藤	邦吉君	坂田	道太君
坂本	三十次君	櫻内	義雄君

笹山茂太郎君	四宮 久吉君
始興 伊平君	塩川正十郎君

重政	誠之君	篠田	弘作君
正示	啓次郎君	白濱	仁吉君

一〇四五

進藤 一馬君	周東 英雄君
菅波 茂君	鈴木 善幸君
砂田 重民君	砂原 格君
世耕 政隆君	瀬戸山三男君
園田 直君	田川 誠一君
田澤 吉郎君	田中伊三次君
田中 榮一君	田中 角榮君
田中 龍夫君	田中 正巳君
田村 元君	田村 良平君
高橋 英吉君	竹内 繁一君
竹下 登君	谷垣 專一君
谷川 和穂君	千葉 三郎君
塚田 徹君	塚原 俊郎君
坪川 信三君	渡海元三郎君
登坂重次郎君	徳安 實蔵君
床次 徳二君	内藤 隆君
中尾 榮一君	中垣 國男君
中川 一郎君	中野 四郎君
中村 梅吉君	中村 寅太君
中村庸一郎君	中山 榮一君
中山 マサ君	永田 亮一君
永山 忠則君	灘尾 弘吉君
二階堂 進君	丹羽 久章君
丹羽喬四郎君	西岡 武夫君
西村 英一君	西村 直己君
根本龍太郎君	野田 武夫君
葉梨 信行君	橋本登美三郎君
橋本龍太郎君	長谷川 峻君
八田 貞義君	濱野 清吾君
原田 憲君	廣瀬 正雄君
福家 俊一君	福井 勇君
福田 赳夫君	福田 一君
福永 一臣君	福永 健司君
藤井 勝志君	藤枝 泉介君
藤尾 正行君	藤波 孝生君
藤本 孝雄君	古内 広雄君
古川 文吉君	古屋 亨君
保利 茂君	坊 秀男君

否とする議員の氏名

細田 吉蔵君	本名 武君
益谷 秀次君	増岡 博之君
増田甲子七君	松浦周太郎君
松澤 雄蔵君	松野 幸泰君
松野 頼三君	三池 信君
三ツ林弥太郎君	三原 朝雄君
箕輪 登君	水田三喜男君
村上 勇君	村上信二郎君
毛利 松平君	栗山 秀君
森下 國雄君	森田重次郎君
山口シヅエ君	山下 元利君
山田 久就君	山村新治郎君
吉田 重延君	早稲田和石向君
渡辺 栄一君	
安宅 常彦君	阿部 昭吾君
阿部 助哉君	赤路 友蔵君
淡谷 悠蔵君	井岡 大治君
井上 泉君	井上 普全君
石川 次夫君	石田 宥全君
石野 久男君	石橋 政嗣君
板川 正吾君	江田 三郎君
枝村 要作君	小川 三男君
大田 俊君	大柴 滋夫君
大原 亨君	太田 一夫君
岡田 利春君	岡田 春夫君
岡本 隆一君	加藤 清二君
加藤 万吉君	勝澤 芳雄君
角屋堅次郎君	金丸 徳重君
唐橋 東君	川崎 寛治君
川村 継義君	河上 民雄君
河野 正君	木原 実君
北山 愛郎君	久保 三郎君
久保田鶴松君	黒田 寿男君
小林 信一君	兒玉 末男君
後藤 俊男君	河野 密君
神門至馬夫君	佐々木三三君
佐野 憲治君	佐野 進君

齊藤 正男君	島上善五郎君
島本 虎三君	下平 正一君
田中 武夫君	田邊 誠君
田原 春次君	多賀谷眞稔君
高田 富之君	武部 文君
只松 祐治君	橋 兼次郎君
千葉 佳男君	戸叶 里子君
堂森 芳夫君	内藤 良平君
中井徳次郎君	中澤 茂一君
中嶋 英夫君	中谷 鉄也君
永井勝次郎君	輪崎弥之助君
成田 知巳君	西風 勲君
野口 忠夫君	野間千代三君
長谷川正三君	畑 和君
華山 親義君	浜田 光人君
平岡忠次郎君	平林 剛君
平等 文成君	広沢 賢一君
広瀬 秀吉君	福岡 義登君
古川 喜一君	帆足 計君
穂積 七郎君	細谷 治嘉君
三木 喜夫君	武藤 山治君
村山 喜一君	森 義視君
森本 靖君	八百板 正君
八木 一男君	八木 昇君
矢尾喜三郎君	安井 吉典君
柳田 秀一君	山内 広君
山口 鶴男君	山田 耻目君
山中 吾郎君	山花 秀雄君
山本弥之助君	米内山義一郎君
米田 東吾君	依田 圭五君
渡辺 惣蔵君	渡辺 芳男君
浅井 美幸君	有島 重武君
石田幸四郎君	小川新一郎君
大野 潔君	大橋 敏雄君
近江巳記夫君	岡本 富夫君
沖本 泰幸君	北側 義一君
小濱 新次君	斎藤 実君
鈴切 康雄君	田中 昭二君

中野 明君	樋上 新一君
広沢 直樹君	伏木 和雄君
正木 良明君	松本 忠助君
矢野 詢也君	山田 太郎君
渡部 一郎君	田代 文久君
谷口善太郎君	林 百郎君
松本 善明君	

○議長(石井光次郎君) 日程第一につき採決いたします。

この採決は記名投票をもって行ないます。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君は白票、反対の諸君は青票を持参せられんことを望みます。

閉鎖。 〔議場閉鎖〕

○議長(石井光次郎君) 氏名点呼を命じます。

〔参事氏名を点呼〕

〔各員投票〕

○議長(石井光次郎君) 投票漏れはありませんか。――投票漏れなしと認めます。投票箱閉鎖。開票。――開票。

〔議場閉鎖〕

○議長(石井光次郎君) 投票を計算いたさせます。

〔参事投票を計算〕

○議長(石井光次郎君) 投票の結果を事務総長より報告いたさせます。

〔事務総長報告〕

投票総数 三百四十五
可とする者(白票) 二百十
〔拍手〕
否とする者(青票) 百三十五
〔拍手〕

○議長(石井光次郎君) 右の結果、都市再開発法案は委員長報告のとおり可決いたしました。

(拍手)

都市再開発法案を委員長報告の通り決するを可
とする議員の氏名

安倍晋太郎君 足立 篤郎君
阿部 喜元君 相川 勝六君
青木 正久君 赤城 宗徳君
天野 光晴君 荒船清十郎君
有田 喜一君 井原 岸高君
伊能繁次郎君 池田 清志君
石田 博英君 稲葉 修君
稲村左近四郎君 宇野 宗佑君
上村千一郎君 内田 常雄君
内海 英男君 浦野 幸男君
江崎 真澄君 遠藤 三郎君
小川 半次君 小澤 太郎君
小沢 辰男君 小湊 恵三君
大石 八治君 大竹 太郎君
大坪 保雄君 大野 市郎君
大村 襄治君 阿崎 英城君
岡本 茂君 加藤 六月君
鹿野 彦吉君 賀屋 興宣君
鍛冶 良作君 海部 俊樹君
桂木 鉄夫君 金子 信君
金子 一平君 金子 岩三君
上林山榮吉君 神田 博君
亀岡 高夫君 飯谷 孝一君
鴨田 宗一君 川野 忠男君
川島正次郎君 菅野 芳満君
菅 太郎君 菅野和太郎君
木野 晴夫君 木部 佳昭君
菊池 義郎君 岸 信介君
北澤 直吉君 吉川 久衛君
久野 忠治君 久保田門次君
久保田藤磨君 草野一郎平君
鯨岡 兵輔君 熊谷 義雄君
倉石 忠雄君 藏内 修治君
小宮山重四郎君 小山 省二君
河野 洋平君 河本 敏夫君
佐々木秀世君 佐々木義武君

佐藤 榮作君 齋藤 邦吉君
坂田 道太君 坂本三十三次君
笹山茂太郎君 始関 伊平君
重政 誠之君 正示啓次郎君
進藤 一馬君 菅波 茂君
砂田 重民君 世耕 政隆君
園田 直君 田澤 吉郎君
田中 榮一君 田中 龍夫君
田中 元君 田村 元吉君
高橋 英吉君 竹下 登君
谷川 和雄君 中馬 辰猪君
塚原 俊郎君 渡海元三郎君
徳安 實藏君 内藤 隆君
中垣 國男君 中野 四郎君
中村 寅太郎君 中山 榮一君
永田 亮一君 瀬尾 弘吉君
丹羽 久章君 西岡 武夫君
西岡 武夫君 西村 直己君
野田 武夫君 橋本登美三郎君
長谷川 峻君 濱野 清吉君

佐藤 文生君 齋藤 寿夫君
坂村 吉正君 櫻内 義雄君
四宮 久吉君 塩川正三郎君
篠田 弘作君 白濱 仁吉君
周東 英雄君 鈴木 善幸君
砂原 格君 瀬戸山三男君
田川 誠一君 田中伊三次君
田中 角榮君 田中 正巳君
田村 良平君 竹内 黎一君
谷垣 專一君 千葉 三郎君
塚田 徹君 坪川 信三君
登坂重次郎君 床次 徳二君
中尾 榮一君 中川 一郎君
中村 梅吉君 中村 庸一郎君
中山 マサ君 永山 忠則君
二階堂 進君 丹羽喬四郎君
西村 英一君 西村 龍太郎君
根本龍太郎君 葉梨 信行君
橋本龍太郎君 八田 貞義君
早川 崇君

否とする議員の氏名

原田 憲君 廣瀬 正雄君
福田 勇君 福井 一君
福永 健司君 藤枝 泉介君
藤波 孝生君 古内 広雄君
古屋 亨君 坊 秀男君
本名 武君 増岡 博之君
松浦周太郎君 松野 幸泰君
三池 信君 三原 朝雄君
武藤 嘉文君 村上信二郎君
村上 秀君 栗山 三郎君
森田重次郎君 山下 元利君
山村新治郎君 早稲田和右衛門君
渡辺美智雄君 稻富 稜人君
折小野良一君 田畑 金光君
中村 時雄君 西村 榮一君
本島百合子君 吉田 之久君
安宅 常彦君 阿部 昭吾君
阿部 助哉君 赤路 友藏君
淡谷 悠藏君 井岡 大治君
井上 泉君 井上 普方君
石川 次夫君 石田 宥全君
石野 久男君 石橋 政嗣君

板川 正吾君 枝村 要作君
大出 俊君 大原 亨君
岡田 利春君 岡本 隆一君
加藤 万吉君 角屋堅次郎君
唐橋 東君 川村 継義君
河野 正君 北山 愛郎君
久保田鶴松君 小林 信一君
後藤 俊男君 神門至馬夫君
佐野 憲治君 佐藤 憲治君
齊藤 正男君 島本 虎三君
田中 武夫君 田原 春次君
高田 富之君 只松 祐治君
千葉 佳男君 堂森 芳夫君
中井徳次郎君 中嶋 英夫君
橋崎弥之助君 西風 勲君
野間千代三君 畑 和君
浜田 光人君 平林 剛君
広沢 賢一君 福岡 義登君
帆足 計君 細谷 治嘉君
武藤 山治君 村山 喜一君

昭和四十四年五月三十日 衆議院會議録第四十一号 外務委員長北澤直吉君解任決議案

森 義親君 八木 正君 八木 昇君 安井 吉典君 山内 広君 山田 聡目君 山花 秀雄君 山本 弥之助君 米田 東吾君 渡辺 徳蔵君 浅井 美幸君 石田 幸四郎君 大野 潔君 近江 巳記夫君 沖本 泰幸君 小濱 新次君 鈴木 康雄君 中野 明君 広沢 直樹君 正木 良明君 矢野 紓也君 渡部 一郎君 谷口 善太郎君 松本 善明君

森本 靖君 八木 一男君 矢尾喜三郎君 柳田 秀一君 山口 鶴男君 山中 吾郎君 山本 政弘君 米内山義一郎君 依田 圭五君 渡辺 芳男君 有島 重武君 小川 新一郎君 大橋 敏雄君 岡本 富夫君 北側 義一君 斎藤 実君 田中 昭二君 樋上 新一君 伏木 和雄君 松本 忠助君 山田 太郎君 田代 文久君 林 百郎君

外務委員長北澤直吉君解任決議案を議題といたします。

外務委員長北澤直吉君解任決議案
右の議案を提出する。
昭和四十四年五月三十日
提出者

柳田 秀一 八木 昇
平林 剛 三木 喜夫
穂積 七郎 大野 潔
伏木 和雄
賛成者
安宅 常彦 外百四十八名

外務委員長北澤直吉君解任決議案
本院は、外務委員長北澤直吉君を解任する。
右決議する。

理由

外務委員長北澤直吉君は、公平であるべき委員長の職責に違反し、政府与党の意のままにしたがい、国会正常化に背を向け、内閣提出の「太平洋諸島信託統治地域に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めめるの件」を強行採決した。

かかる暴挙は、議会制民主主義を踏みにじつた多数横暴の行爲といわねばならない。

したがって、国会の権威を傷つけた委員長としての責任はきわめて重大であり、委員長として不適格である。

これが、本決議案を提出する理由である。

○議長(石井光次郎君) 提出者の趣旨弁明を許します。穂積七郎君。

○穂積七郎君 私は、日本社会党並びに公明党を代表し、しかも、はなはだ遺憾なる意を込めまして、ただいま議題となりました外務委員長北澤直吉君の解任決議案の趣旨の説明を行ないたいと思います。

さらに、彼のあやまちには、委員長たるものは野党委員を含む全委員会の責任者であることを自覚し、一党の党略にとらわれることなく、民主かつ公正の原則に立つて会議を運営すべき自覚を持ち合わせていないことでもあります。常に自民党の党利や指示にのみ忠誠を示し、へんばなる運営を試みんとしてまいりました。

本院は、外務委員長北澤直吉君を解任する。
右決議する。

しかるところ、わが衆議院外務委員会には、長年の野党委員の努力の積み重ねによって、道理と良識によって民主的な審議を行なう慣例をやつとつくり上げてまいっていたのであります。北澤直吉君も、委員長就任前の外務委員として、かつまた同理事として、この委員会の実績と慣行を十分知っておられたはずであります。したがって、昨年北澤君が委員長の就任後におきまして、この民主的な慣行に従って運営せざるを得なかったし、また、支障なく案件の審議は進んでいたものであります。

理由
外務委員長北澤直吉君は、公平であるべき委員長の職責に違反し、政府与党の意のままにしたがい、国会正常化に背を向け、内閣提出の「太平洋諸島信託統治地域に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めめるの件」を強行採決した。

かかる暴挙は、議会制民主主義を踏みにじつた多数横暴の行爲といわねばならない。

したがって、国会の権威を傷つけた委員長としての責任はきわめて重大であり、委員長として不適格である。

したがって、去る五月二十八日、理事会について、北澤委員長は突如として突然変異を起こしまして、冒頭、与党の常任委員長会議において委員会の連日開催を決定した旨を宣言し、これが国会全体に確認された不動の原則であること、われわれ野党に対して高圧的に承認を求めようとしたしました。与党内の独善的な決定などは、われわれ野党にとっては何の關係もないことであります。

これが、本決議案を提出する理由である。

また、国会自身も、何らこれに拘束されるべきことでないことは明瞭であります。しかもその上、北澤委員長は、同日委員会を開き、太平洋諸島、すなわちミクロネシア地域に関する日米間の協定の採決を要求いたしました。この独断横暴なる要求に對して、われわれ野党理事はそろって断固反対するばかりでなく、次の二つの道理にかなった提案をいたしましたのであります。すなわちその第一は、去る二十三日の大幅会期延長の暴挙のあと、異常な混乱状態におちいっている国会を正常化し、与野党間の相互信頼を取り戻す具体的な保証の手だてとして、たとえば、定例日開催の原則、

外務委員長北澤直吉君は、茨城県の出身者になさわしく、直情にして正直、政敵ながら愛すべき一面を持つてゐることは認めますが、この人間性のゆえをもつて彼の犯した政治的罪過を許すわけにはいかないものであります。(拍手)外務委員長北澤直吉君は、御承知のとおり外務省官僚の出身であります。元来、覆が閣外交官群は、総じて反共、反アジア、欧米一辺倒の上に、宮廷秘密外交の弊風にならされており、しかも北澤君は、吉田学校の門下として、権力主義の悪い思想に毒されてまいりました。したがって、彼はみずから議席を持ちながらも議會を輕視し、議會を以て行政府に奉仕せしめようとする意をあらわして、その言動を常に行なう傾向を示してまいりました。

また、国会自身も、何らこれに拘束されるべきことでないことは明瞭であります。しかもその上、北澤委員長は、同日委員会を開き、太平洋諸島、すなわちミクロネシア地域に関する日米間の協定の採決を要求いたしました。この独断横暴なる要求に對して、われわれ野党理事はそろって断固反対するばかりでなく、次の二つの道理にかなった提案をいたしましたのであります。すなわちその第一は、去る二十三日の大幅会期延長の暴挙のあと、異常な混乱状態におちいっている国会を正常化し、与野党間の相互信頼を取り戻す具体的な保証の手だてとして、たとえば、定例日開催の原則、

○議長(石井光次郎君) 提出者の趣旨弁明を許します。穂積七郎君。

○議長(石井光次郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

定足数の確保、質問通告者の発言の保証の確保等々、六項目にわたる提案を行ないました。その確認の上に立って、第二には、本委員会に現にかかっている条約等の案件を具体的に検討しつつ、審議予定をあらかじめ討論の上開催日を決定すべきであると提案いたしましたのであります。

なお、ちなみに申し上げておきますが、本委員会にただいまかかっております条約等は、マイクロネシア協定のほか、二重課税防止に関する条約と旅券法の改正案のみであります。その上、問題になっておりましたマイクロネシア協定は、すでに野党議員の多くの質問が行なわれ、去る二十一日の定例日には、私の大任に対する留保質問と、公明党の伊藤惣助丸委員の質問をもって、もし政府答弁が順調に行なわれれば、この日をもって審議終了の予定であったのであります。ただし、報告いたしておきますが、この予定は、与党の会期延長の一方的な暴挙のためにくずれたのであります。この責任は、一に自民党側にのみあるものであります。

以上申し述べましたとおり、われわれ野党の道理と実情にかなった提案に対しては、北澤委員長は何らこたえることなく、突如、発作的に立ち上がりまして、これにて理事会は打ち切り、委員会を開会と叫び出したのであります。委員長は、屈強なる与党議員に守られながら、委員室の壁に向かって、意味不明なる発声を行ないましたが、それをもってマイクロネシア協定の質疑は打ち切り、採決を完了したと称しているものであります。全くあいた口がふさがらない暴挙であり、憤慨にたえないところであります。しかも委員長は、一体どうして賛否の表決を確認することができたのでありましょうか。彼は、先ほど申しましたとおり、終始、委員席には背を向けて、委員室の壁に向かって、もぐもぐと口を動かしただけであります。したがって、出席委員の確認すらできず、まして、賛否の意思表示の確認ができようはずはないではありませんか。(拍手)

以上のごとく、北澤委員長のこの日の行動は、気が狂ってなせるわざであつたか、しからずんば、自民党の党略に盲従したのか、あるいは愛知外務大臣の訪米のみやげとして、この強行採決を行なつたとか考へられないのであります。もし、議會をじゅうりんしてまでアメリカの意を迎えんとするものでありますならば、その心事や卑しむべきであり、そのあやまちを許すべからざるものがあつたのであります。(拍手)

最後に、外務大臣の訪米みやげにしようといひましたマイクロネシア協定は、さきの旧日本委任統治地域であり、現在アメリカの信託統治地域であります。前太平洋戦争の際、現地住民が受けた被害を償ふ心持をもつて日米両国からおのおの五百万ドル相当の無償拠出をしようとするものでありますから、われわれも、現地住民の福祉のために、かつはまた、一日も早く信託統治から解放される力をつけることを期待して、この協定には前向きに審議に依じてまいりました。

ところが、審議を進めるにつれて、同地域がすでに米軍のミサイル基地であることが明らかとなつたのであります。また、わが国からの拠出が、まず同地域における港湾、道路等の建設に使われることが明らかとなりまして、皆さん、同協定の主旨からいまして、わが国からの拠出は、すべて現地住民の生活福祉にのみ、しかも直接的に使用されるべきものであることは言うまでもないところであります。しかるに、政府の答弁のごとくでありますならば、人民福祉に名をかかりて、実はアメリカのミサイル基地の軍事目的に流用されることになるのであります。このような欺瞞は、断じて見のがすわけにはまいりません。これこそが、国会の審議におけるわれわれ議員の責務ではないのであります。実は、私の最後の外務大臣に対する留保質問の焦点もここにあつたのであります。

尽くさず、野党の口を封じた上に、なおかつアメリカに奉仕するために国会の正常な運営をじゅうりんし、ますます国権最高の權威を失わしめつつあります北澤外務委員長の政治的罪過は、断じて糾弾されなければなりません。諸君の決議案に対する賛成を期待して、私の趣旨説明を終わります。(拍手)

○議長(石井光次郎君) 質疑の通告があります。順次これを許します。石野久男君。

〔石野久男君登壇〕

○石野久男君 私は、日本社会党を代表して、ただいま趣旨説明のありました外務委員長北澤直吉君解任決議案に関連して、提案者穂積七郎君に質問を行ないます。

外務委員長北澤直吉君は、私の郷土の大先輩でありますから、委員長解任決議が行なわれることと自体、非常に残念なことでありまして、きわめて遺憾千万なことに存じ上げております。ましてや、私が北澤君解任決議案に関連した質問を行なわねばならぬということは、情において忍び得ないところがございます。しかし、政治は国民の前に敵愾でなくてはなりません。情実の許されるところではありませんが、私は、勇気を出して提案者穂積君に質問をいたします。

まず、今日の議会混乱の最大の原因は、自民党が政府と結託して、一部独占資本に奉仕するため、自分たちを選び出してくれた選挙民の願いや希望を全く無視した一党独裁の政治を行なっているところにあると見ます。先ほど総理大臣は、同僚の島上君に対して、諸君も選ばれてきている以上、国民の期待にこたえるように願いたいということをお願いしました。しかし、今日の議会の混乱している大きな原因は、何といつても自民党の多数横暴にあることはいなめません。たとえば、先般行なわれた国鉄運賃の値上げに関する本院における審議を見てもわかるように、自由民主党を選ん

でくれた選挙民の各位は、百人のうち九十九人までは運賃値上げには反対であります。ところが、選ばれてきて、一たびバジをつけた議員諸君が、国民の意思を無視して、議會で強行採決をしておる。これが今日のわが国の議會の実態であるとするならば、いずれに民意の反映があるといえるでしょうか。(拍手)私たちは、このように選挙民を無視した議會の審議、多数党であるということによって審議が強行採決されたり、あるいは審議打ち切りをされたりすることは、許せないところでありまして、(拍手)今日の国会運営の最大の混乱の原因は、自由民主党の多数横暴、議會における民意の尊重を忘れておる一党独裁の政治にあると私は思っておりますが、提案者である穂積君は、どのようにお考えになりますか、これをお尋ねしたいのであります。

そしてまた、私は、今日のこの混乱を防ぐためには、もうこのような状態をなくするために、議會は解散をして選挙し、新しい国民の意思による代表が出なければ、ほんとうの議會の正常化はできないのではないかとこのうらふに考えますが、穂積君はどのように考えるか、この際、お聞かせを願いたいところであります。(拍手)

第二にお尋ねしたいことは、外務委員長北澤直吉君が一日二十八日、多数勢力にたよって強行採決したやり方は、単に一外務委員会の問題としてだけではなく、国会、議會政治を民主的に正しく守るという立場から、断じて許されないということについてであります。

提案者穂積君が提案理由の説明を行なった際にも強く訴えているように、そしてまた、わが党がきびしく追及してきたように、このたびの外務委員会における委員長北澤君の暴挙は、自民党が、すでに国鉄運賃法、総定員法、地方公務員定年制法で強行採決を行ない、さらに、先般の国会延長におけるようなむちゃくちゃなやり方をした、四度にわたる強行採決に重なり合ったもので、議會における民主主義を一顧だにしないやうな手法

である。まさに、日本の議會制民主主義の歴史をフアシズムの方向に書きかえる許しがたい政治悪を意図したものであると思ふのでありますが、穂積君はこれをどのようにお考えになるか、明快な御説明をお願いしたいところであります。

第三に、社会党をはじめ各党が審議に協力を惜しまないで整然と質疑を行なってきたものを、なぜ北澤君が強行採決をしたのかということですが、その意図は何であるかということでもあります。

外務委員会は、一國の國際社会における指針となる外交政策を論じ、決する場であり、その審議は常に國民の立場に立つて、國民の利益を守るために、大所高所から誤りなきを期さなくてはなりません。後世に至るまで日本の歴史の方向に重大な責任を負うべき、きわめて重要な委員会であり、いまさら言うまでもないところであり、今回の北澤君の暴挙は、一党一派に偏し、しかもまた、先ほど穂積君が説明いたしたように、これは現地住民に対する福祉に即応するものでなく、アメリカの極東軍事体制に対して協力するといふような、非常にわが國の立場を無視したものだといふふうに思われる。そのようなことをなぜやつたか。これを穂積君はどのように見ておられるか、率直に所見を聞かしていただきたいところでもあります。

この北澤君の行為は、國民に対する背信であるだけでなく、議會政治の原則をじゅうりんする許しがたい暴挙であります。どうして自民党並びに北澤君たちがこのようなことをしたのか、その政治的背景について、穂積君に解明をしていただきたいところであります。

第四に、北澤君は、先ほど穂積君からお話がありましたように、いまはない吉田茂氏の門下生として、切つても切れない關係にある側近者であります。そしてまた、一面反共軍国主義外交家だといふ高名が、あまねく行きわたっているところであり、ほんとうに彼は反共軍国主義に徹しているのでしょうか。外交問題にうんちくの深

い穂積君の所見を承りたいところであります。

また、彼は、古い外交官であつても新しい外交を論ずる政治家であるかどうかということについて、私は疑問を持つところでございますが、今日アジアの情勢は、ベトナムにおいて、すでにアメリカ帝國主義者の全面的敗退が決定的であります。同時にまた、それは、三十八度線に新しい危機が伝えられ、第二の朝鮮戦争の危機が憂えられているときであります。七〇年安保廃棄を戦っている日本社会党は、これを重要視し、日韓条約、三矢計画、第四次防衛計画やいま国会に提案されている防衛二法とともに、新しい戦争に日本を巻き込む危険を痛感しているところであり、このよき事態は、まさにアメリカの極東政策、軍事体制が、依然として中国封じ込め政策に基づいているからだと考えます。

佐藤政府は、アメリカの中国封じ込め政策に積極的協力を進め、二つの中国論を展開しております。この二つの中国論を具体的に実証し、政治的制約を加えているのが吉田書簡であることは、本院においてしばしば論議されてきたところであります。この吉田書簡なるものが、北澤直吉君が書きおろしたものだと言ひ聞えられ、それが事実だといわれております。吉田書簡が今日、日本と中華人民共和國との友好と親善を阻害していることは、だれも否認するものがないとせん。先般、自民党の古井君や田川君がたいへんな努力をされました。にもかかわらず、吉田書簡が大きな障害となつて、長年にわたつて民間の経済人が努力し、積み上げてきた日中貿易の漸減を食い止めることができず、日中間の經濟關係をますます悪化させている事実を直視しなくてはなりません。北澤君の手になる吉田書簡は、重大なわが國の外交上における害悪を残しておるといふも過言でありませぬ。数千年にわたる長い日中間の友好的歴史に、ぬぐうことのできない汚点を残してきた日本帝國主義の中國侵略行為のあと始末もつけない事実を反省することもしないで、七億五千万の中國

人民とその主権を無視した吉田書簡、それが吉田茂氏なきあとも亡霊のように佐藤内閣と自民党を引きずり回していることは、日本の悲劇であります。(拍手)死せる吉田が佐藤政府を引きずり回しているこの吉田書簡の舞台装置と演出が北澤直吉君であるとするれば、その政治家としての功罪はおのずから明らかであります。北澤直吉君の外交姿勢は、アジアの平和と諸國間の友好を願う國民にとつて、許すことのできない反民族的外交路線をたどつていくといわなければなりません。

北澤君は、はたして本院における外務委員長としての今日における資格要件である戦後のアジア、日本と中國との新しい感覺を持つてゐるのかどうか、まことに疑わしい。外交問題の權威である穂積君は、率直にこれをどのように考えておるか、お聞かせ願ひたいところであります。

以上、私は、提案者穂積君に対して若干の質問をいたしました。これで終わります。(拍手)

〔穂積七郎君登壇〕

○穂積七郎君 現在のおが國の民主政治が多数横暴のために非常な危機に直面しておるといふ石野君の御意見、御認識に対しては、私も全く同感であります。私は、民主政治のまづ基礎は、その基礎としての選挙が公平にして清潔に行なわれることから出発しなければならぬと思ひます。その点について今日の實情を見ますならば、まことに心寒きものを感ずるのであります。

さらに、公正にして清潔に選ばれた議院内におきましては、多数の意見必ずしも真ならず、少数の意見必ずしも誤りでないという論理の原則に立つて、まず第一に、少数意見が最も尊重されることが、議會政治の基礎であると思ひます。言論の府におきまして、少数意見が時に多数の抑圧によつて時間の制限を受けたり、あるいは言論の自由が抑圧されるようなことは、全く私は民主政治を汚すものであると感じます。

なほ、御提案の國會の解散の時期についての適否の御質問であります。私も全く同感でございます。

人民とその主権を無視した吉田書簡、それが吉田茂氏なきあとも亡霊のように佐藤内閣と自民党を引きずり回していることは、日本の悲劇であります。(拍手)死せる吉田が佐藤政府を引きずり回しているこの吉田書簡の舞台装置と演出が北澤直吉君であるとするれば、その政治家としての功罪はおのずから明らかであります。北澤直吉君の外交姿勢は、アジアの平和と諸國間の友好を願う國民にとつて、許すことのできない反民族的外交路線をたどつていくといわなければなりません。

北澤君は、はたして本院における外務委員長としての今日における資格要件である戦後のアジア、日本と中國との新しい感覺を持つてゐるのかどうか、まことに疑わしい。外交問題の權威である穂積君は、率直にこれをどのように考えておるか、お聞かせ願ひたいところであります。

以上、私は、提案者穂積君に対して若干の質問をいたしました。これで終わります。(拍手)

〔穂積七郎君登壇〕

○穂積七郎君 現在のおが國の民主政治が多数横暴のために非常な危機に直面しておるといふ石野君の御意見、御認識に対しては、私も全く同感であります。私は、民主政治のまづ基礎は、その基礎としての選挙が公平にして清潔に行なわれることから出発しなければならぬと思ひます。その点について今日の實情を見ますならば、まことに心寒きものを感ずるのであります。

さらに、公正にして清潔に選ばれた議院内におきましては、多数の意見必ずしも真ならず、少数の意見必ずしも誤りでないという論理の原則に立つて、まず第一に、少数意見が最も尊重されることが、議會政治の基礎であると思ひます。言論の府におきまして、少数意見が時に多数の抑圧によつて時間の制限を受けたり、あるいは言論の自由が抑圧されるようなことは、全く私は民主政治を汚すものであると感じます。

なほ、御提案の國會の解散の時期についての適否の御質問であります。私も全く同感でございます。

実は、いささか私事にわたりますが、終戦直後の新憲法を審議する国会におきまして、私も憲法審議の一員として参加をいたしました。そのときに、現在におけるわが國の腐敗した選挙、これを基礎とした國會の多数派にのみ一切の政策立案の主導権があるといふことは、非常に國民大衆、有権者の政治的要求と乖離をいたします。そこで、今日のフランスにおいてすら認められておるように、たとえば安保でありますとか、たとえば日韓条約でありますとか、あるいは防衛法、あるいは大学立法等々の國家百年の基本政策に関するものにつきましては、國民の直接投票制度を開くべきではないかといふことを私は強く主張いたしましたのであります。遺憾ながら、これは制度として確立を見ませんでした。そうであるならば、國民の意思に従つて、國民の求むるところに従つて、國民の示します重要な中心の安保問題、あるいは物価問題、あるいは沖繩問題、これらを中心とした総選挙は、民意を暢達する秘訣であると私は確信をいたします。これをもつてお答えをいたします。

フアシズムについての認識であります。フアシズムの進行にあたりましては、まずマスコミに対する権力支配、次に教育、宗教に対する権力支配、これはすでにわが國において進行しつつあります。今度の國會におきましても、御承知のとおり靖國神社法が計画され、さらに大学法が計画されて、教育と宗教に対する國家権力の支配を強めようとしておる。さらに言論、団結権あるいは結社の自由、あるいは団体交渉権、こゝろからいへば、本能的な人民の権利が次第に制限かつ抑圧されておる。さらに統いて、國家権力機構の中における警察と軍隊の力が増強されつつある。さらに統いて最後は、民主國會に対する権力の抑圧であります。こゝろからいへば、フアシズムの民主主義に対する進行というものが発展をしますのであります。そういう点から見ますならば、わが國における現

状というものは、佐藤内閣の軍国主義思想によりまして、ファシズム体制がすでに進行しつつある危機をわれわれは感ぜざるを得ないのでございませう。(拍手)

さらに、円満に行なわれておりましたわが外務委員会におきまして、突如として北澤委員長が強行採決をいたしましたその政治的背景というものは、まず第一に、政府・自民党の国会支配の実績をつくりたいということ。すなわち、北澤委員長は、与党並びに政府の命令に対して忠誠を尽くすのが、その第一の背景であつたと思ひます。第二は、安保体制を強化、長期化する政策の中において、アメリカをたすねます愛知外務大臣に対するミクロネシア協定のみやげとしての意識が政治的にあつたことは、私は見のがすことはできないと思ひます。これが今度の強行採決の動機であり、政治的背景であると私は判断をいたしております。

軍国主義に対するお話であります、これはすでに先ほど申しましたように、外務省を中心とするわが国の外務官僚の思想、あるいは自民党の中におけるタカ派の諸君の思想は、アジア、東南アジアに対する膨張主義の思想が根底に横たわつております。安保条約を強化し、軍備を拡張し、その拡張した軍隊をもって極東アジアの安全保障に対して積極的な働きかけをしようとしておるわが国の政治体制は、まさに軍国主義段階から従属的な帝国主義の段階に入りつつあると私は分析をし、認識すべきではないかと考えております。(拍手)

最後に、吉田書簡に関する問題であります。同じ独自の代弁である自民党政府の中におきまして、旧吉田グループは、経済合理主義ののっとりまして、中国に対する延べ払い協定をどんどんとこれを認め、進める態度をとりました。これに対して、台湾政府並びにこれにつながる自民党内の台湾ロビーの諸君のクーデターがすなわち吉田書簡でありませう。吉田書簡は、単なる前総理吉田個人の手紙にすぎません。ところが、これによつ

て佐藤内閣を縛りつけ、政治的に動きのとれない手かせ足かせとしたのでありまして、これに藉口し、これに便乗した佐藤首相並びに北澤外務委員長は、明らかに日中の離間を策し、中国の封じ込め政策に加担をし、日中貿易を破壊し、そうして二つの中国と、中国との国交回復を妨害するといふ中国敵視政策の路線を示しているものと思ひます。

私は、戦後のわが国の外交の最初にして最大の問題は、日中の国交回復にあると考えます。しかも、情勢は、ベトナムの後におけるわが国の外交の現実におきまして、すでにヨーロッパの諸国が示しておりますように、中国との貿易の打開、友好の拡大、国交の回復は、すでに理想の問題ではなくて、わが国の外交の具体的な日程にのぼるべき問題であると考えます。その観点から見ますならば、吉田書簡を画して中国を敵視し、日中破壊を策しておるこの外交思想というものは、今後のわが国の外交にならざるべきものでありまして、はなはだしく、かつ決定的な不適格者であると私は確信する次第でございます。

以上をもちましてお答えをいたします。(拍手)

議長(石井光次郎君) 橋崎弥之助君。

〔橋崎弥之助君登壇〕

○橋崎弥之助君 私、日本社会党を代表いたしまして、ただいま提案されました衆議院外務委員長北澤直吉君解任決議案の趣旨説明に対し、問題の本質を明らかにするために、柄ではありませんが、いささか格調を高めて、若干の質問を行なつてみたいと思ひます。(拍手)

ただいま提案されております外務委員長解任決議案を含めまして、最近、無神経なまでに乱発されたおとまります一連の強行採決、そして、この本会議における野党発言の時間制限、あるいは野党の答弁要求を総理が拒否をする、しかも、それは与党の幹事長の指示によつて行なつたというのでありますから、何ともはや、おそれ入った話であります。これら一連の最近の政府・自民党のふ

るまいは、まさに議会民主主義の存立にかかわる問題でありますので、私は、この議会民主主義に焦点を合わせまして、私の考えを明らかにしながら、まず、この点から質問に入つてまいりたいと思ひます。

自民党は、何か事が起こりますと、きまつて多数決、多数決と言ふのであります。今日、民主政治の基本原則として多数決の原理が採用されていくことは、すでに御案内のとおりであります。しかし、多数決の原理が民主政治の基本原則たるためには、幾つかのきびしい不可欠の前提条件があるのであります。(拍手)

まず第一に明らかにしなければならないことは、少数者はなぜ多数者の意見に従わなければならないのかという問題であります。多数者の意見が正しいから少数者はそれに従ふことになるのでありませうか。少数者は、良心的には多数者の意見が正しいと信ずる場合においても、なお多数者の意見に従ふべきものとしまして、少数者はそれに従わねばならないのでありませうか。そんなばかな話はないのであります。(発言する者あり)この辺がデリケートなところだから、よく聞きなさい。(発言する者多し)議長、静粛にさしてくだされば、なぜならば、良心的に正しいと思へないものを無理やりに正しいと信じなさいと言つてみたつて、そんな不道德を強要されるいわれはないのであります。少数者が多数者の意見に従ふというものは、決して多数者の意見が正しいからではありませう。多数者の意見そのものが正しいから従ふのではなくて、多数者の意見に従ふという方法、そのルールが正しいとして従ふのであります。だから、たとえ少数で敗れても、少数者は、自分たちの意見の正しさを決して放棄する必要はないのであります。いつかはその少数の意見が多数の意見になるように、やがては少数者の意見が多数になるように、あらゆる合法的な手段を通じて、粘り強く説得、PR活動を展開していくのでありませう。(拍手)この辺のところはまことに

デリケートな問題でありますから、頭の単純な方にはおわかりにくいかもしれません。(拍手)しかし、たいへん大事な問題なのであります。

次に、多数決の原理によつて大事なことは、その多数が正しい経過を経て形成されたものであるという点であります。もしも、この多数というものが、正しい経過を経ずして、供託とか買収とか、あるいは利益の誘導とか、そういったものを通じて形成された多数というものは、いわゆる多数決原理が適用される多数ではないのであります。現在の自民党の多数というものは、この点におきまして大いに敗壞的な要素を含んでおるのであります。(拍手)

また、選挙のときだけ調子のいいことを言つて有権者をだまして、あとは知らぬ顔というこの多数もまた問題があるのであります。

昨日、私は中央選挙管理委員会に行きまして、そして問題の外務委員長北澤直吉君の四十二年一月選挙の公報をとつて見てまいりました。四十二年一月選挙といへば、政府・自民党の一連の黒い霧による解散、総選挙であつたことは、記憶に新しいところでありませう。北澤直吉君は、公報の大部分をさいて、政界の肅正、議会民主主義の擁護を叫ばれておるのであります。せつかくの機会でもありますから、その一部を読み上げてみたいと思ひます。(拍手)この公報の中で、「私の公約」というところに、こういふことがあります。

1、政界の肅正と議会民主政治の擁護
政界を肅正近代化し、政治に対する国民の信頼を回復し、以て議会民主政治を擁護することの必要が今日痛感せられることにはないと思ひます。嘗て大正年代に一応政党政治が日本の風土に定着したかに見えた時代もあつたが、やがて政界の腐敗の為国民の政治に対する信頼が著しく失墜し、遂に軍部の政治支配、大東亜戦争突入、敗戦、無条件降伏と発展して行つたこと

昭和四十四年五月三十日 衆議院會議録第四十二号 外務委員長北澤直吉君解任決議案

は、吾々国民の記憶に新たなところであります。

私は約四年前福田現自民党幹事長其他の同志と共に自民党の現状を憂慮し自民党の近代化を目標とする党刷新運動を推進したのであります。が、当時の池田総裁始め党首脳部の容る所とならず遂に今日の事態を招くに至つたことは誠に残念であります。

ここにいわれております「今日の事態」というのは、まさに黒い霧におおわれた自民党の実情をいわれておるのであります。ざつと以上のような公約をされたのであります。

しかし、いま残念ながら、北澤直吉君は、このように本院におきまして議会民主主義の破壊者として弾劾をされ、委員長解任のお経読みがなされて、まさにその引導が渡されようとしているのであります。また、政界刷新の公約のほうでありますけれども、いまだに政治資金規正法が佐藤総理によつて握りつぶされていることは、先ほどのお話のとおりであります。こういう事実に対して、政界刷新を標榜された北澤直吉君は、いまや、これに對して政治家の政治生命をかけて、その肅正のために奮闘なさつたというふうな話を、真摯にして私はまだかつて聞いたことがないのであります。

(拍手)政治家がうそを言つちやいけません。選挙のときだけ調子のいいことを公約に書いて、だまして有権者の票を獲得しちやいけません。そういううそをこまかしによつて形成された多数というものが、また多数決原理に適合する多数ではないのであります。(拍手)

さらに、最後に決定的なことがあるのであります。現在の国会における政府・自民党の多数というものは、あなた方の多数というものは、現行選挙法のテクニクによつてつくられた形式的な多数であるという事実であります。先ほども公明党の大橋君が指摘をしたのでありますけれども、最近の衆議院、参議院選挙にあらわれた得票数によつて、その事実は簡単に立証されるわけであり

ます。四十二年一月二十九日施行の第三十一回総選挙における自民党の総得票数は二千二百六十三万九千七百七十二票、パーセンテージで四九・九〇であつて、これまた過半数を割つておるのであります。さらに、昨年七月七日施行の参議院選挙におきましては、自民党は全国区において二千二百八十八票、パーセンテージで四六・七〇でありました。そして、地方区におきましては千九百四十万五千五百四十五票、パーセンテージではさらに低下して四四・九〇と、いずれを見ましても、得票数は国民の過半数をあなた方は割つておるのであります。ところが、それなのに、議席数だけは過半数を占められておるのであります。どうしてこういうことになつたのであります。これはいわゆる……

議長(石井光次郎君) 榎崎君、時間ですから、結論を急いでください。

榎崎弥之助君(続) 現行選挙制度のテクニクによつてこの状態がもたらされたのであります。したがつて、政府・自民党は、この事実をもう少し謙虚に直視されまして、反省される必要があるかと私は思ふのです。(拍手)つまり、国会の中では、あなた方は比較多数をとつておられるけれども、国民の場においては、あなた方は国民の少数者であります。したがつて、野党全部が反対をするような法案については、自民党ももう少し謙虚に野党の意見に耳をかしげる。修正すべきものがあつたらする。予算案のごときはどうか。一銭一厘もあなた方は修正しようとしないうちやありませんか。私は、こういう自民党が謙虚さを取り戻されるのが、まず主権在民の憲法が差し示す真の民主主義の姿ではなからうかと思ふのであります。(拍手)

議長(石井光次郎君) 榎崎君、今日政府・自民党のやり方は、虚偽と幻想に満ちた多数というものを足がかりにして、民主主義のルールである多数決という手段をもつて、民主主義そのものをあなた方は殺さんとしておるのであります。(発言する者多く、拍手)

昨日、佐藤総理は……

議長(石井光次郎君) 榎崎君、制限時間が過ぎましたから、発言を終わってください。

榎崎弥之助君(続) 政府提出法案は、すべて国民のためだから絶対に通せと言つたことがどうして悪いんだと、昨日佐藤総理は開き直られたのであります。また、先ほど、行政府の責任者である総理大臣が、立法院の運営について野党を誹謗するなというところは、言語道断の筋違いの発言であります。(拍手)本院は、あなた方自民党の代議士会ではないのであります。あのような発言は代議士会でおつしやうたらいい。全くこれは、この姿といふものは、私は今日の議会制度の真の危機を示しておると思ふのであります。

議長(石井光次郎君) 榎崎君、制限時間が参りましたから、発言の中止を命じます。

議長(石井光次郎君) 榎崎君、発言の中止を命じます。

議長(石井光次郎君) 榎崎君、発言の中止を命じます。

議長(石井光次郎君) 榎崎君、発言の中止を命じます。

議長(石井光次郎君) 榎崎君、発言の中止を命じます。

議長(石井光次郎君) 榎崎君、発言の中止を命じます。

議長(石井光次郎君) 榎崎君、発言の中止を命じます。

議長(石井光次郎君) 榎崎君、発言の中止を命じます。

も全く同感の意をもつて御答弁をさせていただきます。(拍手)

先ほど私が、民主政治の基礎として申し上げたのは、二点だけ申し上げました。まず第一は、公正にして自由なる選挙が行なわれることでございます。そして、それによつて、国民の意思をそのままプロジェクトした、投影をした議院が形成されることが、民主政治の構造の基礎でなければならぬと思ひます。そして、選ばれた議会といふものにおいては、先ほど申し上げましたように、多数の意見が必ずしも真理ではない、少数の意見が必ずしも誤りではない。したがつて、まず、少数の批判の意見を十分に暢達することが、議会民主政治の要諦であると私は考えます。その少数意見が指摘いたしました多数政の執行の事実の中から、それをいずれが正しいか、いずれが誤つてゐるかを、有権者、国民大衆自身が、自分の生活の現実に即して、これを点検することでございます。したがつて、民主政治の要諦は、まさに大衆に影響し、大衆の中においてのみその正否が立証されるべきものでございましょう。これを放棄し、これを抑圧いたしますならば、民主政治の基礎は、民主政治にしてすでに破壊されておる民主政治でありますから、民主政治の偽装をいたしましたフアンシヨ、多数横暴の政治といわなければならぬでございましょう。

議長(石井光次郎君) 榎崎君、発言の中止を命じます。

議長(石井光次郎君) 榎崎君、発言の中止を命じます。

議長(石井光次郎君) 榎崎君、発言の中止を命じます。

議長(石井光次郎君) 榎崎君、発言の中止を命じます。

議長(石井光次郎君) 榎崎君、発言の中止を命じます。

議長(石井光次郎君) 榎崎君、発言の中止を命じます。

議長(石井光次郎君) 榎崎君、発言の中止を命じます。

議長(石井光次郎君) 榎崎君、発言の中止を命じます。

野党の意見の暢達が抑圧されてきておる。時間の制限が行なわれる。質問の通告をいたしました者が、多数決によつてこれが排除される。このよう

なことは、民主政治をまさに抑圧し、民主政治を破壊し、民主政治の敵であるといわなければなら

ない。私は考えるのでございます。(拍手) そうして、この今日の議会政治における多数派の何らの反省のない多数横暴、多数の権力主義、これは、

国会内におきましては多数決をもつてこれを抑圧することができると考えるのでありましようが、い

かに多数決をもつて国会の中における抑圧を行なひましても、言論の自由と大衆の支持するところ

によりまして、大衆の力によつてこの多数の横暴は次の時期には根本から批判をされ、くつがえさ

れるのでありましよう。これは、すべての国における平和革命あるいは実力革命の類型は別といたし

ましても、必ず行なわれる。これが歴史の法則でござい

ます。

今日、国会内における自民党の諸君の反省することのない腐敗、墮落した選挙、買収と利益の誘導によつて多数を得た議席、その議席の官僚主義による多数の横暴、それによる言論の抑圧、これはま

さに、彼らが多数強行採決によつて唱える万歳の声は、みずからの墓穴を掘り、議会政治の葬式の声といわなければなりません。私どもは諸君の反省を求めまして、自民党の深刻な反省を求めまして、私は、国民にこのことを同時に訴へ、国民の自覚により、国民の力によつていまの自民党の多数横暴をくつがえし、真の民主政治を守らなければなら

ないし、その可能性を信ずるものでござい

ます。はなはだ不十分であります。以上をもつて、諸君に対する御答弁とさせていただきます。

(拍手)

質疑終局の動議(園田直君外二十六名提出)

○議長(石井光次郎君) 園田直君外二十六名から、質疑終局の動議が提出されました。

本動議を採決いたします。

この採決は記名投票をもつて行ないます。本動議に賛成の諸君は白票、反対の諸君は青票を持参せられんことを望みます。——閉鎖。

〔議場閉鎖〕

○議長(石井光次郎君) 氏名点呼を命じます。

〔参事氏名を点呼〕

〔各員投票〕

○議長(石井光次郎君) 投票漏れはありませんか。——投票漏れなしと認めます。投票箱閉鎖。

開閉。——開鎖。

〔議場閉鎖〕

○議長(石井光次郎君) 投票を計算いたします。

〔参事投票を計算〕

○議長(石井光次郎君) 投票の結果を事務総長より報告いたさせます。

〔事務総長報告〕

投票総数 三百三十

可とする者(白票) 百九十一

否とする者(青票) 百三十九

○議長(石井光次郎君) 右の結果、質疑は終局するに決しました。

園田直君外二十六名提出質疑終局の動議を可とする議員の氏名

安倍晋太郎君 足立 篤郎君

阿部 喜元君 相川 勝六君

青木 正久君 赤城 宗徳君

天野 光晴君 有田 喜一君

井原 岸高君 伊能繁次郎君

池田 清志君 石田 博英君

稲葉 修君 稻村左近四郎君

宇野 宗佑君 上村千一郎君

内田 常雄君 内海 英男君

江崎 真澄君 遠藤 三郎君

小川 半次君 小川 平二君

小澤 太郎君 小沢 辰男君

小淵 惠三君 大石 八治君

大竹 太郎君 大坪 保雄君

大野 明君 大野 市郎君

大平 正芳君 大村 襄治君

岡崎 英城君 岡本 茂君

加藤 常太郎君 加藤 六月君

鹿野 彦吉君 鍛冶 良作君

海部 俊樹君 桂木 鉄夫君

金子 一平君 金子 岩三君

神田 博君 亀岡 高夫君

亀山 孝一君 鴨田 宗一君

飯谷 忠男君 川崎 秀二君

川島正次郎君 川野 芳満君

菅 太郎君 菅野和太郎君

木野 晴夫君 木部 佳昭君

木村 武雄君 菊池 義郎君

北澤 直吉君 吉川 久衛君

久野 忠治君 久保田次郎君

久保田藤麿君 草野一郎平君

鯨岡 兵輔君 熊谷 義雄君

倉石 忠雄君 倉成 正君

蔵内 修治君 黒金 泰美君

小峯 柳多君 小宮山重四郎君

小山 省二君 河野 洋平君

河本 敏夫君 佐々木秀世君

佐々木義武君 佐藤 文生君

斎藤 寿夫君 坂田 道太君

坂村 吉正君 坂本三十次君

櫻内 義雄君 笹山茂太郎君

始関 伊平君 塩川正十郎君

重政 誠之君 正示啓次郎君

白濱 仁吉君 進藤 一馬君

周東 英雄君 菅波 茂君

鈴木 善幸君 砂田 重民君

砂原 格君 世耕 政隆君

瀬戸山三男君 園田 直君

田川 誠一君 田澤 吉郎君

田中伊三次君 田中 榮一君

田中 角榮君 田中 龍夫君

田中 正巳君 田村 元君

田村 良平君 高橋 英吉君

竹内 繁一君 竹下 登君

谷垣 專一君 谷川 和穂君

千葉 三郎君 塚田 徹君

塚原 俊郎君 坪川 信三君

渡海元三郎君 登坂重次郎君

徳安 實藏君 床次 徳二君

内藤 隆君 中垣 國男君

中川 一郎君 中野 四郎君

中村 梅吉君 中村 寅太君

中山 榮一君 中山 マサ君

永山 忠則君 瀬尾 弘吉君

二階堂 進君 丹羽 久章君

丹羽喬四郎君 西岡 武夫君

西村 英一君 西村 直己君

根本龍太郎君 野田 卯一君

野田 武夫君 橋本龍太郎君

橋本登三郎君 長谷川 峻君

長谷川四郎君 濱野 清吉君

八田 貞義君 原田 憲君

早川 崇君 廣瀬 正雄君

広川シズエ君 福井 勇君

福家 俊一君 福田 篤泰君

福田 起夫君 藤永 健司君

藤田 一君 藤枝 泉介君

藤井 勝志君 藤波 孝生君

藤尾 正行君 古内 広雄君

藤本 孝雄君 古屋 亨君

古川 文吉君 坊 秀男君

保利 茂君 本名 武君

細田 吉蔵君 増田甲子七君

増岡 博之君 松澤 雄蔵君

松浦周太郎君 三池 信君

松野 幸泰君 三原 朝雄君

三ツ林弥太郎君

昭和四十四年五月三十日 衆議院会議録第四十一号

外務委員長北澤直吉君解任決議案

一〇五三

水田三喜男君	水野 清君	武部 文君	只松 祐治君
村上 勇君	村上信二郎君	橋 兼次郎君	千葉 佳男君
毛利 松平君	栗山 秀君	戸叶 里子君	堂森 芳夫君
森下 國雄君	森田重次郎君	内藤 良平君	中井徳次郎君
森山 欽司君	山口シヅエ君	中澤 茂一君	中嶋 英夫君
山下 元利君	山田 久就君	中谷 鉄也君	楠崎弥之助君
山村新治郎君	吉田 重延君	成田 知巳君	西風 勲君
早稲田柳右衛門君	渡辺 栄一君	野口 忠夫君	野間千代三君
渡辺美智雄君		長谷川正三君	畑 和君
安宅 常彦君	阿部 昭吾君	華山 親義君	浜田 光人君
阿部 助哉君	赤路 友蔵君	平岡忠次郎君	平林 剛君
淡谷 悠蔵君	井岡 大治君	広沢 賢一君	広瀬 秀吉君
井上 以蔵君	井上 泉君	福岡 義登君	古川 喜一君
井上 普方君	伊賀 定盛君	帆足 計君	穂積 七郎君
石川 次夫君	石田 有全君	細谷 治嘉君	堀 昌雄君
石野 久男君	石橋 政嗣君	松前 重義君	松本 七郎君
板川 正吾君	枝村 要作君	三木 喜夫君	武藤 山治君
小川 三男君	大出 俊君	村山 喜一君	森 義視君
大柴 滋夫君	大原 亨君	森本 靖君	八百板 正君
太田 一夫君	岡田 利春君	八木 一男君	八木 昇君
岡田 春夫君	岡本 隆一君	矢尾喜三郎君	安井 吉典君
加藤 清二君	加藤 万吉君	柳田 秀一君	山内 広君
勝澤 芳雄君	勝岡田清一君	山口 鶴男君	山崎 始男君
角屋堅次郎君	金丸 徳重君	山田 睦目君	山中 吾郎君
唐橋 東君	川崎 寛治君	山花 秀雄君	山本 幸一君
川村 經義君	河上 民雄君	山本 政弘君	山本 弥之助君
河野 正君	木原 実君	米内山義一郎君	米田 東吾君
北山 愛郎君	久保 三郎君	依田 圭五君	渡辺 惣蔵君
久保田鶴松君	黒田 寿男君	渡辺 芳男君	浅井 美幸君
小林 信一君	兒玉 末男君	有島 重武君	伊藤惣助丸君
後藤 俊男君	河野 密君	石田幸四郎君	小川新一郎君
神門至馬夫君	佐々木更三君	大野 潔君	大橋 敏雄君
佐野 憲治君	佐野 進君	近江巳記夫君	岡本 富夫君
齊藤 正男君	實川 清之君	沖本 泰幸君	北側 義二君
島上善五郎君	島本 虎三君	小濱 新次君	斎藤 実君
田中 武夫君	田邊 誠君	鈴切 康雄君	田中 昭二君
多賀谷真稔君	高田 富之君	中野 明君	樋上 新一君
		広沢 直樹君	正木 良明君

松本 忠助君 山田 太郎君
渡部 一郎君 田代 文久君
谷口善太郎君 林 百郎君
松本 善明君

○議長(石井光次郎君) 討論の通告があります。
順次これを許します。青木正久君。

〔青木正久君登壇〕

○青木正久君 私は、ただいま議題となりました北澤外務委員長解任決議案に対し、自由民主党を代表し、反対の討論を行なわんとするものであります。(拍手)

ただいま社会、公明両党の共同提案になる北澤外務委員長解任決議案提出の趣旨弁明が述べられたのでありますが、その理由があまりにも偏見と狭量とまた邪推とに出発しておりますことに驚かざるを得ないのであります。

そもそも外務委員会の構成は、洗練された一人の淑女と尊敬すべき何人かの紳士によってなされております。それだけに、従来ルールを守って和気あいあいの中に審議を進めてまいりました。まさに、超党派の雰囲気だったといつて決して過言ではございません。この点は、先ほど懇談議員が御指摘になったとおりでございます。にもかかわらず、一昨二十八日、社会、公明両党は態度を一変し、定例日にもかかわらず、開会に応じなかつたのでございます。ただいま弁明のございました北澤委員長解任決議の理由は、一昨日の外務委員会におけるアメリカ合衆国との間の太平洋諸島信託統治地域に関する協定の採決の方法について、あのようなやり方を行なつた委員長は信任できないから解任すべきであるとの主張であります。しかしながら、この協定につきましては、社会、民社、公明の野党各党は、いずれもかねてより好意的でございまして、先週、五月二十一日の理事会におきまして、質疑を終了し、採決を行なう方向であったことは、先ほど提案者が発言されたこと

おりでございます。

このような事前の了解がございましたので、一昨日も理事会を開き、この席で北澤委員長は、与野党各理事の主張、発言を整理し、委員会の開会に應ずるよう要望したのであります。社会、公明両党理事の聞きいれるところとはなりませんでしたが、そこで、一たん休憩し、各理事ともそれぞれ党に持ち帰りまして、事態の打開策を練り、午後あらためて理事会を再開したのであります。その席上におきまして、なお社会、公明両党は委員会の開会に応じませんでした。北澤委員長は、定例日でもありましたので、やむを得ず、成規の手続に従つて開会し、採決を行なつたのであります。この間、何らの手落ちもなく、一昨日の採決は有効に成立しているものでございます。

次に、ただいまの応答を聞いておりますと、北澤委員長個人に対する誹謗が幾つか聞かれました。国会内における発言に対し議員はその責任を問われることはいないといえ、このような議員個人に対する非難は、私たちの断じて許すことのできないところでございます。(拍手)

さらに、この協定の内容につきましては、すでに御承知のように、太平洋戦争中に旧南洋委任統治領に住む住民に与えた戦争損害に対し、気の毒な住民に人道的同情の念を表明するとともに、日米両国がそれぞれ十八億円相当額を自発的に拠出するという趣旨のものであります。したがって、この協定を早期に超党派で承認いたしますことは、日本の、また日本国民の道義的責任とさえ思える次第でございます。(拍手)このようなヒューマニズム協定を審議する委員会の開会にさへ、社会、公明両党の同調が得られませんでした。これは、私たちの深く遺憾とするところであります。

(拍手)

北澤委員長は、そのすぐれた手腕と卓越した識見をもって委員会を円満に運営してまいりました。外務委員会が大部分の審議時間が野党に与えられてきたことは、速記録が証明しております。

この点では、北澤委員長は、むしろ少数党の味方である感さえていたわけでございます。一昨日も委員会を開こうとしたわけです。開会を拒否し、意見を聞かないというのなら、多数党の横暴でしょう。だが事実は、まさに全く逆でございます。〔拍手〕この意味で、委員会開会の否定は、私はデモクラシーの否定に通ずると思えます。その上、いかに自党の都合とはいえず、審議に入ろうとした北澤委員長を解任しようというのは、道理が通らず、残念のきわみで、私は本決議案に絶対反対するものであります。

きょうもまた深夜国会になったこの国会議事堂の周辺は、最近様相が一変しております。道路は整備され、地下鉄は走り、建物もりっぱになりました。これに反し、国会内部はいかがでございますか。旧態依然たる前時代的空氣が漂っております。時には、慣習、前例という美名のもとに、陋習も横行しております。いまや時代は進み、アポロ十号が月を回って帰ってきたばかりでございます。国会運営も進歩がなければなりません。発言時間さえ守れぬ人に、どうして民主主義を説くことができるでしょうか。〔拍手〕議長の方のことが聞けぬ人に、議会制民主主義を論ずる資格はございません。〔拍手〕国会の審議は、まず、こうした点から改善していくべきだとおたく信じます。

〔拍手〕私は、冷静に思います。私たちは、自民党議員であり、あるいは社会党議員であり、民社党議員あるいは公明党、共産党の議員であります。しかし、同時に、あるいはそれ以前に、ひとしく日本の国会議員であるべきだと私は確信いたします。〔拍手〕この際、与野党の違いはあっても、また、賛否の差異はあっても、お互いに日本の国会議員としてなすべきことは何か。それは、まず法案の審議に進んで積極的に参加することでございます。〔拍手〕これこそ、国民の負託にこたえる第一歩であると信じます。

この意味におきまして、審議を進めた北澤委員長を解任せんとする本決議案に対し強く反対し、私の討論を終わりたいと思ひます。〔拍手〕

○議長(石井光次郎君) 大柴滋夫君。
〔議長退席、副議長着席〕

○大柴滋夫君 私は、日本社会党を代表いたします。ただいま提案されております外務委員長北澤直吉君の解任決議案に対し、賛成の討論をいたすものであります。〔相手〕

政府・自民党は、この国会において国鉄運賃値上げ法案をはじめ、総定員法案、地方公務員定年制法案、それに国会史上全く例を見ない七十二日間という大幅な会期延長を一方的に強行するなど、暴挙に次ぐ暴挙を繰り返してきたのがこの国会の特徴であります。このために国民は、一体議会は何かをしているのか、疑惑と憤激をもつてこの議会政治にたいへん不信を持っているわけでありま。このことは、全く自民党の責任だと思ひのであります。

しかも、これらの暴挙による措置が、国民には、何のために七十二日間も延長したか、こういうことが十分わからないときに、またまた一昨日、外務委員会とか建設委員会とか通信委員会において、自民党の単独による強行採決が行なわれたと称しているのは、たび重なる政府・自民党の国民を無視した暴挙でありまして、国民は佐藤内閣と自民党に対して、不信はもとより、政治とか議会制民主主義そのものに對して、たいへんいぶかしげな目をもつて見ているわけでありま。これは、自民党の諸君と佐藤内閣の手によって汚された国会の自衛行為にひとしいものでありまして、その責任の一端はちろねわれわれにあるとしても、より以上に決定的なものは、自民党と佐藤内閣にあるといわなければならないのであります。〔拍手〕

そもそも、この、たび重なる暴挙に次ぐ暴挙の裏には何かがあるか。防衛二法案をはじめ、健保特別法の再延長案、大学紛争処理法案などの反動立法を成立させるための一貫した反動的な政治的意図がありまして、これは民主主義破壊の計画によつてもたらされていると言つて差しつかえないだらうと思ひのであります。

佐藤内閣と自民党は、会期延長の理由を、野党の審議引き延ばしによつて重要法案が残っているからと言つておられますけれども、これは全く理由にならぬだらうと思ひのであります。そもそも、国会というものは、初めから、通常国会は百五十日と定められておまして、会期の範囲内でやり得る通りに配慮するのが自民党の国会運営の責任であるといふことは、だれでもわかることである。百五十日間でこの法案は通す、あるいは、次の臨時国会なり、次の国会に回す、今後はそういう習慣をつけてほしいのであります。政府及び自民党が会期延長の理由にあげている防衛二法、健保特別法、大学特別措置法案は、わが国の将来、国民の生活に重要な関係を持っている法律といわなければなりませんけれども、これらの法案は、いずれにしても、国会において十分慎重審議を尽くして、その問題点を究明するのが、国民に對するわれわれの責任であるといわなければならないと思ひます。

しかるに政府・自民党は、野党に審議引き延ばしの責任があるかのように言つていますが、十分な審議もせず問答無用で一方的に審議を打ち切り、強行採決の暴挙に訴えるのでは、野党であるわれわれが審議に協力しようとしても、事実上できないではありませんか。多数党であれば何でもできるという国会、しかもこうした国会に對して、新聞に伝えられているように、自民党の諸君が勝つた勝つたと言つて喜んでゐる。こういうことがなことは、選挙民というものはたいへん、政治に對して、自民党そのものに對して、不信感を抱くだらうと思ひのであります。

いま日本の各大学で起きている紛争はいろいろの理由がありましようけれども、その多くの理由の中には、こうした議会制民主主義の空洞化に対する反発と抗議があるだらうと思ひのであります。大学紛争処理法案を是が非でも成立させようとする政府・自民党が、みずから大学紛争を拡大させているといふことは、たいへんな皮肉といわなければならないだらうと思ひのであります。〔拍手〕

佐藤首相は、口を開けば、わが国の今日の繁栄は日米安保条約によつて日本の平和と安全が保たれてきたからだと言いますが、現にベトナム戦争のために、本土や沖縄の米軍基地が一〇〇％利用されているのを見れば、日米安保条約は日本の平和と安全を守るための条約ではなくて、米国の中国封じ込めのためのアジア戦略、ベトナムや北朝鮮になぐり込みをかけるための反共軍事同盟であることは明らかであります。

しかも政府・自民党は、日本国民全体が熱望している沖縄の即時無条件返還を無視し、三十一日には、愛知外相が佐藤首相訪米の露払いで対米交渉を始めるために出発しますけれども、その基本姿勢は、米軍基地は本土並みということばに隠れて、日米安保体制の強化にはかならないのであります。いま沖縄の人々は、ベトナム戦争、朝鮮半島の軍事緊張によつて、いつ戦争に巻き込まれるか、たいへん不安な生活を送つています。それはB52が墜落したり、幾度も幾度も原子力潜水艦が寄港する、そういう理由に基づくものであります。政府・自民党の言う安保条約論、日本の防衛費負担が国民総生産の二％以下に抑えられているのは、日米安保条約があったからではあります。アメリカや歴代自民党政府は、国民総生産の二％ないし六％にふやさず、いままで再三再四にわたつて主張してきていますが、その主張を押えてきたのは、わが党を先頭に、日本国憲法を守り、日米安保条約に反対し、平和を求める多くの国民が、自民党政府の軍国的政策に抵抗してきたからであります。〔拍手〕政府・自民党は、日本国民の熱望している沖縄即時無条件返還の現状を

昭和四十四年五月三十日 衆議院會議録第四十一号 外務委員長北澤直吉君解任決議案

どういふように理解しているか。対米追従外交を直ちに改めて、沖縄の即時無条件返還を要求すべきであります。

いま問題になっている北澤直吉君は、かつて、なくなった吉田総理の側近の一人として自他ともに認め、この吉田反動政策の忠実なる推進役としてきた一人であります。また、たいへんいやなことではあります。台湾ロビーとして活躍した人でもあり、いま日中貿易、日中国交回復のガンとなつてゐる吉田書簡実現の立て役者でもあつたといわれている人でもあります。こうした北澤君の一貫したアメリカ追従姿勢は、今回のミクロネシア協定の強行となつてあらわれているわけであり、この北澤君の態度こそ、国会の権威をみづからの手で失墜せしめている行為といわなければならぬと思ひます。このことは、北澤君個人が意識するといふにかかわらず、わが国の議会制民主主義に挑戦している重大な犯罪の行為であり、国会の役員たる常任委員長として許すことのできない行為であります。

したがつて、私は、穂積七郎君の提案になる解任決議案に賛成すると同時に、議員各位もこれに全面的に御賛同をされ、崩壊せんとするわが国の議会制民主主義を守られんことをお願いいたします。私の討論を終わる次第であります。(拍手)

○副議長(小平久雄君) 近江日記夫君。

○近江日記夫君 私は、公明党を代表いたしまして、ただいま提案されております外務委員長北澤直吉君の解任決議案に対して、賛成の意を表するものであります。(拍手)

申すまでもなく、外務委員会は、わが国の国際社会における外交方針を審議し、いわばわが国将来の平和と安全に深く関係のある法案や条約を審議する重要な委員会であることは、いまさら申し上げるまでもないと思ひます。しかも、本年は、日本国民の戦後最大の悲願である沖縄返還交渉と、それに伴う外交スケジュールが多く予定され

ており、ますますその重要性と国民の期待の高まつてゐるの外務委員会であります。したがつて、十分な審議を尽くしても、尽くし過ぎるということのない委員会でありました。したがつて、その委員長である北澤直吉君の責務は、きわめて重大なのは当然であります。

私は、常日ごろより、外務委員長北澤直吉君を先輩として、その円満なる人格と練達の手腕を非常に尊敬しておりました。にもかかわらず、本日ここに北澤直吉君の解任決議案に対して賛成の討論をいたすということは、私の本意ではなく、全く悲しいことでもあります。北澤委員長は、議会制民主主義を数の暴力で踏みにじる自由民主党の中にあつて、珍しい良心の人であるといふところから思つておりました。したがつて、解任決議案が出されたときも、心中少なからず抵抗を感じたのであります。できるならば、党派を越えて、救ふところがあれば救つてあげたいと、綿密に事の真相を再調査いたしました。がしかし、残念ながら、弁護の余地のないことが明らかにするにつれて、日ごろ同君を信頼してきただけに、その裏切られたくやしさと、悲しさは、ことばで表現できないうくらいであります。北澤直吉君は、良心にとがめられながら、自民党の横暴について屈したのであります。

去る二十二日の議院運営委員会における会期延長の強行採決以来、わが公明党は、この怒れる心を押えて押えて、自民党の猛反省を求めて、国会法に基づき正しい議事運営に努力を重ねてまいりました。このように隠忍自重して、ただひたすら自民党の反省を心から期待しておつたのであります。ところが、われわれのこの誠意を裏切つて、自民党は強行採決、強行採決と、連続の暴挙をもつて迫つてきたのであります。

御承知のとおり、今国会における外務委員会付託法案及び条約は、全部で十八件であります。五月の二十三日現在、すでにこのうち十件を審議、採決し、残るところは八件であります。この八

件のうち六件は、全く同一といつても差しつかえない租税条約に関するものであります。結局、二十三日現在、実質的には三件の法案が残つていたにすぎないのであるにもかかわらず、憲法並びに国会法の精神を忘れ、非常識きわまりない七十二日間という会期延長を強行した自民党が、どうして外務委員会を連日開催しなければならぬのであります。この理由を明らかにするよう、われわれは委員長に迫つたのであります。

これはもとより外務委員長北澤直吉君の答へられるところではありせん。これに窮した北澤君は、理事会を一時中断し、休憩したのであります。この話し合いがつかないまま、北澤君は、再開後直ちに委員会の開催を宣言し、強行採決の愚拳に出たのであります。しかも、この太平洋諸島信託統治地域に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求める件につきましても、わずかに社会党委員が二名賛同を行なつたにすぎず、わが党はただの一人も賛同をしておらないのであります。佐藤総理は先ほどの答弁の中で、まことに不謹慎な発言をいたしました。が、少数党の発言を封じて、しやにむに強行採決をして、国会を混乱させているのは、ほかでもない、この佐藤さんが率いる自民党ではありせんか。

特に、外交問題は国家百年の大計の上に立つて判断し、処置しなければならぬ重要問題であります。大地に耳をつける思いで、国民の声を吸収し、慎重の上にも慎重を期して、国民的合意を形成することこそ、外交の要諦であります。わが党をはじめ、多くの質問者を黙殺した姿勢こそ、全国民の最もおそれる時代逆行の姿であり、再び国家の方向を誤らせる根本原因となるのであります。このような多数による横暴や、審議を無視した強行採決等が、審議の場である国会において、一度ならず再三再四にわたつてまかり通ること

は、国民に対する裏切りであり、もはや、自民党は民主主義の破壊者であると断ぜざるを得ないのであります。(拍手)

特に、外務委員長北澤直吉君が、委員長の職権を乱用し、議会運営のルールをみずから破壊したこの事実、国民の名において断固追及されなければならぬのであります。委員長は国会役員として、常に中立公平の立場に立つて委員会を正常に進行するために全力を尽くしていく立場にあることは当然のことでもあります。少数意見をも開陳せしめて、委員会の質疑を国民の前に明らかにすべき責任を有するのであります。にもかかわらず、自民党のみに偏重して、政府・自民党の一方的な強行策のお先棒をかつぎ、議会制民主主義を破壊したことは、もはや委員長の資格をみずから放棄したものと私は断ずるものであります。国民は、こうした国会運営の実態を見て、はたして何と感ぜたのであります。国民をして深い失望と一そりの政治不信へかり立てたことは、まされない事実であると思ひます。これひとえに北澤委員長の委員会運営の無能さを立証する以外の何ものでもないと思ひます。したがつて、

沖縄返還交渉を周旋に控え、また、来年度における日米安保の再検討期を前に、慎重に検討し、かつ、十分な議論を重ねるのが外務委員会の使命であります。にもかかわらず、委員長の職責を忘れ、いたづらに政府・自民党の意を受けて党利党略にのみ心を奪われて、国民を無視した姿勢をと

り続けたことは、みずから委員長の職責を傷つけ、かつ、権威ある外務委員会の品位をそこねたものと糾弾しなければならぬと思ひます。暴走を続ける自民党のあやうい人形のような自主性なき行動と国民を忘れた冷酷な行動に対して、北澤直吉君は委員長として全く不適任であると考えるものであります。今後、かかる委員長をこのままにしておくことは、日本の将来のためにマイナスにはなつても、決してプラスになることは考えられないのであります。これが委員長解任決議案に賛成する最大の理由であります。(拍手)

沖繩返還交渉を周旋に控え、また、来年度における日米安保の再検討期を前に、慎重に検討し、かつ、十分な議論を重ねるのが外務委員会の使命であります。にもかかわらず、委員長の職責を忘れ、いたづらに政府・自民党の意を受けて党利党略にのみ心を奪われて、国民を無視した姿勢をと

り続けたことは、みずから委員長の職責を傷つけ、かつ、権威ある外務委員会の品位をそこねたものと糾弾しなければならぬと思ひます。暴走を続ける自民党のあやうい人形のような自主性なき行動と国民を忘れた冷酷な行動に対して、北澤直吉君は委員長として全く不適任であると考えるものであります。今後、かかる委員長をこのままにしておくことは、日本の将来のためにマイナスにはなつても、決してプラスになることは考えられないのであります。これが委員長解任決議案に賛成する最大の理由であります。(拍手)

沖繩返還交渉を周旋に控え、また、来年度における日米安保の再検討期を前に、慎重に検討し、かつ、十分な議論を重ねるのが外務委員会の使命であります。にもかかわらず、委員長の職責を忘れ、いたづらに政府・自民党の意を受けて党利党略にのみ心を奪われて、国民を無視した姿勢をと

り続けたことは、みずから委員長の職責を傷つけ、かつ、権威ある外務委員会の品位をそこねたものと糾弾しなければならぬと思ひます。暴走を続ける自民党のあやうい人形のような自主性なき行動と国民を忘れた冷酷な行動に対して、北澤直吉君は委員長として全く不適任であると考えるものであります。今後、かかる委員長をこのままにしておくことは、日本の将来のためにマイナスにはなつても、決してプラスになることは考えられないのであります。これが委員長解任決議案に賛成する最大の理由であります。(拍手)

沖繩返還交渉を周旋に控え、また、来年度における日米安保の再検討期を前に、慎重に検討し、かつ、十分な議論を重ねるのが外務委員会の使命であります。にもかかわらず、委員長の職責を忘れ、いたづらに政府・自民党の意を受けて党利党略にのみ心を奪われて、国民を無視した姿勢をと

本協定については、太平洋諸島信託統治地域に
対する賠償請求権問題及び日本が十八億円を拠出
する根拠など詳細に質問し、問題点を明らかにし
たかつたのであります。しかるに、何の理由も根
拠もなく、ただ議會制民主主義をじゅうりんする
自民党の走狗となつて強行してしまつた、このよ
うな暴挙は断じて許せない行為なのであります。
○副議長(小平久雄君) 近江君、時間ですから、
結論を急いでください。

○近江巳記夫君(統) したがって、北澤委員長
は、このような無謀な行為の責任をとつて、すみ
やかにみずから辞任するのが当然であると思ひの
のであります。また、北澤委員長を辞任せしめるこ
とが、病める自民党を救うただ一つの方法であ
り、良心でもありましよう。そして北澤委員長を
このような立場に追い込んだ政府・自民党もま
た、この責めを免れることは断じてできないので
あります。

○副議長(小平久雄君) 近江君、時間ですから、
結論を急いでください。

○近江巳記夫君(統) 私は、このことを声を大に
して申し上げたいのであります。

このように議會制民主主義を破壊した暴挙につ
いて、北澤委員長は国民の前にその罪状の重大な
ることを率直に認め、辞任すべきであると、私は
重ねて申し上げるものであります。

わが公明党は、民主政治の危機を救わんがため
に、ここに外務委員長北澤直吉君の反省を強く求
め、委員長解任決議案に対し賛成の意を表し、私
の賛成討論を終わります。(拍手)

討論終局の動議(園田直君外二十六名提出)

○副議長(小平久雄君) 園田直君外二十六名か
ら、討論終局の動議が提出されました。

本動議を採決いたします。

この採決は記名投票をもつて行ないます。本動
議に賛成の諸君は白票、反対の諸君は青票を持参

せられんことを望みます。——閉鎖。

○副議長(小平久雄君) 氏名点呼を命じます。

〔参事氏名を点呼〕
〔各員投票〕

○副議長(小平久雄君) 投票漏れはありません
か。——投票漏れなしと認めます。投票箱閉鎖。
開匣。——開鎖。

○副議長(小平久雄君) 投票を計算いたさせま
す。

〔参事投票を計算〕
○副議長(小平久雄君) 投票の結果を事務総長よ
り報告いたさせます。

〔事務総長報告〕
投票総数 三百四十
可とする者(白票) 百九十七
否とする者(青票) 百四十三

○副議長(小平久雄君) 右の結果、討論は終局す
るに決しました。

園田直君外二十六名提出討論終局の動議を可と
する議員の氏名

安倍晋太郎君	足立 篤郎君
阿部 喜元君	相川 勝六君
青木 正久君	赤城 宗徳君
天野 光晴君	有田 喜一君
井原 岸高君	伊藤宗一郎君
伊能繁次郎君	池田 清志君
石田 博英君	稲葉 修君
稻村左近四郎君	宇野 宗佑君
上村千一郎君	白井 莊一君
内田 常雄君	内海 英男君

江崎 真澄君	小川 半次君	佐藤 榮作君	佐藤 文生君
小川 平二君	小澤 太郎君	斎藤 寿夫君	坂田 道太君
小沢 辰男君	小淵 恵三君	坂村 吉正君	坂本三十次君
大石 八治君	大久保武雄君	櫻内 義雄君	笹山茂太郎君
大竹 太郎君	大坪 保雄君	始関 伊平君	塩川正十郎君
大野 明君	大野 市郎君	塩谷 一夫君	重政 誠之君
大平 正芳君	大村 襄治君	澁谷 直藏君	正示啓次郎君
岡崎 英城君	岡本 茂君	白濱 仁吉君	進藤 一馬君
加藤常太郎君	加藤 六月君	周東 英雄君	菅波 茂君
鹿野 彦吉君	鍛冶 良作君	鈴木 善幸君	砂田 重民君
海部 俊樹君	桂木 鉄夫君	砂原 格君	世耕 政隆君
金丸 信君	金子 一平君	瀬戸山三男君	園田 直君
金子 岩三君	神田 博君	田川 誠一君	田澤 吉郎君
亀岡 高夫君	龜山 孝一君	田中 榮一君	田中 角榮君
陽田 宗一君	飯谷 忠男君	田中 龍夫君	田中 正巳君
川島正次郎君	川野 芳満君	川野 晴夫君	田村 良平君
菅野和太郎君	木野 晴夫君	菊池 義郎君	竹内 黎一君
木部 佳昭君	久保田藤磨君	吉川 久衛君	谷垣 專一君
北澤 直吉君	久保田田次君	草野 一郎平君	塚田 徹君
久野 忠治君	倉石 忠雄君	倉成 正君	坪川 信三君
鯨岡 兵輔君	熊谷 義雄君	黒金 泰美君	登坂重次郎君
倉内 修治君	小坂善太郎君	小峯 柳多君	床次 徳二君
小宮山重四郎君	小宮 省二君	河本 敏夫君	中垣 國男君
河野 洋平君	河本 敏夫君	二階堂 進君	中曾根康弘君
佐々木秀世君	佐々木義武君		中村 梅吉君
			中山 榮一君
			灘尾 弘吉君
			丹羽 久章君

昭和四十四年五月三十日 衆議院會議録第四十一号 外務委員長北澤直吉君解任決議案

丹羽喬四郎君	西岡 武夫君	森山 欽司君	山口シヅエ君	河野 密君	神門至馬夫君	矢尾喜三郎君	安井 吉典君
西村 英一君	西村 直己君	山下 元利君	山田 久就君	佐々栄三郎君	佐々木更三君	柳田 秀一君	山内 広君
根本龍太郎君	野田 卯一君	山村新治郎君	吉田 重延君	佐野 憲治君	佐野 進君	山口 鶴男君	山崎 始男君
野田 武夫君	葉梨 信行君	早稲田柳右門君	渡辺 栄一君	齊藤 正男君	實川 清之君	山田 耻目君	山中 吾郎君
橋本登美三郎君	橋本龍太郎君	渡辺美智雄君		島上善五郎君	島本 虎三君	山花 秀雄君	山本 幸一君
長谷川四郎君	長谷川 峻君	安宅 常彦君	阿部 昭吾君	下平 正一君	田中 武夫君	山本 政弘君	山本弥之助君
八田 貞義君	濱野 清吾君	阿部 助哉君	赤路 友藏君	田邊 誠君	多賀谷貞稔君	米内山義一郎君	米田 東吾君
早川 崇君	原田 憲君	淡谷 悠藏君	井岡 大治君	高田 富之君	武部 文君	依田 圭五君	渡辺 惣蔵君
広川シズエ君	廣瀬 正雄君	井手 以誠君	井上 泉君	只松 祐治君	橋 兼次郎君	渡辺 芳男君	浅井 美幸君
福家 俊一君	福井 勇君	井上 普方君	伊賀 定盛君	千葉 佳男君	戸叶 里子君	有島 重武君	伊藤惣助丸君
福田 勉夫君	福田 篤泰君	石川 次夫君	石田 有全君	堂森 芳夫君	内藤 良平君	石田幸四郎君	小川新一郎君
福田 一君	福永 健司君	石野 久男君	石橋 政嗣君	中井徳次郎君	中澤 茂一君	大野 潔君	大橋 敏雄君
藤井 勝志君	藤枝 泉介君	板川 正吾君	江田 三郎君	中嶋 英夫君	中谷 鉄也君	近江巳記夫君	岡本 富夫君
藤尾 正行君	藤波 孝生君	枝村 要作君	小川 三男君	橋崎弥之助君	成田 知巳君	沖本 泰幸君	北側 義一君
藤本 孝雄君	古内 広雄君	大出 俊君	大柴 滋夫君	西風 勲君	野口 忠夫君	小濱 新次君	斎藤 実君
古川 丈吉君	古屋 亨君	大原 亨君	太田 一夫君	野間千代三君	芳賀 貢君	鈴切 康雄君	田中 昭二君
保利 茂君	坊 秀男君	岡田 利春君	岡田 春夫君	長谷川正三君	畑 和君	中野 明君	樋上 新一君
細田 吉蔵君	本名 武君	岡本 隆一君	加藤 清二君	華山 親義君	浜田 光人君	広沢 直樹君	伏木 和雄君
前尾繁三郎君	増岡 博之君	加藤 万吉君	勝澤 芳雄君	平岡忠次郎君	平林 剛君	正木 良明君	松本 忠助君
増田甲子七君	松浦周太郎君	勝岡田清一君	角屋堅次郎君	広沢 賢一君	広瀬 秀吉君	山田 太郎君	田代 文久君
松澤 雄蔵君	松野 幸泰君	金丸 徳重君	唐橋 東君	福岡 義登君	古川 喜一君	谷口善太郎君	林 百郎君
松野 頼三君	三池 信君	川崎 寛治君	川村 継義君	帆足 計君	堀 昌雄君	松本 善明君	
三ッ林弥太郎君	三原 朝雄君	河上 民雄君	河野 正君	細谷 治嘉君	堀 七郎君		
笑輪 登君	水田三喜男君	木原 実君	北山 愛郎君	松前 重義君	松本 七郎君		
水野 清君	武藤 嘉文君	久保 三郎君	久保田鶴松君	村山 喜一君	武藤 山治君		
村上 勇君	村上信二郎君	黒田 寿男君	小林 信一君	森本 靖君	森 義視君		
毛利 松平君	栗山 秀君	児玉 末男君	後藤 俊男君	八木 一男君	八木 昇君		
森下 國雄君	森田重次郎君						

○副議長(小平久雄君) 外務委員長北澤直吉君解任決議案につき採決いたします。

この採決は記名投票をもって行ないます。本決議案に賛成の諸君は白票、反対の諸君は青票を持参せられんことを望みます。——閉鎖。

〔議場閉鎖〕

○副議長(小平久雄君) 氏名点呼を命じます。

〔参事氏名を点呼〕

〔各員投票〕

○副議長(小平久雄君) 投票漏れはありませんか。——投票漏れなしと認めます。投票箱閉鎖。開匣。——開鎖。

〔議場閉鎖〕

○副議長(小平久雄君) 投票を計算いたさせます。

〔参事投票を計算〕

○副議長(小平久雄君) 投票の結果を事務総長より報告いたさせます。

〔事務総長報告〕

投票総数 三百四十四

可とする者(白票)

否とする者(青票)

〔拍手〕

○副議長(小平久雄君) 右の結果、外務委員長北澤直吉君解任決議案は否決されました。(拍手)

柳田秀一君外六名提出外務委員長北澤直吉君解任決議案を可とする議員の氏名

安宅 常彦君	阿部 昭吾君
阿部 助哉君	赤路 友藏君
淡谷 悠藏君	井岡 大治君
井上 泉君	井上 普方君
伊賀 定盛君	石川 次夫君
石田 有全君	石野 久男君
石橋 政嗣君	板川 正吾君
江田 三郎君	枝村 要作君
小川 三男君	大出 俊君
大柴 滋夫君	大原 亨君
太田 一夫君	岡田 春夫君

岡本 隆一君	加藤 清二君
加藤 万吉君	勝澤 芳雄君
勝間田清一君	角屋堅次郎君
金丸 徳重君	唐橋 東君
川崎 寛治君	川村 継義君
河上 民雄君	河野 正君
木原 実君	北山 愛郎君
久保 三郎君	久保田鶴松君
黒田 寿男君	小林 信一君
兒玉 末男君	後藤 俊男君
河野 密君	神門至馬夫君
佐々栄三郎君	佐々木更三君
佐野 憲治君	佐野 進君
齊藤 正男君	實川 清之君
島上善五郎君	島本 虎三君
下平 正一君	田中 武夫君
田邊 誠君	多賀谷真稔君
高田 富之君	武部 文君
只松 祐治君	楯 兼次郎君
千葉 佳男君	戸叶 里子君
堂森 芳夫君	内藤 良平君
中井徳次郎君	中澤 茂一君
中嶋 英夫君	中谷 鉄也君
楠崎弥之助君	成田 知巳君
西風 勲君	野口 忠夫君
野間千代三君	芳賀 貢君
長谷川正三君	畑 和君
華山 親義君	浜田 光人君

平岡忠次郎君	平林 剛君
広沢 賢一君	広瀬 秀吉君
福岡 義登君	古川 喜一君
帆足 計君	穂積 七郎君
細谷 治嘉君	堀 昌雄君
松前 重義君	松本 七郎君
三木 喜夫君	武藤 山治君
村山 喜一君	森 義視君
森本 靖君	八百板 正君
八木 一男君	八木 昇君
矢尾喜三郎君	安井 吉典君
柳田 秀一君	山内 広君
山口 鶴男君	山崎 始男君
山田 耻目君	山中 吾郎君
山花 秀雄君	山本 幸一君
山本 政弘君	山本弥之助君
米内山義一郎君	米田 東吾君
依田 圭五君	渡辺 惣藏君
渡辺 芳男君	浅井 美幸君
有島 重武君	伊藤惣助丸君
石田幸四郎君	小川新一郎君
大野 潔君	大橋 敏雄君
近江巳記夫君	岡本 富夫君
沖本 泰幸君	北側 義一君
小濱 新次君	斎藤 実君
鈴切 康雄君	田中 昭二君
中野 明君	樋上 新一君
広沢 直樹君	伏木 和雄君

否とする議員の氏名

正木 良明君	松本 忠助君
山田 太郎君	田代 文久君
谷口善太郎君	林 百郎君
松本 善明君	
安倍晋太郎君	足立 篤郎君
阿部 喜元君	相川 勝六君
青木 正久君	赤城 宗徳君
天野 公義君	天野 光晴君
有田 喜一君	井原 岸高君
伊藤宗一郎君	伊能繁次郎君
池田 清志君	石田 博英君
稲葉 修君	稻村左近四郎君
宇野 宗佑君	上村千一郎君
白井 莊一君	内田 常雄君
内海 英男君	江崎 真澄君
小川 半次君	小川 平二君
小澤 太郎君	小沢 辰男君
小淵 恵三君	大石 八治君
大久保武雄君	大竹 太郎君
大坪 保雄君	大野 明君
大野 市郎君	大平 正芳君
大村 襄治君	岡崎 英城君
岡本 茂君	加藤常太郎君
加藤 六月君	鹿野 彦吉君
鍛冶 良作君	海部 俊樹君
桂木 鉄夫君	金丸 信君
金子 一平君	金子 岩三君

昭和四十四年五月三十日 衆議院會議録第四十一号

外務委員長北澤直吉君解任決議案 太平洋諸島信託統治地域に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件

太平洋諸島信託統治地域に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結 一〇六〇

神田 博君	龜岡 高夫君	田川 誠一君	田澤 吉郎君
龜山 孝一君	鴨田 宗一君	田中伊三次君	田中 榮一君
飯谷 忠男君	川島正次郎君	田中 角榮君	田中 龍夫君
川野 芳満君	菅野和太郎君	田中 正巳君	田中 六助君
木野 晴夫君	木部 佳昭君	田村 元君	田村 良平君
菊池 義郎君	北澤 直吉君	高橋 英吉君	竹内 黎一君
吉川 久衛君	久野 忠治君	竹下 登君	谷垣 專一君
久保田四次君	久保田藤麿君	谷川 和穂君	塚田 徹君
草野 一郎平君	鯨岡 兵輔君	塚原 俊郎君	坪川 信三君
熊谷 義雄君	倉石 忠雄君	渡海元三郎君	登坂重次郎君
倉成 正君	藏内 修治君	徳安 實藏君	床次 徳二君
黒金 泰美君	小坂善太郎君	内藤 隆君	中垣 國男君
小峯 柳多君	小宮山重四郎君	中川 一郎君	中曾根康弘君
小山 長規君	小山 省二君	中野 四郎君	中村 梅吉君
河野 洋平君	河本 敏夫君	中村 寅太君	中山 榮一君
佐々木秀世君	佐々木義武君	永山 忠則君	灘尾 弘吉君
佐藤 榮作君	佐藤 文生君	二階堂 進君	丹羽 久章君
斎藤 寿夫君	坂田 道太君	丹羽喬四郎君	西阿 武夫君
坂村 吉正君	坂本三十次君	西村 英一君	西村 直己君
櫻内 義雄君	笹山茂太郎君	根本龍太郎君	野田 卯一君
始関 伊平君	塩川正十郎君	野田 武夫君	葉梨 信行君
塩谷 一夫君	重政 誠之君	橋本登美三郎君	橋本龍太郎君
澁谷 直藏君	正示啓次郎君	長谷川四郎君	長谷川 峻君
白濱 仁吉君	進藤 一馬君	八田 貞義君	濱野 清吾君
周東 英雄君	菅波 茂君	早川 崇君	原田 憲君
鈴木 善幸君	砂田 重民君	広川シズエ君	廣瀬 正雄君
砂原 格君	世耕 政隆君	福家 俊一君	福井 勇君
瀬戸山三男君	國田 直君	福田 勉夫君	福田 篤泰君

福田 一君	福永 健司君
藤井 勝志君	藤枝 泉介君
藤尾 正行君	藤田 義光君
藤波 孝生君	藤本 孝雄君
古内 広雄君	古川 文吉君
古屋 亨君	保利 茂君
坊 秀男君	細田 吉藏君
本名 武君	前尾繁三郎君
増岡 博之君	増田甲子七君
松浦周太郎君	松澤 雄藏君
松野 幸泰君	松野 頼三君
三池 信君	三ツ林弥太郎君
三原 朝雄君	箕輪 登君
水田三喜男君	水野 清君
武藤 嘉文君	村上 勇君
村上信二郎君	毛利 松平君
栗山 秀君	森下 國雄君
森田重次郎君	森山 欽司君
山口シズエ君	山口 敏夫君
山下 元利君	山田 久就君
山村新治郎君	吉田 重延君
早稲田柳右衛門君	渡辺 栄一君
渡辺美智雄君	

間の協定の締結について承認を求めるの件を議題といたします。

太平洋諸島信託統治地域に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件

右

国会に提出する。

昭和四十四年五月六日 内閣総理大臣 佐藤 榮作

太平洋諸島信託統治地域に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件

太平洋諸島信託統治地域に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

理由

太平洋諸島信託統治地域の住民が第二次大戦中の敵対行為の結果こうむつた苦痛に対し、日米両国がともに同情の念を表明するとともに、両国が、同地域の住民の福祉のためにそれぞれ十八億円及び五百万ドルの自発的拠出を行ない、かつ、同地域に係る財産及び請求権の問題について合意するため、政府は、昭和四十四年四月十八日に東京で、太平洋諸島信託統治地域に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定（協定第三条に関する交換公文を含む。）に署名した。よつて、この協定を締結することとした。これが、この案件を提出する理由である。

太平洋諸島信託統治地域に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定

日本国及びアメリカ合衆国は、

以前に日本国の国際連盟委任統治の下にあり、現にアメリカ合衆国が国際連盟の信託統治制度の下で太平洋諸島信託統治地域として施政を行なつてゐる太平洋の諸島の住民が第二次世界大戦中の敵対行為の結果こうむつた苦痛に対し、ともに同情の念を表明することを希望し、

信託統治地域の住民の福祉のために自発的提出を行なうことを希望し、

日本国及びその国民の財産で信託統治地域にあるもの並びに日本国及びその国民の請求権（債権を含む。）で同地域の施政当局及び住民に対するもの（債権を含む。）の処理並びに日本国における同地域の施政当局及び住民の財産並びに日本国及びその国民に対する施政当局及び住民の請求権（債権を含む。）の処理に關し、日本国との平和条約第四條(a)において予見されてゐる特別取極を締結することを希望して、

次のとおり協定した。

第一条

1 信託統治地域の住民の福祉のために使用される日本国の生産物及び日本人の役務を同地域の施政当局が日本国において購入するため、日本国は、現在五百万合衆国ドル（五、〇〇〇、〇〇〇ドル）に換算される十八億円（一、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇円）を無償で施政権者としてのアメリカ合衆国の使用に供する。

2 1の生産物及び役務の供与は、日本国政府及びアメリカ合衆国政府が別段の合意を行なう場合を除くほか、日本国の昭和四十五年度予算が国会によつて承認された日又は第二条に規定するアメリカ合衆国議会による予算の承認の日、いずれかおそい日から三年の期間にわたつて行なわれるものとする。日本国による生産物及び役務の供与は、3の規定に基づいて締結される細目取極に従ふことを条件として、その期間中、合理的な程度に均等に行なわれるものとする。

3 日本国政府及び施政権者としてのアメリカ合衆国政府は、この条の規定の実施のため、細目取極を締結する。

第二条

アメリカ合衆国政府は、アメリカ合衆国議会による予算の承認を条件として、信託統治地域の通常の財政支出のほかに、同地域の住民の福祉のために使用する五百万合衆国ドル（五、〇〇〇、〇〇〇ドル）の資金を設定する。

第三条

日本国及び施政権者としてのアメリカ合衆国は、日本国及びその国民の財産で信託統治地域にあるもの並びに日本国及びその国民の請求権（債権を含む。）で同地域の施政当局及び住民に対するもの（債権を含む。）の処理並びに日本国における同地域の施政当局及び住民の財産並びに日本国及びその国民に対する施政当局及び住民の請求権（債権を含む。）の処理に關し、日本国との平和条約第四條(a)の規定に包含されるすべての問題が完全かつ最終的に解決されたことに合意する。

第四条

この協定は、日本国がその国内法上の手続に従つてこの協定を承認した旨の通知をアメリカ合衆国政府が日本国政府から受領した日に効力を生ずる。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正當に委任を受け、この協定に署名した。

千九百六十九年四月十八日に東京で、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国のために

愛知 揆一

アメリカ合衆国のために

デイヴィッド・L・オズボーン

（協定第三条に關する交換公文）

（米國側書簡）

（訳文）

書簡をもつて啓上いたします。本日署名された太平洋諸島信託統治地域に關するアメリカ合衆国と日本国との間の協定に關し、本官は、日本国及びその国民が、その請求権で施政権者としてのアメリカ合衆国政府の了解を同政府に代わつて確認する光榮を有します。

施政権者としてのアメリカ合衆国政府は、その適當と認める形式、態様及び範圍で、かつ、アメリカ合衆国及び日本国が前記の協定に基づいて行なう提出の合計額に見合う金額を限度として、同協定第三条に規定するミクロネシアの個々の住民の請求につき支払を行なうための措置を執る意圖を有します。

本官は、閣下が、前記の了解が貴國政府の了解でもあることを貴國政府に代わつて確認されれば幸いでありませう。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かつて敬意を表します。

臨時代理大使

千九百六十九年四月十八日に東京で
デイヴィッド・L・オズボーン

外務大臣 愛知 揆一 閣下

（日本側書簡）

書簡をもつて啓上いたします。本大臣は、本日付の貴官の次の書簡に言及する光榮を有します。

本日署名された太平洋諸島信託統治地域に關するアメリカ合衆国と日本国との間の協定に關し、本官は、日本国及びその国民が、その請求権で施政権者としてのアメリカ合衆国政府の了解を同政府に代わつて確認する光榮を有します。

施政権者としてのアメリカ合衆国政府は、その適當と認める形式、態様及び範圍で、かつ、アメリカ合衆国及び日本国が前記の協定に基づいて行なう提出の合計額に見合う金額を限度として、同協定第三条に規定するミクロネシアの個々の住民の請求につき支払を行なうための措置を執る意圖を有します。

本官は、閣下が、前記の了解が貴國政府の了解でもあることを貴國政府に代わつて確認されれば幸いでありませう。

本大臣は、さらに、貴官の書簡にいう了解が日本国政府の了解でもあることを同政府に代わつて確認する光榮を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて貴官に向かつて敬意を表します。

千九百六十九年四月十八日

日本国外務大臣 愛知 揆一
アメリカ合衆国臨時代理大使
デイヴィッド・L・オズボーン 殿

○副議長（小平久雄君） 委員長の報告を求めます。外務委員長北澤直吉君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔北澤直吉君登壇〕

○北澤直吉君 ただいま議題となりました案件につきまして、外務委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

以前わが国の委任統治地域であり、現にアメリカ合衆国の信託統治地域である太平洋諸島の住民は、かねてより戦争損害請求問題を国際連合に提起していましたが、政府は、問題解決のため、施政権者であるアメリカ合衆国と交渉を行なった結果、合意に達しましたので、今年四月十八日、東京において本協定に署名を行なったのであります。

本協定は、日米両国が第二次世界大戦中にこうむった信託統治地域の住民の苦痛に対して、同情の念を表明するとともに、住民の福祉のために、わが国は十八億円、米ドル五百万ドルに相当する生産物及び役務を、また、アメリカ合衆国は、同じく五百万米ドルをそれぞれ自発的に拠出し、あわせて平和条約第四条(四)項に規定されている両国間の同地域に関する財産及び請求権処理の問題が最終的に解決されること等を定めております。

本協定は、五月六日外務委員会に付託されましたので、政府から提案理由の説明を聞き、質疑を行ないましたが、詳細は会議録によって御了承願います。

かくて、五月二十八日、質疑を終了し、採決を行ないましたところ、本案件は承認すべきものと議決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(小平久雄君) 質疑の通告があります。順次これを許します。川崎寛治君。

〔川崎寛治君登壇〕

○川崎寛治君 私は、日本社会党を代表して、外務委員長報告に対する質疑を行ないます。

おろかなる自民党の国会対策の方針に盲従、無法無体、議會制民主主義を踏みにじった強行採決の経過を、詳しく外務委員長北澤直吉君にお尋ねしたいと思つたのでありますが、先ほど来の同君解任決議案をめぐつての趣旨説明、質疑、討論を通じてそのことはきわめて明らかとなりましたので、北澤直吉君に対する質疑は取りやめにいたします。ただし、ただいまの委員長報告に明らかにより、何ら反省をしていない点をきびしく糾弾いたしておきたいと思ひます。

本協定は、十八億円の国税の支出にかかわるものであり、アジア太平洋の現在及び将来にも関係深い協定であるにもかかわらず、委員会審議のなかに中断をされましたので、この際慎重審議の必要があります。それゆゑ、総理並びに関係各大臣にお尋ねをします。基本的、広範多岐にわたりますので、答弁漏れのないように、あらかじめ警告をいたしておきたいと思ひます。

五月十一日、米国のヒッケル内務長官が、マリアナ群島など、ミクロネシア地域が米国の西太平

洋における新しい防衛線の一部になり得ると言明しています。総理並びに防衛庁長官は、沖縄基地と関連して、このことをどう判断しておるのか、まず、明らかにしていただきたいのであります。

また、このヒッケル内務長官の発言はミクロネシア地域視察後になされてますが、それは本協定締結と相前後しておるのであります。信託統治地域住民に対して自治権を拡大するか、米領領土に併合するかが検討されていると見られておるのであります。信託統治地域の目標が、自治または

は独立の達成にあることは言うまでもありません。そして、その最終的め手を持つておるのは国際連合自体、そして住民の意思であります。日本は、かつて委任統治受任国でありました。国際連合において、日本はミクロネシア住民の自治あるいは独立のために努力をする意思があるのかどうか、それとも、米領領土への併合と軍事基地化を助けるつもりであるのかどうか、このことを明らかにしていただきたいのであります。

愛知外務大臣はあす訪米し、沖縄返還について交渉に入らうとしております。沖縄の祖国復帰協議会は、一昨日、二十八日夜、那覇市で県民総決起大会を開いて、沖縄の核つき基地自由使用返還、日米安保条約の改悪を意図する対米交渉を断じて許してはならない、県民は即時無条件全面返還をあくまで要求、戦争を肯定し、日米安保条約を肯定、改悪する一切の行為に反対するとの強い決議を行なつておるのであります。復帰協は、青

年婦人団体等をはじめ、県民の民主的な諸団体が加盟をしておることは言うまでもありません。総理は外務大臣を派遣するにあたり、沖縄県民をはじめ、日本国民に核つき基地自由使用返還の交渉を絶対に行なわず、国民の世論に従う施政権返還交渉を貫くかどうかを、この際明らかにしてほしいのであります。

さらに、十一月の佐藤・ニクソン会談において施政権返還の時期を明確化できるか、明らかにしていただきたいのであります。

また、米領は沖縄返還の対価として、繊維輸出の自主規制の強化、自動車などの資本自由化の繰り上げ、農産物などの残存輸入制限品目の圧縮、中期債の購入、東南アジアに対する経済協力の増額と肩がわり、防衛力の増強等が要求されております。わが国固有の領土の返還に、なぜ基地の態様やかかる諸要求を結びつける必要があるのか、それとも、わが国の基本的態度を総理から、そして、具体的対策を外務、大蔵、通産、農林、各大臣から明らかにしていただきたいのであります。

なお、この際、福田大蔵大臣にさらに具体的にお尋ねします。

ミクロネシアとの経済協力の方向、並びに先般アジア開発銀行第二回総会において、アジア諸国に対して国民総生産の二・一という積極的な経済協力の方向を打ち出してまいつたのでありますが、アジアの各国、すなわちインド、パキスタン、セ

イロン、アフガニスタン、ブータン、ネパール、インドネシア、マレーシア、シンガポール、インドシナ半島の南北ベトナム、カンボジア、ラオス、そしてタイ、フィリピン、ビルマに対する各国別の具体的援助計画を示していただきたいのであります。

あわせて通産大臣からは、それぞれの産業、貿易上の協力の具体策を示していただきたいのであります。

厚生大臣にお尋ねをします。

本協定は、住民の福祉のために、日米双方五百万ドルの贈与を行なうものであります。その具体的計画を聞いておるのかどうか、明らかにしていただきたい。

戦後二十四年、いまだ海外に眠る未収集の遺骨は百五十万柱といわれております。ミクロネシア地域に眠っている未収集の遺骨はどれくらいで、その収集策はどうなっておるのか、なぜ収集できないのか、収集について、信託統治地域であるために、アメリカから拒否をされておるといふのであります。その点を明らかにしていただきたいのであります。

運輸大臣並びに建設大臣、この十八億円の贈与によって港湾、道路の建設が行なわれるとのことですが、その具体的計画を運輸大臣は聞いておるのか、日本の技術者等の参加があるのかどうか、マリアナ群島等の軍事基地建設につながる贈与でないのかどうか、この点を明らかにして

いただきたいのであります。そして、この点については、外務大臣からも明確にいただきたいのであります。

農林大臣、ミクロネシア地域には、日本の漁船が相当数操業しております。何隻くらい入っておるのか。トラック、パラオの二港に寄港が認められました。今回ははすされたサイパンその他に對しては、農林省としてはどう考え、外務省と話し合っておるのか、明らかにしていただきたいのであります。

郵政大臣、本地域における郵便貯金、簡易保険、郵便年金等はどうなっておるのか、旧在日日本人、ミクロネシア人別に、そして、それに対してどうするか、明確にいただきたいのであります。

総務長官、現在ミクロネシアは米国の信託統治治下にあります。このミクロネシアと平和条約第三条による米国防政下の沖繩の住民自治の実態を比較をし、明らかにしていただきたいのであります。

文部大臣、旧日本委任統治時代と比較をして、米国の信託統治制度下において、教育制度はよくなっておるか、悪くなっておるか。そしてそれは、信託統治制度が自治に向かって進められなければならないものであることから見まして、成功しておるのかどうか。その点を明らかにしていただきたいのであります。

最後に、防衛庁長官には、先ほど沖繩の米軍基

地の撤退説、ミクロネシア地域における新しい防衛線の確保の問題等についてお尋ねをいたしました。これと関連をして、愛知外相訪米を前に、すでに決定したといわれておるアメリカの施政権返還後の沖繩における防衛計画並びに第四次防衛力整備計画の中身を、この際明らかにしていただきたいのであります。

それは今回の無法な会期延長の一つの理由であり、十一月、佐藤・ニクソン会談へのおみやげであります。防衛二法とも関連をいたしておるのであります。もっとも、この防衛二法については、総理周辺ではしきりに、また総理みずからも打ち消そうとしたしておりますが、沖繩の返還を通して、日本の防衛力の増強、また東南アジアに対する帝国主義的な進出を意図いたしております。この防衛計画を防衛庁長官から明確にいただきたいのであります。

以上、ミクロネシア協定の問題は、日本の旧委任統治地域の住民の戦争中の苦痛に対する贈与であります。このことを通して、先ほど来問題にいたしましたように、沖繩の基地の撤退説、あるいは沖繩の基地の返還を通して、日本がさらに日米安保条約を核安保、アジア安保へと発展させようとしたしております。今日のきわめて危険な状態のもとにおいて、われわれは、この協定の中身をきわめて重視せざるを得ないのであります。

それゆえ、どうか総理大臣は、以上のミクロネ

シア地域住民の自治の問題、独立の問題とも関連をし、さらには沖繩九十六万の同胞が、戦後二十四年間置かれております今日の状態を考え、この解放のために、いかなる交渉をアメリカとこれから行なっているか、その点をこの席を通じて明確にさせていただきますことを要望し、私の質問を終わりたいと思います。(拍手)

(内閣総理大臣佐藤榮作君登壇)

○内閣総理大臣(佐藤榮作君) 川崎君にお答えいたします。

問題がたいへんたくさんありますが、私に対するものと、同時に、外務大臣に対するお尋ねにお答えしたいと思います。

まず最初に、私に対する点から申し上げます。あるいは順序がやや違っておるかわかりませんが、この私のメモでお答えいたしますから、その点御了承願いたいと思います。

国連におけるミクロネシアの自治または独立の達成にどのような貢献をする用意ありやとのお尋ねであります。わが国は信託統治理事会のメンバーでないため、国連の場における信託統治問題の活動にはおのずから限界があり、残念であります。しかしながら、わが国としては、信託統治制度の本旨にのっとり、現地住民の福祉の向上、さらに、自治または独立に向かつての発展を積極的に支持する方向で、今後とも国連の内外で努力してまいる考えであります。今回の協定も、ミクロネシア住民のこのような方向への発展の一助となる

ことを強く期待いたすものであります。

次に、米国が沖縄にかわる基地を太平洋の信託統治地域に移すであろうという趣旨の報道があったことは、私も聞いておりますが、これらの報道は、最近二、三の米国高官の同地域視察旅行に関連して書かれた推測記事のようであります。米国の国務省、国防省、両省とも、このような計画はないと否定していると承知しております。

次に、沖縄返還交渉にあたって、沖縄以外の問題と沖縄問題とを取引することは全く考えておりません。御指摘のような繊維規制問題、貿易及び資本の自由化あるいは防衛力増強、経済協力等の問題も日米間で当然話し合われるテーマであります。これを沖縄返還問題のための取引の材料にする考えは毛頭ございません。

個々の問題につきましては、関係大臣からお答えすることになります。

また、外務大臣が出かけるその交渉の内容や、同時にまた、私が後にニクソン大統領と交渉するであろうと考えられるその内容について、この際に答える、こういうことでありますが、私は、今日のこの段階におきましては、ただ沖縄県民並びにわが国民の願望、それをよく理解し、その線で私の最善を尽くすという、たいへん抽象的な話ではありますが、それだけのことをお答えいたしまして、今後御後援を特にお願ひしたいと思います。(拍手)

次に、外務大臣に対するお尋ね、ややこまかな問題になりますが、これについて二、三お答えを

いたしたいと思ひます。

太平洋地域への経済協力について、いま考えていることを申し上げます。

アジアの唯一の先進国として、わが国は、国力に応じて低開発地域の経済発展のために応分の寄与を行なう責務を有するものと考えております。

本協定によるわが国の太平洋信託統治地域に対する拠出も、このようなわが国のアジア太平洋地域に対する経済援助の一部と考えるべきものであります。したがって、この地域に対する拠出も、あくまで経済協力として同地域の住民自身の経済的繁栄及び福祉の向上に寄与することを目的とした人道的立場からなされるものであって、その拠出形態においても、何ら戦略的意味を持つ生産物及び役務の供与は意図しておりません。わが国は、自主的な立場から、現地住民の福祉向上と経済発展に寄与するために、自発的に拠出を行なうものであります。

次に、旧委任統治領に対する道路の援助をするかというようなお尋ねがありました。この協定によりましてわが国が供与する生産物及び役務の具体的使用目的につきましては、今後日本国政府と施政権者としての米国政府とが細目取りきめの締結の際に話し合ふべき問題であります。いまの段階では、道路の援助計画というよりなことは特に考えてはおりません。これははっきり申し上げておきます。

以上で大体外務大臣並びに私に対するお尋

ね、これに答えたと思ひます。御了承いただきませう。(拍手)

〔国務大臣福田赳夫君登壇〕

○国務大臣(福田赳夫君) 第一点は、海外経済援助の方針についてであります。昭和四十三年度ではGNPに対して〇・九四％の援助をいたしております。今後ともGNPに対し大体一％になることを目標といたしまして、これを拡大していきたい、かようなことを根本方針といたしております。その際はアジアを中心にしたことを考えておるのでありますが、そのアジアの中でも近隣諸国、つまり、東南アジア諸国に特に重点を置きたい、かような考えであります。

第二は、沖縄返還とからんで中期債を購入するということのような話がありますが、さようなことは全然ありません。そもそも、沖縄返還からいへばかりやございませぬ、私が大蔵大臣になつてから今日まで、中期債を買ってもらいたいというような要望には全然接しておりませぬし、もし、ありまして、わが国独自の財政方針、金融方針で定める問題であつて、アメリカの要請で、また、特に沖縄にからんでこれがあるのだというようなことはあり得ないことであります。

御安心願ひたいと思ひます。(拍手)

〔国務大臣大平正芳君登壇〕

○国務大臣(大平正芳君) 貿易の自由化、自動車その他の資本の自由化に対する対策についての御指摘でございましたが、わが国も経済の国際化に

即応いたしまして、自由化の方向に歩を進めておりますことは御案内のとおりでございます。わが国の産業の対応力の整備と相まちまして、漸次自由化を進めてまいります方針でございます。

第二の点は、ミクロネシア諸島の産業の育成についてどうかという御指摘でございますが、本協定が成立いたしますれば、その精神に沿ひまして日米両国で協議して、もし必要がございますならば検討するにやぶさかではございません。(拍手)

〔国務大臣斎藤昇君登壇〕

○国務大臣(斎藤昇君) 住民の福祉のために使われる資金の使途の具体的内容につきましては、本協定による細目取りきめの段階で話し合いがあるものと考えております。その際には、政府部内で十分協議をいたしたいと存じております。

なお、遺骨の収集についてでございますが、遺骨の収集について拒否をされているという事実はございません。昭和二十八年に政府の遺骨収集団を派遣いたしました。昭和二十八年度の遺骨収集団を派遣いたしました。おおむね収集が終了いたしましたので、今後は、現地の官憲が遺骨をもし発見することがあれば、これを日本に送還をするという取りきめを弁務官といたしておるのが今日の現状でございます。(拍手)

〔国務大臣原田憲君登壇〕

○国務大臣(原田憲君) ミクロネシアにおける港湾の建設計画は、運輸省には現在そのような計画

はございません。外務省から港湾の計画については、要請がありましたならば、現地調査をした上で計画を樹立することは可能でございます。(拍手)

〔国務大臣長谷川四郎君登壇〕

○国務大臣(長谷川四郎君) 農林省といたしましては、外務省と密接な連絡の上、南洋諸島の現地住民にとつても、また日本の漁業にとつても、双方に益することは相当大きいものがございます。日本漁船がトラックあるいはパラオに寄港できれば、わが国の漁船の操業回数も増加し、海難等防止にも大きく貢献することでございますので、積極的にこれに臨んだ、かようなわけでございます。

次に、南洋群島の海域は戦前より開拓をされておるものでございまして、わが国のカツオ・マグロ漁業のうち最も主要な漁場であり、最近の操業の実態は、カツオ・マグロ漁船が約一千隻操業しております。年間のマグロの量が大体三万六千トン、カツオが三万トンの漁獲量をあげておるような次第でございます。

大体以上でございます。(拍手)

〔国務大臣河本敏夫君登壇〕

○国務大臣(河本敏夫君) ミクロネシアから引き揚げました日本人の郵便貯金の現在高は約千七百万円でございます。これは請求に伴いまして順次支払っております。

それから原住民の郵便貯金の現在高は約四百万円でございますが、この分は、今回の協定が成立

いたしますと同時に、権利消滅の処理をすることに相なっております。(拍手)

〔国務大臣坂田道太君登壇〕

○国務大臣(坂田道太君) 戦前の日本委任統治下時代の教育は、日本とは同様の邦人のための教育と、就業年限三カ年の島民教育、つまり、公学校とがございました。現在は、アメリカの制度を取り入れまして、小学校八年、中学校四年でございます。これが成功しておるかどうかということ、他国の施政権下の問題でございますから、批評を差し控えたいと思います。(拍手)

〔国務大臣有田喜一君登壇〕

○国務大臣(有田喜一君) 米国の内務長官のマリアナ諸島などが西太平洋における新しい防衛線の一部になり得るとの言明についてのお尋ねでございますが、その言明の真相、背景というふうなものが明らかではありませんので、これに論評をすることは差し控えたいのでありますが、それがわが国の沖縄に関する防衛計画に直接影響を持つものとは考えられません。

また、沖縄返還に伴う防衛計画は目下検討中でありまして、残存する米兵力がどういう程度になるかということが、いまからの問題でありますので、これをいま具体的に申すわけにはまいりません。

また、四次防はどうなるか、もちろん日本もこれまで国力ができたのでございますから、みずから国はみずからの手によって守るといふ、その

考えで増進していきたいと考えておりますが、何ぶん、四次防というは四十七年度からでありますので、まだ具体的に、その内容をかくかくだといふところまではまいっております。

次に、防衛二法案と沖縄の防衛計画との関係であります。今回の陸上自衛隊六千人の増員は、第一次防衛計画以来の懸案でありまして、いわゆる十八万人体制を実施するためのものでありまして、沖縄防衛計画とは直接関係はございません。

(拍手)

〔国務大臣坪川信三君登壇〕

○国務大臣(坪川信三君) ミクロネシアに対する道路援助計画につきましては、建設省といたしまして、その具体化がいたしました場合には、各省庁と連絡の上、十分協力をいたす所存でございます。(拍手)

〔国務大臣床次徳二君登壇〕

○国務大臣(床次徳二君) ミクロネシアと沖縄の自治制度のお尋ねであります。信託統治下にありますミクロネシアにおきましては、住民の一般投票によって選出されたところの議員から構成されたミクロネシア議会、これは十二人よりなる上院と、二十一名の下院によって発足しております。一応自治が前進しておりますが、行政部門におきましては、米政府の弁務官が掌握して、予算等も全部米政府からの援助に依存しておりますので、実際の議会の権限はかなり制限されておると思っております。

しかし、これに比しまして、沖縄は御承知のごとく、アメリカが施政権を有しておりますが、アメリカの大統領の行政命令のもとに、住民の統治機関として琉球政府が存在し、立法、司法、行政の広範な権限を持っており、しかも、最近住民の直接選挙によるところの行政主席が選出されております。なお布令、布告の改廃とか、あるいは裁判所の機能の問題、その他相当の自治の拡大が行なわれておるのであります。

なお、御承知のごとく、わが国が潜在主権を持つておりますし、その点におきまして基本的に違ひますのと、なお、わが国の同胞九十六万人がおりますところと、九万一千のミクロネシアとは非常に違ひるのであります。特に、御承知のごとく、近く復帰の問題が目前に迫っておりますのでありまして、いわゆる一体化政策の推進とともに、自治権の拡大というよりも、むしろ施政権の復帰という問題でありまして、沖縄は本質的に違つた状態にあることがおわかりいただけると思っております。(拍手)

○副議長(小平久雄君) 鈴切康雄君。

〔鈴切康雄君登壇〕

○鈴切康雄君 先ほど報告のありました太平洋諸島信託統治地域に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定に対し、私は、公明党を代表して、北澤委員長及び総理並びに関係大臣に質問するものであります。

外務委員長北澤君は、就任以来、その豊富なる

外交問題に關する経歴を生かし、その温和な人柄と相まって、委員会運営に大過なきを得られたのでありまして、私どもも、同僚議員の一人として心から喜んでいたのであります。

しかるに、北澤委員長は、二十八日、理事会での話し合いを一方的に問答無用と打ち切り、突然、計画的かつ犯罪的な質疑打ち切りを行なったのであります。委員会の開会中、質疑の通告をしていた公明党の伊藤委員を指名と同時に、問答を入れずに質疑打ち切り、強行採決の暴挙をあえて行なったのであります。一体、これが国民の信頼にこたえ得る国会の姿と言えるではありません。私はあなたを良識の人と信頼していただだけに、いままなお理解に苦しむものであります。北澤委員長は、自民党の横暴きわまりない国会対策グループのどうかつともいえる圧力に耐えられず、泣く泣く、委員長の議席を守らんがために、強行採決という手段にたよらざるを得なかったのであります。私にはとうてい理解しがたいあなたの行動でありました。数の上で解任決議案が否決されたとしても、私たち国民の胸に刻んだその暴挙は、決して心から永遠に消し去ることはできないのであります。

いしたいのであります。

さて、次に、外務委員会は、第一回国会から今日に至るまで、付託された案件を取り残した先例はなく、常に良識をもって臨んできておるのであります。さらに、今国会におきましては、残りの案件も少なく、定例日の委員会審議の続行によっても十分審議し尽くせる状態にあったのであります。したがって、十分審議し、国民の前にこの協定の内容、問題点を明らかにして、その賛否を決する義務があるのであります。

協定内容を見てまいりますと、安保体制と関連して、日本の安全を失うような軍事体制強化への道を歩むのではないかと疑問を捨ててすることはできないのであります。したがって、委員会審議が委員長及び自民党委員の横暴によって保証されない以上、この本会議で質問いたしますので、総理及び関係大臣はみずから深く反省した上、答弁漏れのないように、明確にお答え願いたいと思います。(拍手)

まず、太平洋諸島については、アメリカ政府の信託統治下にあるわけでありましたが、当該地域においては、米軍の強力なるミサイル基地、潜水艦基地、航空基地があるやに伺っております。一体、この地域に対する日本の役務、生産物の提供は、そのまま米軍基地の増強、強化につながるものかどうか、平和国家日本の進む行く方向として、一体これが正当かどうか、総理及び外務大臣、防衛庁長官にお伺いしたい。

特に、その正体が明らかにならないうちに法案の賛否を強行採決しようとする陰には、一体何があつたかを考えたいと存じます。もしも単純にして平和的な役務、生産物の提供であるならば、当然まともなべき方向に向かって委員会審議は進んでいたものであります。しかるに、突然質疑の打ち切りをして採決に移ったことは、何を物語るものか、それは必ずや、委員会の審議の内容が、このような日米軍事体制の根幹的なものに触れることをおそれての強行採決であるとか考えられないと思ふのであります。いかがでありますでしょうか。私は、国民大多數の疑惑を代表して、この点を明確にされんことを要望するものであります。そして、もしもこの点をこまかしによって糊塗するのであれば、全く賛成するわけにはいかないものであります。日本から提供される生産物、役務の内容は、一体何でありましょうか。明細はどのようなになっているのでありましょうか。それはたして軍事目的か、平和目的なのであります。しょうか。その点、書簡、秘密文書、議事録などによってどのように約束されているのでありましょうか。私は、強くその点を明らかにするよう求めたいと思ふのであります。(拍手)

第二に、この日米協定の中で、わが国は平和条約第二条によって、委任統治に関するすべての権利、権原を放棄したのであります。しかるに、平和条約締結以前の一九四七年にわが国の委任統治権はアメリカに奪われ、その信託統治になったのであります。本来ならば、平和条約によってわが国がこれらの権利、権原を放棄した後に初めて信託統治にすべきではなかったのか、全く理解に苦しむのであります。総理にその所見をお伺いいたします。

第三に、太平洋諸島から引き揚げた日本人の財産について、政府はどのような補償を行なうつもりであるのか。政府の見解によると、当時、占領軍による没収行為を認める立場にあるようですが、このことは、私有財産はこれを没収することを得ずという確立された国際法に反するものと思ふのであります。政府のこれに対する見解を求めます。政府の行為によって放棄した国民の財産に対しては、当然に補償すべき義務があると思ふのであります。この点につきまして外務大臣にお伺いしたいのであります。

第四に、日本からは十八億円を拠出し、これをわが国の生産物及び役務の購入に充てるとありますが、その経済規模が全く違う日本が、アメリカと同じだけな金を出さなければならぬのか、また、日本の領土でもないところに、なぜこんな金を出さねばならないのか、全くわからないのであります。もしも賠償というならば、全く十八億の賠償は何を意味しているのか、まず説明願いたい。

また、この協定のために漁船の寄港権を得ると外務省は説明しておりますが、寄港料十八億とは前代未聞ではないか、この点、しかと承りたい。

その点について大蔵大臣、外務大臣にお伺いいたします。

また、アメリカ政府は、住民の福祉向上のため五百万ドルの資金を設定することになっておりますが、はたして真実住民の意向を反映させることができるかどうか、総理及び外務大臣にお伺いしておきたいのであります。

次に、本協定による支出は、四十五年の予算が国会において承認された日となっております。したがって、本協定は四十五年予算と同時に審議されてしかるべきであります。それにもかかわらず、本協定を進めることは、財政法の精神に反するのではないかと思います。大蔵大臣並びに外務大臣の見解を承りたいのであります。

最後に、防衛庁長官にお伺いいたしますが、現在、沖縄返還交渉が行なわれておりますが、返還後の沖縄防衛構想と太平洋信託統治地域との関連性と将来の見通しについて、詳しく御説明願いたいと思ふのであります。

以上述べた点につきまして、委員会審議を打ち切られた現在、はなはだ不満足なる一方の答弁を聞くしかないのであります。とうてい納得することはできないと思ふのであります。同協定の不審を明らかにされんことを求めて、私の質問に答えさせていただきます。(拍手)

〔北澤直吉君登壇〕

○北澤直吉君 鈴切議員の私に対するお尋ねの第

一点は、二十八日の外務委員会におきまして、公明党さんの質疑をさせないで強行採決はけしからぬ、こういうお話でございます。先ほど来、二十八日の外務委員会の審議の経過についてはいろいろ論議がございましたが、理事会におきまして、私は、公明党だけの質疑が残っておりますから、さつそく委員会を開いて、公明党さんの質問を行なつてもらいたいという話をしたのであります。が、社会党と公明党の理事さんからは、定例日の尊重その他六項目の国会正常化に関する自民党に対する申し入れの回答がない段階では、委員会の開催に反対だということで、午前、午後にわたつて理事会で論議を尽くしましたが、結論に達しませんでした。成規の手続によりまして委員会を開催したところが、混乱におちいりまして、公明党の方からの質問がなかったわけでありまして、そういうことで、公明党の質問がないままに質疑の打ち切りがありまして、採決をしたわけでありまして、私は、国会法、衆議院規則に基づきまして、成規の手続、手順によつて採決をしたわけであり

ます。それから、外務委員会で審議しております案件が少ないうちに急いだか、こういうお話であります。また太平洋諸島に関する日米協定、それから二重課税防止に関する各国との条約五件、それから旅券法があるわけでありまして、そのほかに、御承知のように沖縄問題その他重要な外交問題がメジロ押しになっておりまして、こういう

問題についても十分これから審議をしなければならぬ。こういうことを考えますと、じんと日をむだに過ごすわけにまいりませんので、あのような措置をとつたわけでありまして、御了承願います。(拍手)

〔内閣総理大臣佐藤作君登壇〕

○内閣総理大臣(佐藤作君) 鈴切君にお答えをいたします。

本協定が軍事的なものではないかという、ずいぶん深い不信を持つておられるようであります。が、この協定は、お読みになったらおわかりになりますように、これは軍事的なものではございません。平和的なものでございますし、また、生産物や役務の提供などもそれに限られておること、これはすぐおわかりいただけるかと思ひます。

そこで、一体、この地域は日本が統治していい、その委任統治の地域、それを剝奪して米国の信託統治のもとに置いたのはおかしい、こういうようなお話であります。この平和条約の発効を待たずに南洋委任統治地域を米国の信託統治制度のもとに置いたのはおかしいという御意見であります。が、米国の信託統治協定を審議した安保理

事会におきまして、一部の国から御指摘のような意見が出されたと聞いております。しかし、かかる意見は、結局安保理事会のとりどころとならず、一九四七年四月、米国の信託統治協定が安保理事会によつて正式に承認されたのであります。わが国は平和条約の締結に際して、同条約の二条

(d)でこの安保理事会の行動を追認したということでございます。いま、ここでその是非の議論をいたしましたとしても、ちよつともうすでに時期が過ぎておるかの感じがいたします。

次に、ミクロネシアからの引き揚げ者について政府はどんな補償をしたかということでありまして、いわゆる法律上の補償は行なわれておりませんが、旧委任統治地域に生活の本拠を有していた者につきましては、昭和三十二年の引揚者給付金等支給法及び昭和四十二年の引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律による給付金の支給が行なわれておるのであります。

次に、旧委任統治地域にあった国民の財産は、米軍政府の布告によつてすべて没収されましたが、わが国は平和条約(四)項により没収の効力を承認したのであります。これは国民の私有財産について、国の外交保護権を放棄したにすぎません。憲法二十九条が想定しているような国の公権力による私有財産の処分にはあたらないと考へておりました。国内補償の問題が生ずるとは考へておりません。

次に、沖縄返還後の防衛につきましては、第一義的に、わが国の自衛隊がその責めに当たることは当然であります。また、米国の近く太平洋諸島信託統治地域を沖縄にかわる軍事基地にするであろうとの報道が最近行なわれていることは、政府も承知しておりますが、先ほどもお答えいたしましたように、米国の国防省も国務省も、そのような

昭和四十四年五月三十日 衆議院會議録第四十一号 太平洋諸島信託統治地域に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件 朗読を
省略した議長報告 一〇六八

計画はないとして、右の報道を否定しております。米側としては、信託統治地域と沖繩返還後の防衛構想につきましては、特に関連づけて考えてはいないものと私は思っております。

十八億円の算出の根拠はどうかというお尋ねであります。協定前文にも述べているとおり、日米両国の提出は、ミクロネシア住民の福祉のために自発的に行なわれるものであり、その額は、戦争中住民がこうむった苦痛等を念頭に置きつつ、この地域の住民の生活の向上及び経済発展に日米共同で応分の寄与をしたいとの考えのもとに、両国間の話し合いによりきめたものでございます。以上、御了承いただきたいと思ひます。(拍手)

〔国務大臣福田赳夫登壇〕

○国務大臣(福田赳夫君) 十八億円、五百万ドルの根拠いかん、こういうことでございますが、いまこれは総理からお話がありました。戦争被害額というふうな見地からきめたのではないのであります。戦争被害額の調査は、わが国においてはしておりません。アメリカにおいては二千万ドルというふうな調査もあるようでありますが、それはもとにしておりませんで、ただいま総理のお話のように、戦争中非常に苦しい思いをされた、それに対する慰めといひますか、住民の福祉の一助にもという気持ちから、日米両国で千万ドルというところで折半をいたした次第でございます。(理由を言えと呼ぶ者あり)日本としてのその折半の理由は、戦争中大いに御迷惑をかけた、

こういうことでございます。

次に、四十五年度予算とこの協定は並行審議されたらどうか、こういう御意見でございます。一つのお考えでございますが、とにかく、この協定はいきさつが非常に古いのです。長い間のいきさつを経て千万ドルということがやつときまつた、住民もこれを待望しておる、そういうことから、きまつた今日、早くこの協定を批准、成立せしめて、住民に安心をしていただく、これが、とにかく同じ金を出すならば、よりよい効果をあげるであらうという配慮に基づくものであります。アメリカ側のほうでも、この予算の承認につきましては、見通しについて懸念をいたすような様相はありませんが、かりにアメリカ側がおくれた場合におきましても、日本側の提出は、そのアメリカ側と歩調を合わせるというふうな協定の仕組みになっておりますので、この点も御安心をお願いしたい、かように存じます。(拍手)

〔国務大臣有田喜一君登壇〕

○国務大臣(有田喜一君) 沖繩返還に関連して、目下検討しております防衛構想は、沖繩施政権の返還後におけるわが国土としての防衛のためのものであります。沖繩に残留する米軍の兵力との関連も深くございまして、そういう問題はこれから交渉の問題でありますので、その内容はまだ具体的に明らかにする段階までいってないというところは、先ほど川崎議員に申し上げたとおりであります。

また、太平洋信託統治地域とは直接の関連性がないというところは、先ほどの総理大臣の御答弁どおりでありますから、私はこれを繰り返して申す必要もないかと思ひます。(拍手)

○副議長(小平久雄君) 本日は時間の関係上この程度にとどめ、明三十一日午前零時三十分より本会議を開き、本日の議事を継続することといたします。

本日は、これにて延会いたします。

午後十一時二十九分延会

出席国務大臣

内閣総理大臣	佐藤 榮作君
大蔵大臣	福田 赳夫君
文部大臣	坂田 道太君
厚生大臣	斎藤 昇君
農林大臣	長谷川四郎君
通商産業大臣	大平 正芳君
運輸大臣	原田 憲君
郵政大臣	河本 敏夫君
建設大臣	坪川 信三君
自治大臣	野田 武夫君
国務大臣	有田 喜一君
国務大臣	床次 徳二君

出席政府委員

総理府特別地域連絡局参事官 加藤 泰守君
建設省都市局長 竹内 藤男君

○朗読を省略した議長の報告
(常任委員辞任)

一、昨二十九日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

大蔵委員

大村 襄治君 河野 洋平君
井村 重雄君 小川 半次君

文教委員

藤波 孝生君 倉石 忠雄君
広川シズエ君 八木 徹雄君
内藤 隆君 森山 欽司君

社会労働委員

井村 重雄君 小川 半次君
倉石 忠雄君 世耕 政隆君
中野 四郎君 平等 文成君

西岡 武夫君 阿部 喜元君
丹羽 久章君 福家 俊一君

松浦周太郎君 大原 亨君

商工委員

勝澤 芳雄君 平等 文成君

運輸委員

米田 東吾君 松前 重義君

通信委員

内海 英男君 齋藤 憲三君

内藤 隆君 古川 丈吉君

森山 欽司君 松前 重義君

高橋清一郎君 水野 清君

田澤 吉郎君 藤波 孝生君

大村 襄治君 金子 岩三君

藏内 修治君 進藤 一馬君

葉梨 信行君 米田 東吾君

建設委員

進藤 一馬君 葉梨 信行君

齋藤 憲三君 早川 崇君

決算委員

早川 崇君 葉梨 信行君

(常任委員補欠選任)

一、昨二十九日、議長において、次のとおり常任委員の補欠を指名した。

大蔵委員

井村 重雄君 小川 半次君

大村 襄治君 河野 洋平君

文教委員

倉石 忠雄君 藤波 孝生君

内藤 隆君 森山 欽司君

社会労働委員

広川シズエ君

八木 徹雄君

決算委員

進藤 一馬君 葉梨 信行君

葉梨 信行君 早川 崇君

松浦周太郎君 阿部 喜元君

西岡 武夫君 福家 俊一君

丹羽 久章君 大原 亨君

倉石 忠雄君 小川 半次君

中野 四郎君 世耕 政隆君

井村 重雄君 平等 文成君

平等 文成君 勝澤 芳雄君

運輸委員 松前 重義君 米田 東吾君

通信委員 葉梨 信行君 進藤 一馬君

金子 岩三君 大村 襄治君

藏内 修治君 米田 東吾君

藤波 孝生君 田澤 吉郎君

水野 清君 高橋清一郎君

古川 丈吉君 内藤 隆君

森山 欽司君 齋藤 憲三君

内海 英男君 松前 重義君

建設委員 齋藤 憲三君 早川 崇君

齋藤 憲三君 早川 崇君

債貸付けに関する法律案

都市再開発法案(内閣提出、参議院送付)

に関する報告書

議案の要旨及び目的

一 議案の要旨及び目的

本案は、市街地の計画的な再開発に関し必要な事項を定めることにより、都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新とを図り、もつて公共の福祉に寄与することを目的とするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 市街地再開発事業は、建築物の容積率の最低限度及び建築面積の最低限度が定められた高度利用地区にあることその他の一定の条件に該当する地区において施行するものとする。

2 市街地再開発事業に関する都市計画においては、市街地再開発事業の名称及び施行区域を定めるとともに、公共施設の配置及び規模並びに建築物及び建築敷地の整備に関する計画を定めるものとする。また、住宅不足の著しい地域における市街地再開発事業に関する

昭和四十四年五月三十日 衆議院會議録第四十二号 議案に関する報告書

都市計画においては、住宅建設の目標を定めなければならないものとする。

3 市街地再開発事業は、都市計画事業として施行するものとし、その施行者は、市街地再開発組合、地方公共団体及び日本住宅公団とする。市街地再開発組合は、事業施行地区内の土地所有権者及び借地権者の三分の二以上の同意を得たうえ、都道府県知事の認可を受けて設立するものとし、組合事業の継続が困難となつた場合には、都道府県知事又は市町村長がその事業を代行することができるものとする。

4 市街地再開発事業の手法は、従前の土地及び建築物についての権利を新しく建築する建築物とその土地に関する権利に交換するとともに、建築物の共同立体化及び公共施設の整備を図るものとし、施行地区内における関係権利者の権利は、原則として、権利交換計画の定めるところに従い、本事業により整備される土地の共有持分又は施設建築物の一部及びその施設建築物のための地上権の共有持分等に変換するものとする。

5 施行者が権利交換計画を定めるにあつて

は、審査委員又は市街地再開発審査会の議を経なければならないものとし、その計画は、公衆の縦覧に供し、関係権利者に意見書を提出する機会を与え、さらに建設大臣又は都道府県知事の認可を要するものとする。

6 国又は地方公共団体は、市街地再開発事業に対し、補助金の交付、資金の融通等の配慮をするものとし、施行者は、事業によつて整備される重要な公共施設の管理者に対して費用の負担を求めることができるものとする。その他地方税法、租税特別措置法等の一部を改正し、本事業に対する課税上の特例を定めるものとする。

7 都市計画法等の一部を改め、用途地域内の市街地に高度利用地区を設けることができるものとするとともに、「公共施設の整備に関連する市街地の改造に関する法律」及び「防災建築街区造成法」の両法は、廃止するものとする。

二 議案の可決理由

近年の都市問題に対処するため、市街地再開発事業に関する規定を整備し、都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更

新を図らうとする本案は、妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。右報告する。

昭和四十四年五月二十八日

建設委員長 始関 伊平

衆議院議長 石井光次郎殿

太平洋諸島信託統治地域に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件に関する報告書

一 本件の要旨及び目的

わが国は、かねてから太平洋諸島信託統治地域(旧南洋群島委任統治地域)の住民が国際連合に対して提起している戦争損害請求問題を解決するため、同地域の施政権者たるアメリカ合衆国政府と交渉を行なつてきた結果、合意に達したので、昭和四十四年四月十八日東京において本協定に署名を行なつた。

本協定は、日本国及びアメリカ合衆国が、第二次世界大戦中にくわつた信託統治地域の住民の苦痛に対して、同情の念を表明することともに、住民の福祉のために、それぞれ十八億円相

当額の自発的拠出を次の方法によつて行なうこと。

1 わが国は、アメリカ合衆国に対し、原則として、日本国の昭和四十五年度予算が国会によつて承認された日または合衆国議会による予算承認の日のいずれか遅い日から三年間にわたり、十八億円を供与し、合衆国政府は、これをもつて信託統治地域の住民の福祉のために使用される日本国の生産物及び役務を購入すること。

2 合衆国政府は、議会による予算の承認を条件として、信託統治地域の住民の福祉のために五百万合衆国ドルの資金を設定すること。

さらに、日米両国は、平和条約第四条(a)に規定する信託統治地域に関する両国間の財産及び請求権処理の問題が完全かつ最終的に解決されたことに合意すること等を規定している。

また、交換公文において、アメリカ合衆国政府は、ミクロネシアの個々の住民の請求につき拠出の合計額に見合う金額を限度として、支払を行なうための措置を執る意図を有する旨を述

べ、日本国政府はそれを確認している。

なお、本協定は、日本国が国内法上の手続に従つて承認した旨の通知をアメリカ合衆国政府が日本国政府から受領した日に効力を生ずることになつてゐる。

よつて政府は、本協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるといふのである。

二 本件の議決理由

本協定を締結することは、日米両国間で多年の懸案であつた問題を解決するとともに、経済協力を通じ、わが国と信託統治地域との経済關係を増進するため妥當な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。右報告する。

昭和四十四年五月二十八日

外務委員長 北澤 直吉

衆議院議長 石井光次郎殿

昭和四十四年五月三十日 衆議院會議録第四十一号

10711

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部 四十円

(送料共)

発行所

東京都港区赤坂表町二番地 郵便番号一〇七
大蔵省印刷局

電話 東京 五八二 四四二一(大)